

631
499

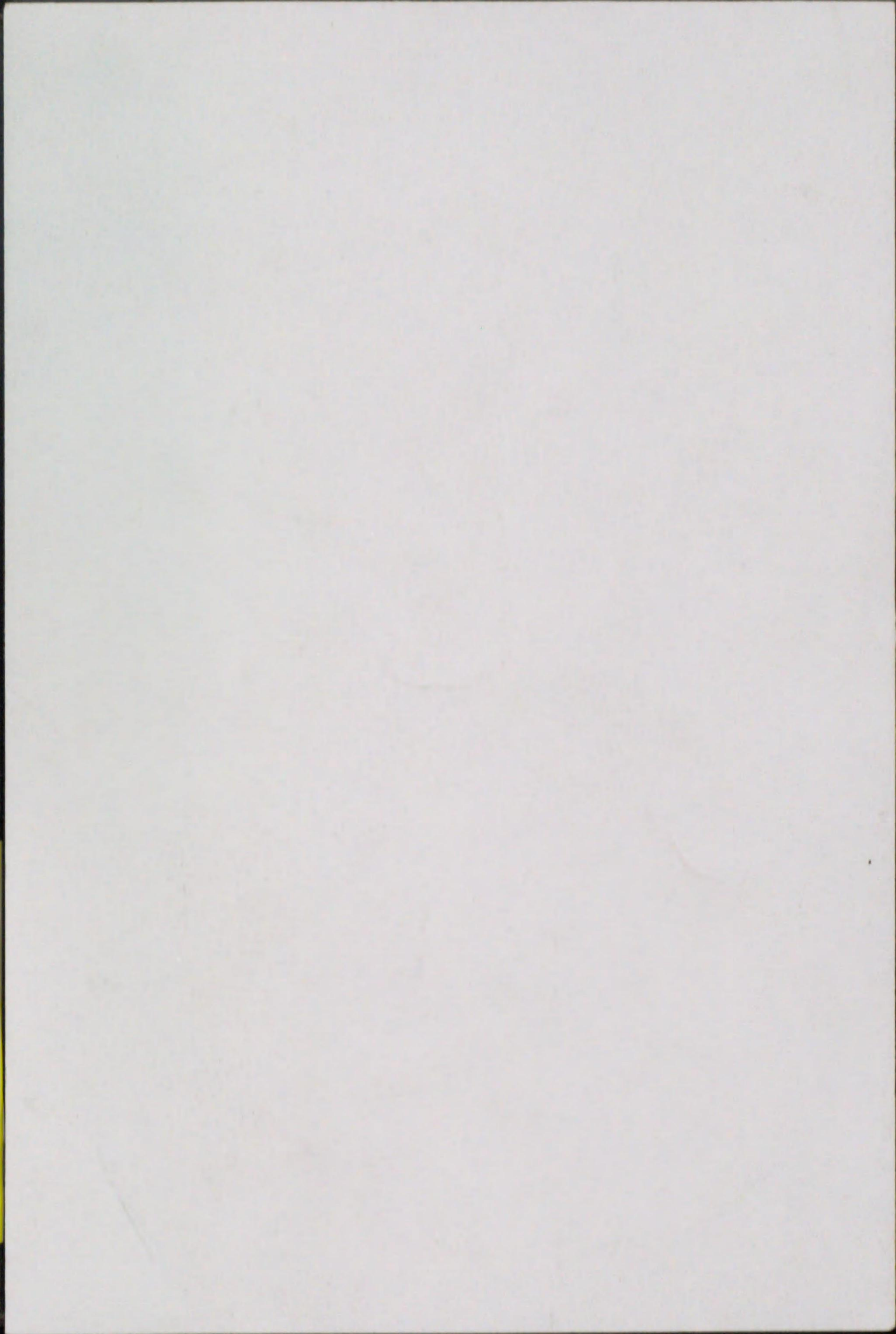
島
と
漁
民

協
調
会
編

631-499

1200501541645

[Small blank label]




島と漁民

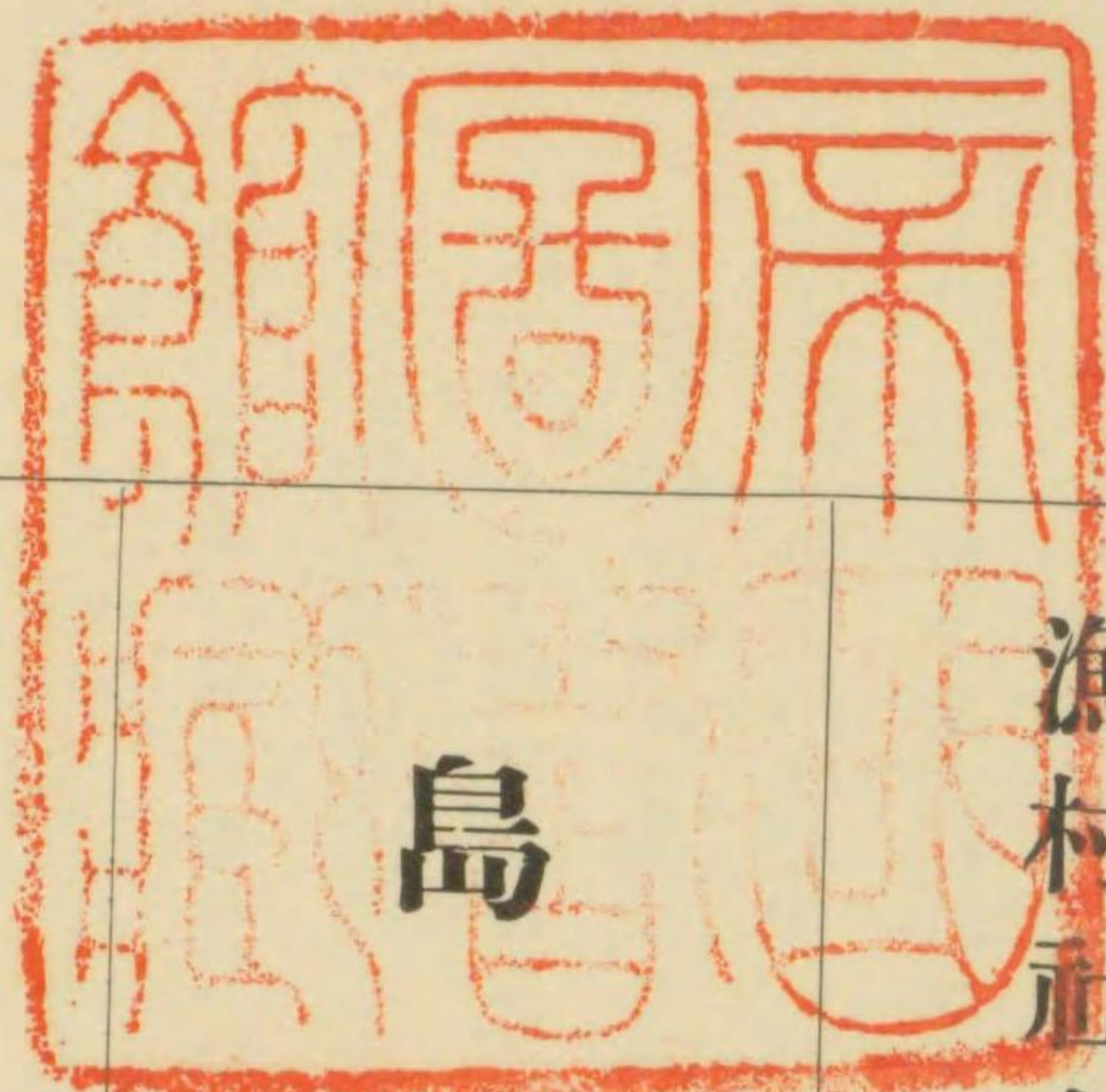
漁村社會經濟調查

納本



協調會 財團法人





漁村社會經濟調查

島

と

漁民



昭和九年四月

協調會發行

63/499

はしがき

農村問題に関する著書が續々と各方面から提供されてゐるのに、漁村や山村の問題に関するものと言へば餘りにも尠な過ぎる憾がある。之は他にも色々事由があらうが、一つには漁村や山村の事情が農村のそのの様に一般に明かにされてゐない爲めである。

兩三年來盛んに唱へられてゐる農・山・漁村經濟更生の言葉も、それが決して徳川時代の士・農・工・商と同じ様な氣持で順に並べられてゐるのでないと知りながら、動もすればそうした事を連想させる様な語調をさへ感ぜしめられる氣がする。漁村や山村の實情調査が現在どれ程必要なものは敢て贅言を要すまい。農村問題だ農村更生だと言つて、農村の實情によく通じてゐる人々が寧ろ最もよく知つてゐることと思ふ。

本書は山形縣下の唯一の島、唯一の純漁村として知られてゐる飽海郡「飛島村」の調査を取り纏めたものである。酒田市を去る海上十里、日本海に置き忘れられた様な小島村であるから、漁村は漁村でも種々變つたところが甚だ多い。村には牛や馬は勿論鶏一羽も居ない。水田が僅か一町七反歩で碌々米が出来ないから、昔から本土との間に漁獲物と飯米との物々交換が行はれてゐて今でも

猶ほ續いてゐる。供し斯うした原始的な小島村にも時代の潮流は容赦なく侵入して、生計上の困難や負債の重壓苦があり又見逃すべからざる文化の發展や社會問題等がある。

本村は餘りにも特異的な爲め、之によつて一般漁村の事情を察知しようとするれば必ず大きな誤謬を冒すこととなる。併し一步退いて考へれば、特異的な爲めに却つて漁村の漁村らしい特色が普通の漁村の様に、歪められずに現はれて來るとも考へられる。この點、漁村問題に關してまるで素人のものにとつても、特異性の餘りにも強過ぎる禍が却つて福となるかも知れぬ。

因に本書は本會囑託宮本倫彦の執筆にかゝるものであるが、本調査に關し多大の御垂示御援助を賜つた山形縣當局、縣農會、飽海郡農會、酒田市光丘文庫、飛島村當局、並に縣小作官鹽田定一氏に對し謹んで感謝の意を表する次第である。

昭和九年四月

協 調 會 農 村 課

目 次

第一部 沿革的に見た島と漁民

- 一 島に關する文献……………一
- 二 とび島と新舊來訪異人……………五
- 三 タブノ木と聚落の發達……………一〇
- 四 島役の烏賊五十駄の事……………一五
- 五 乍恐の書付と近代文化……………二二

第二部 經濟的に見た島と漁民

- 一 漁業權と鮎穴……………二六
 - 二 漁撈と漁獲高……………三六
 - 三 島の漁獲と縣の水産……………四六
 - 四 島の農業……………五三
- 目 次……………一

目次

二

五 春船、秋船の物々交換……………五
 六 漁家の経済と島の財政……………七

第三部 社会的に見た島と漁民

一 島の戸口と南京小僧……………八
 二 出稼人と庄内の川崎船……………九
 三 婚姻と漁場争……………九
 四 新舊島の生活規範……………一〇
 五 婦人消防隊と小學校……………一四
 六 島の娯楽と信仰……………一三〇

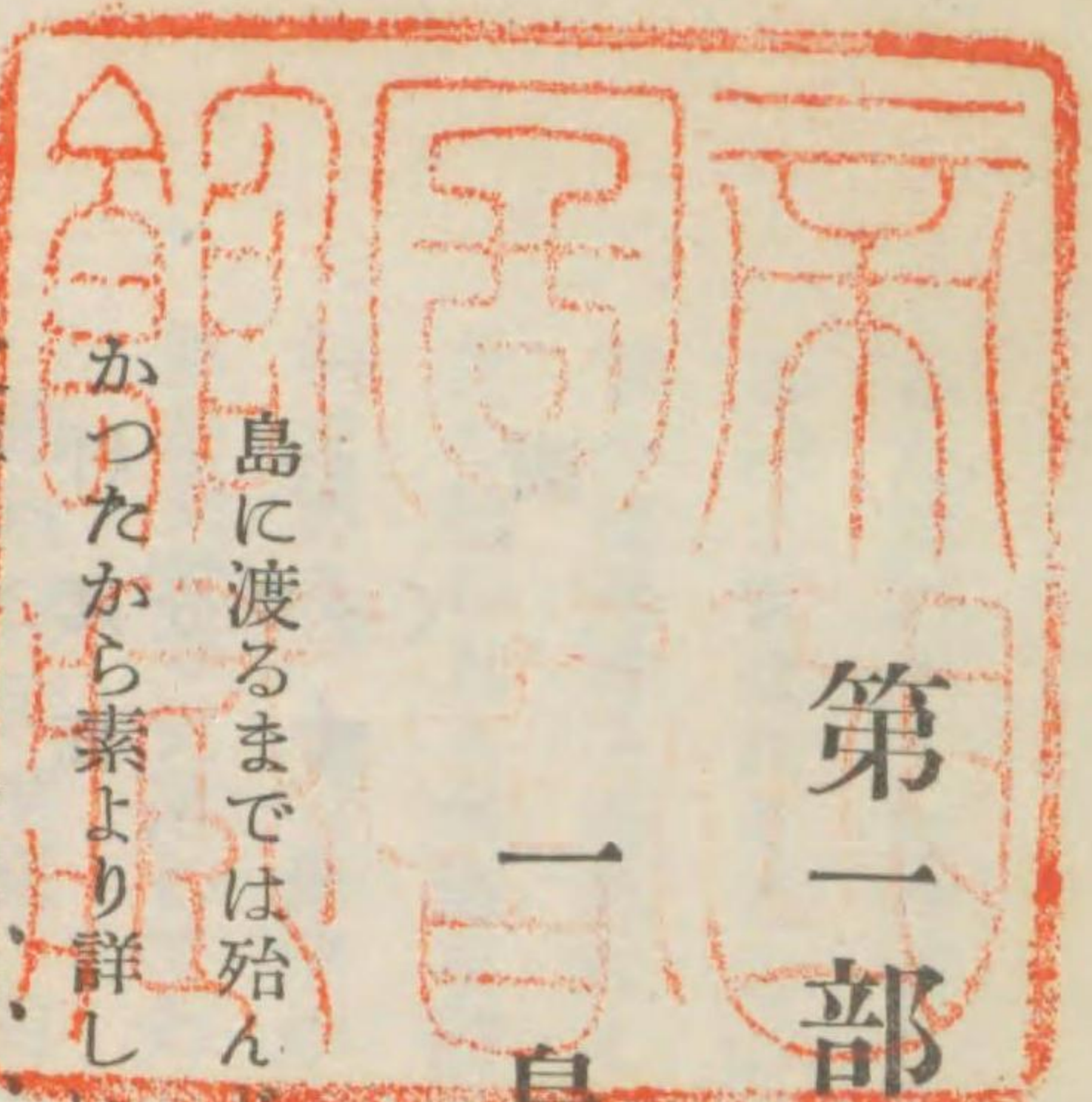
附録

○ 沿革に関する参考……………一三
 ○ 島の恩人……………一三
 ○ 家とその内部……………一三
 ○ 島の風俗と慣習……………一四

第一部

沿革的に見た島と漁民

一 島に関する文献



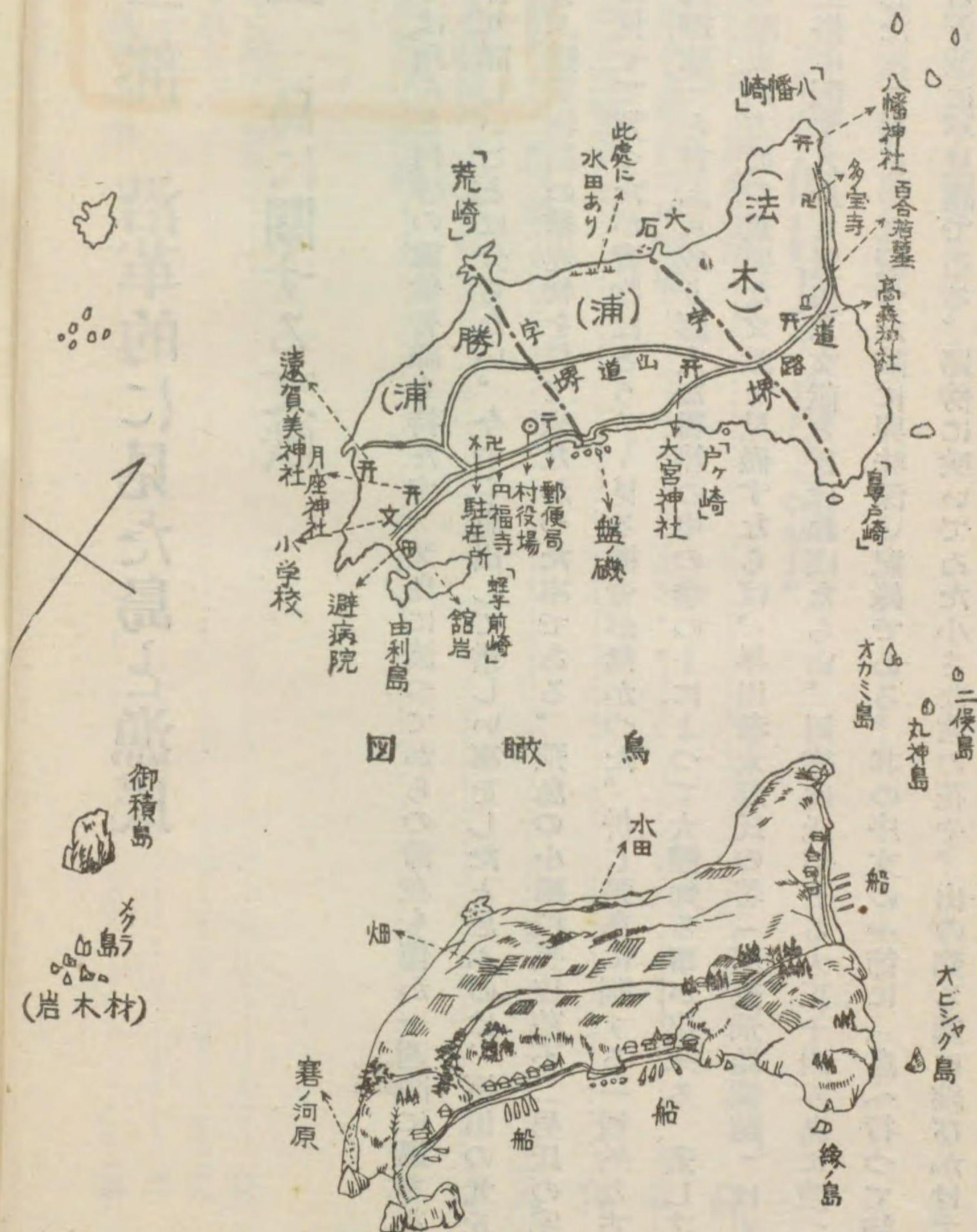
島に渡るまでは殆んど何等の豫備智識も持たず、又島に渡つてからの滞在も僅か一週間に過ぎなかつたから素より詳しいことは分らない。今でも思出して惜しい事をしたと思ふのは、酒田の光丘文庫にあると言ふ靈窟物語の繪巻物を見て來なかつた事である。飛島の小學校長佐藤不二男氏の宅で一、二寫眞は見せて貰つたが實物はとうとう見る機會が無かつた。併し飛島に関する一般的な古い記録は「飽海郡誌」と言ふ可成り膨大な書籍の中の卷の十によつて大體知る事が出来る。若し之を飛島に關する歴史的方面の重要な文献と見做すならば、早川孝太郎氏の著「羽後飛島圖誌」は正に島の民俗、土俗に關する最も貴重な文献と言はねばならぬ。同書は氏が去る大正十四年島に渡つて仔細に見聞したところを書き綴つた誠に興味深い記録である。其の序文の一節に「島へ行つて歸つて來て考へると誠に不思議である。路傍に咲いてゐた小さな紫の花や、山の到る處に綻びかけて

沿革的に見た島と漁民

飛島村全圖

(縮尺五萬分の一)

平面圖



(鳥瞰圖は羽後飛島誌參照)

みた房のやうな百合などが妙に氣になつて、も一度行かないではどうしても満されない心残りがある。』と言はれてゐるが、氏は其の後も此の島を訪れ色々調べられ盡力されて居られるので「飛島」と言へば是非とも忘れてならない一人である。又近頃島の地質的方面に就て安齋教授(山形高校)や其の他の人々が島を訪れ研究されて、色々貴重な研究や報告を發表されて居る事も忘れられない事柄である。今、筆者の知る範囲での主なる文献だけを掲げて見ると大體左の如くであるが、猶ほ重要な文献で見落してゐるものがあるかも知れず、其れは全く筆者寡聞の故と御了承を願ひ度い。

飽海郡役所編 飽海郡誌(卷十)

山形縣飽海郡役所(大正十二年三月發行)

早川孝太郎氏著 羽後飛島圖誌

郷土研究社(大正十四年十月發行)

安齋 徹氏著 自然地理學的に見た飛島

北光第二十六號「別刷」

安齋 徹氏述 飛島に關する地質の話

酒田中學校

大橋良一氏記 飛島の隆起地塊と其の平面形(地球七の四)

長井政太郎氏著 山形縣地誌

明治堂印刷所(昭和八年七月發行)

(此の外に昭和八年八月中、山形新聞に連載された黒田傳四郎氏(ペンネーム)の「獵奇の飛島を探る」記事もある。)

沿革的に見た島と漁民

右に掲げた文献中、以下の各所で引用参照したものは決して一、二に止まらない。殊に「飽海郡誌」と「羽後飛島圖誌」とは隨所に之を引用又は参照した事を豫め御断りして置かねばならぬ。と同時に、前者は「郡誌」、後者は「圖誌」の略語を以て夫々引用の個所を明かにして置いた事を附記する。尙ほ長井氏の山形縣地誌は同様單に「地誌」の略語を用ひ、安齋氏からの引用文は第一部の聚落とその發達にその大部分が占められてゐる事を併せ附記して置く。

島内にある文献に就ては或は特記する程の事が無いかも知れぬ。併し筆者が僅かの期間の間に見た幾多の記録にも中々得難く貴重なものがあるが決して少なくなかつた。佐藤校長は島の古記録が散逸せぬ様にと目下色々努力して居られるが、個人の家にあるものは古ぼけた書付けが果してどれ程大事なものか家のものに分らず、大字法木邊りの(某)舊家では何も知らずに味噌を作る時の被ひに使つてゐた、それも成るべく古いものから順に使つてゐる様な仕末であつたから、驚いて充分注意もし又出来るだけ書き寫しもして來た。享保年間の萬覺帳、明治初年の村掟帳、或は仕入帳、漁場山控帳、若しくは漁場境界争等々特異のものは以下に掲げて置いたから注意して見て頂き度い。

尙ほ島に滞在の一週間、或は故實に又日常生活に、有らゆる事項に就て終始懇切に種々教を賜つたのは、左記の諸氏(村長武田喜兵衛、助役鈴木延治、收入役本間又三郎、書記渡部丑松、同齋藤

正造、郵便局長齋藤富之助、駐在所戸塚豊治郎、漁業組合長齋藤和三郎、小學校長佐藤不二男、村醫鈴木直松、勝浦の本間金太郎、鈴木平三郎、浦の齋藤兼吉、進藤金藏、法木の齋藤三郎、齋藤定次郎、其の他の諸氏)で、以下各部を通じて若し幾分でも飛島の眞相に觸れ得たところがありとするならば、それは全く此等の方々の大きな賜物である事を特に明記して置く。

一一 とび島と新舊來訪異人

物にはそれごとく因縁がある。ましてや一つの村を形作る「飛島」に何かの因縁がなからう筈がない。

別るれどわかると思はず出羽なる

つる路の島の絶えしと思へば

古くはわかれのしま分之島又はつるぢのしま鶴路島と言ひ出羽の一名勝として古人の吟詠にも上つたが、後ち「とゞ」島と言つたのを轉じて飛島と稱したのだと云ふ。永田氏文書慶長十三年十二月同じく十八年十二月島役皆濟狀には「とゞ島」とあり、尤も同書中に「飛島」の文字も見ゆる故當時既に兩者共用せられた

沿革的に見た島と漁民

ものであらう。故人の鈴木多七氏勝浦の人は「とゝ」は魚の方言で魚が多くとれるところから島の名も之に因んだものと言ふ。或は又舊説に古へ鳥海山噴火の際乾の一部が海中に飛墜し島となつたところから飛島の名が出たものとも云ふ。何れが何とも定め難いが聞いたゞけでも何等か一抹の寂しさと懐しさを覚えさせる様な島である。

北海の果に置き忘れられ憂き世を離れた別天地の此の島でも背戸口位の役目は果したことがある。嘉永年間に露西亞の軍艦が見えた時は名主の鈴木某がそれを繪に描いて七枚櫓を仕立て、酒井家へ注進した。翌日は鶴岡から足輕多勢に物頭がついて百目筒を持つて島へ押出して來た。大字法木の劍ヶ峰の原に日の丸に酒井家の定紋三ツ星を染出した旗を翻したと云ふ。

民居創始の年代詳かならず。由利十二堂移替聞書に寛永五年筆記「永祿二年五月中旬仁賀保○大和守より

飛島を攻る人多く死けり終に飛島を切り取つて仁賀保に領知す」との一節あり。仁賀保氏全盛の比數々庄内を犯せしこと菅原政次記野澤楯傳來記に見ゆれば此時本島の孤弱を利し之を占略せしならん。爾後の沿革文書の徴すべきなし。而して本島は地勢上無論飽海郡に屬すべきものなるも酒井家入部の後、爲政の便宜により寶曆の比一たび田川郡に屬せしが後ち舊に仍り飽海郡に復せられたり(郡誌)とある。

明治元年奥羽征伐の戦争の折は酒田から吹浦三崎にかけて、次々に焼かれて行く火の手を島の者は生きた心地もなく見てゐたと云ふ。丁度七日の間燃えつゞけてゐたさうだが、その後へ長崎丸が入港したのであつた。長崎丸の飛島來航は島の歴史の殆んど總てを忘れしめる程の大きな事件であつた。隊長の大澤龜之丞といふのは其時十七歳の色の白い綺麗な武士だつた。櫻井捨藏といふのは後見役のやうで柿田杏庵といふ醫者もゐた。一日法木の西の盛の原で訓練をやつて見せたさうであるが、洋服に白鉢巻で陣太鼓の拍子につれて隊伍を揃へて繰出した光景は譬へやうもなく見事であつたと云ふ。

何年頃の事か判然せぬが明治より少し前だつたと言ふ。怪しい船が島へ入つて船員が十人許り上陸して一日島を巡つて測量などした。島の者はカラフト來たと驚いて戸を締切つて隠れたが、中に一人孫四郎といふ少し足らぬのが平氣で蹤いて歩いた。カラフトがチョンマゲ頭を撫でてくれた。孫四郎も亦彼等の帽子を取つて珍らしさうに覗き込んだりしてゐるうち、中の一人がポケットからマツチを出して煙草に火をつけたのを見て、吃驚してしまひカラフト天狗々と叫びながら遁げて來たと云ふ話もある。

斯うした話を早川氏の著書から拾ひ上げて來るとまだ、詳しい事を色々書かねばならぬ。併し

それは寧ろ原本たる「圖誌」の名文に譲つて、新らしい珍らしい外來者を紹介するなら、何んと言つても先づ英國大使館内の武官イー・エンジャー氏の來島を記さねばならない。エンジャー氏は日本語を習ふ爲め僻遠の地を此處彼處と歴廻り歩いたが丁度酒田に來た時に、何處か人里離れた静かなところはないかとの質問に警察で推薦したのが目の前に茫と煙つて陽炎のやうに見えた飛島であつた。當時は遍歴中のことゝて至つて見窄しい姿で大字勝浦の本間金太郎氏の宅に宿をとり暫く飛島に滞在した。氏が苦小牧に行つたのはそれからの事である。

拜啓

一昨日だけ金銀からお金を貰ひました。其の時私は山の中でしたから爲替は出來ませんでした。今日東京へ歸るので本間さんに五十圓を送ります。こんなに晚いからおわびします。ども杉浦さんによるしく言て下さい。あの人のいか大へおいしかったです。今日から私の住所は英國大使館でございます。

九月三日

イーエンジャ

本間様

之は苦小牧（北海道）から昭和四年九月四日に飛島に向けて發送されたエンジャー氏の書簡の全

文である五十圓云々といふのは飛島滞在中の宿泊諸掛りの費用である。エンジャー氏の來島（東市市在住磯邊民彌中佐同道）はその後も續いたし飛島言葉も随分うまくなつたと云ふ。

British Embassy, Tokyo.

2 September, 1931.

Mr. Honma: I have stayed in the Honma Ryokan on two occasions once for three weeks in 1929 and this year from the middle of April until the end of August. I have always found both the innkeeper and all his staff have always done what's utmost to make my stay a pleasant one: on the later occasion Mr. Honma has been training to cook European food: a fact which I hope will be appreciated if any other western guests visit his inn.

Edward Ainger.

本間さんの大事にしてゐる書簡の中から右の様な書狀が出て來た。飛島、分之島と随分邊鄙で地方（本土）から行く人などは先づ食物に不自由するだらうと考へると大きな間違、欲しければ英國人仕込みの西洋料理も食べられ紅茶の一杯位は朝からでも香よく拵らへて呉れる。そう言ふ筆者も始めは吃驚したので朝起ると番茶の代りに紅茶を出されトイレットに行けば木製ではあるが洋式の

沿革的に見た島と漁民

腰掛が出来てゐる。風呂もなか／＼洒落たものであつた。

村の舊家鈴木延治氏宅の庭の泉水の垣には船の後部甲板の手擦がそのまま据へてあり、戸袋の部には舷側の丸硝子が填つた儘の板を取附けて昔のまゝに美しいコバルト色をしてゐる。之は前の話の長崎丸の遺物であり、今の紅茶にしてもトイレットにしてもそれ／＼曰くを聞けば成程と肯づける。飛島小學校にある次の英文メツセージもそれが陸軍騎兵少佐エンジャー氏の書き残して行つたものと聞けば懐しさも又一入であらう。

Nations can only become real friends if they understand each other. The best way to achieve this object is just for the individuals of each nation to get to know each other.

I hope my visit to Tobishima have helped to achieve this result. And that old standing friendship between Japan and England has been strengthened by mutual friendship.

Edward Ainger.

三 ダブノ木と聚落の發達

鳥海山と飛島とは元は地續きで今の女鹿山から島迄は陸地であつた。嘉祥三年(仁明天皇の御代)前後の地圖に女鹿山から飛島までは「羽縣」と呼ばれた半島であつたが、同年の強震で羽縣十里四方は悉く陥落して海と化し、その折岬角の一部が陥落を免れ殘留したのが飛島即ち「分れの島」であるといふ一説の基礎には植物分布上の曰くがある。女鹿邊の海岸にあるタブノ木(樟科一名イヌグスといふ喬木)が飛島にもある。

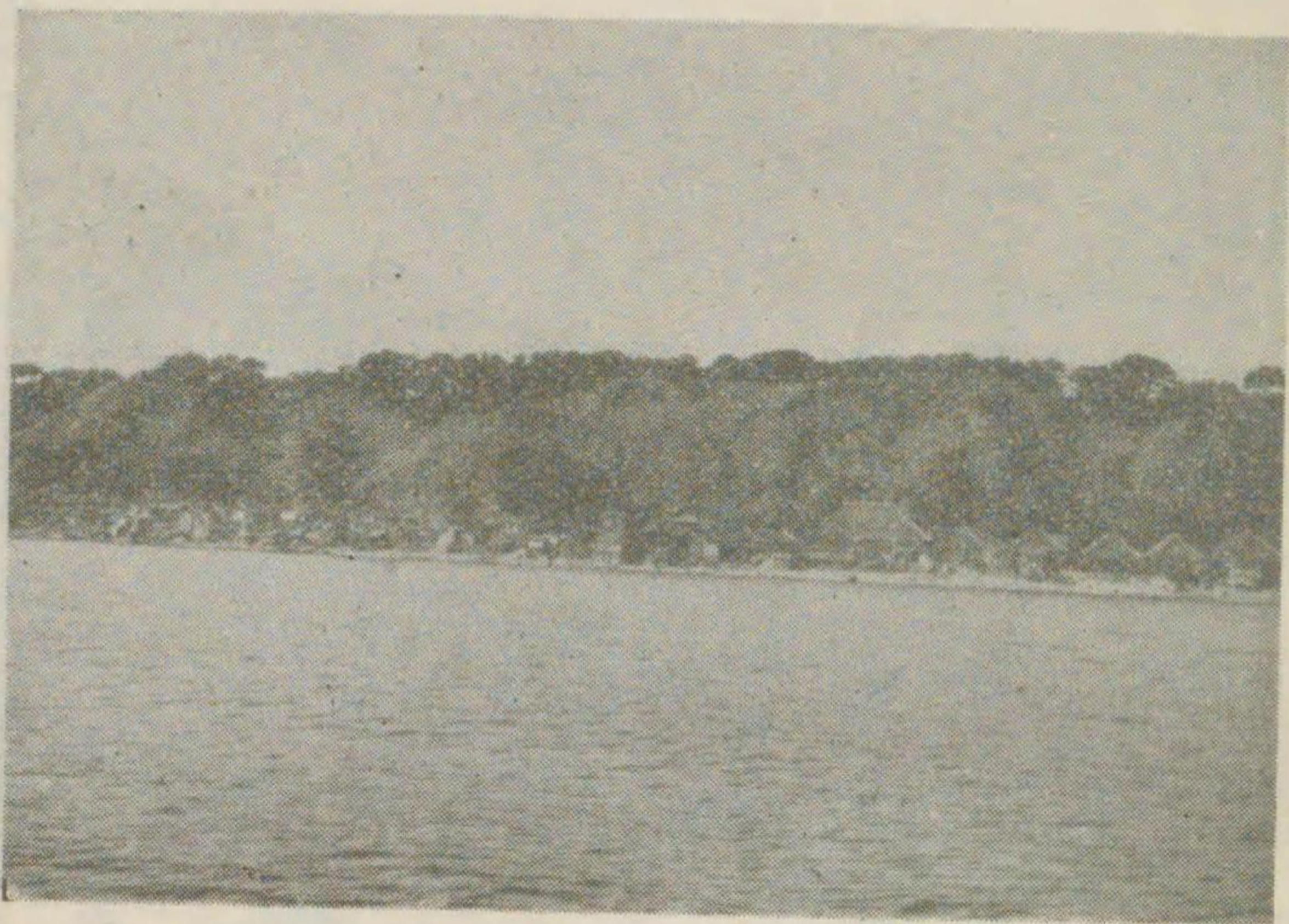
安齋徹氏は粟生島、月山礁と飛島が南北に延びて本土との間に海溝を挟み、而も八幡崎の南方で第三紀層の中から出た花崗岩の圓礫の存在から佐渡、粟生島、飛島、朝日、飯豊と連なる花崗岩塊の南北列を認められてゐる。同氏の記述によると飛島の自然地理もなか／＼興味深いものがある。

飛島は日本海を北流する暖流の流路に當るので緯度(北緯三九度一二分)の割合に珍らしく熱帯的な氣象を呈し、植物類も潤葉常緑樹の繁茂が夥しく西風が優勢で年中南西の風を受け八月の頃稀に東南風を受けることがある。東南風は全く逆風でこの風に襲はれると島の漁業は一大打撃を受けるやうになる。冬季暖流面から蒸發する水蒸氣は周圍の寒冷な氣温によつて容易に飽和状態に導かれ、島は極めて濃密な湿度を示し、氣温は比較的高いために積雪は極めて少く、岩礁面には湿度に恵まれて海苔が繁殖するやうになる。冬季の氣象が斯様なため熱帯性の「タブノ木」や椿類が密生する。

夏季は勿論春秋の候には一般氣温が海流に影響される憂がないので島の温度は概ね低く、本土の海岸のやうに雨量も多くない。従つて魚類の乾燥等には便利であるが島民の生命である飲料水には尠なからぬ困難を感じしめるやうになる。

一體島の西岸には段丘が発達し地質の性質からして湧水は到るところに見られ、本島唯一の水田も僅かに九米の段丘上に見られる。島の北岸と東岸一帯は全く四十米の斷崖をなして海に臨み五米段丘の片影が僅かに残存するに過ぎない。北岸斷崖の下には飲料の湧水が稍々豊富であるが、東岸一帯は飲料水に最も困難な状態にある。

然るに「漁村の發達は地形的にも亦飲料水の上からも極めて不便な東岸に發達してゐる」のである。それは島に吹く風が西風である關係上西の海岸は潮氣に襲はれて樹木の生長も見ざるべきものがなく、近代になつて黒松が最上段丘を被ふやうに茂つた位である。従つて飲料水があつても船繋場が無いので漁村聚落の發達は出來ず、只の一軒も住宅がない。之に反して北と東の海岸は風に安全であるために斷崖にも深い谷間にも潤葉、常緑樹が著しく繁茂して全く西岸には見られない風景を作つてゐる。更に飛鳥港は南と西との風を遮つた深い港であるために日本海上唯一の避難港と目されて安全な船繋場となつてゐる。従つて飛鳥の聚落は勝浦方面から浦に發達し、之と離れて法木にも發達した。



勝浦部落

法木——飛鳥の住民が平家の落人だといふ傳説は實はこの法木ださうである。一たび海上から漂着しても二年三年は島の様子も究められさうもない崖の陰に並んだ部落である。創立は三部落中最も古いらしいが今は所謂「裏村」になつて島中の田舎になつてしまった。それだけに生活にも風俗にも昔の姿が多く遺つてゐる。冬は北風がまともに吹つけて随分難儀で、男の被るフルシキも兜被りと謂つて（平家落武者の名残りといふ）被つた上を手拭で鉢巻をする、斯うもしなければ冬の北風を凌げなかつたらうと思はれるが、其代り滾々として盡きぬ清水が到る處湧いて此處ばかりは水涸れの心配がない。

浦——浦は又中村（中の村の意）とも言ひ崖を隔て、勝浦に隣合つてゐる。浦部落の山に生

沿革的に見た島と漁民

へる蓬は特に効験があつて舊幕時代年々藩侯へ上納したものと云ふ。法木へ越す道は高い崖に石段を積上げて一步毎に眺望が開けてゆき恰も神社の境内のやうである。本島唯一の水田は實にこの部落の西側にある。



(勝浦) 部内の落部

勝浦——島の文化の中心地で役場、小學校、郵便局、巡查駐在所等みな此處にあり旅人宿の看板を出した家も數戸ある。宿屋は地方から出向いた者が泊るといふよりは寧ろ避難船の船員を相手のためだつたと云ふ。磯に沿うて窮屈さうに建並んだ家の軒に猫が遊んでゐた。島には獸といつては殆んど何もゐない只鼠がゐるから猫を飼ふ位のものである。最上川洪水の時に流木に乗つて漂着したものだそうであるが、蛇などもそうして渡つて來たものだと云ふ。

(勝浦の澗)

勝浦の澗は西北に島を負ひ東西五町餘、南北十一町、深さは凡そ六尋乃至十四尋に及ぶ。磯は一面堅固な岩を以て疊まれ其間に處々小船の通ふ路が穿たれてゐる。以前から冬期日本海上唯一の避難港で——船舶二百餘を容るべく最も風波を避くるに宜し、毎年出入するもの五百餘艘に上れり、維新前は海客一人毎に五十六文宛徴收し之を飛島「網役」と稱し領主の「浮役」となすと郡誌に書かれて——ある。澗の一端に館岩といふのがあり其地續きの一段低い處を波、越と謂つた。もとは風波の劇しい度に波濤が越して避難の船も困つたそうだが、先年縣の補助を仰いで堤防を築てからはもう波越しでなくなつた。館岩は昔、館のあつた處と言ひ傳へて頂上には石垣の址がある(圖誌)。

四 島役の烏賊五十駄の事

島の耕地は僅か四十餘町で島民は専ら漁業によつて生計を樹てゐる。その産するところのものは烏賊、鱈、たなご、榮螺、鮫、蟹、鮑、荒布、和布、えご草、布葉等であつて就中烏賊の産額が最も多い。従つて古來「島役」として之を領主に上納し年貢となしたものである。慶長八年島役十

沿革的に見た島と漁民

八駄の代銀百二十二匁同じく十三年には代銀二百五十五匁とあるが其年産額は定かでない。鶴岡酒井家入部以前は一ヶ年二十四箇(二千枚を一箇とする)の外に月々「膳羞」の魚類を上納したのを元和元年代官島田佐左衛門在勤中から膳羞の進献を止め五十箇の上納を命ぜられ其後永く島役の定額となつた。廢藩の頃は五十五箇であつたが明治になつて自然其の制度は廢止された譯であるけれども猶ほ幾分は納めてゐた。一面には漁場の規約等から酒井家との縁故が斷たれる事を畏れた結果もあらう。明治九年に漁場合併の問題で村中えらい争論をやつて、酒井家の舊重役の立合を乞ひやつと元通りに解決した事實もある。それからは浦部落だけが烏賊付届を脱退し、法木と勝浦とが毎年三月の節句に酒井家留守宅へ届けてゐたものと云ふ(郡誌)。

飛鳥三ヶ村より御年貢いか上納仕申割付次第申上候

一、いか拾九駄 かつら村

下札人数九十八人但十五より六十迄御役仕候

寅年家数三十七間 人数九十八人 田九間二分七厘五毛 畠二千二百四十一間七分

一、同 拾九駄 法木村

下札人数八十五人は十五より六十迄御役仕候

寅年家数四十間半 人数八十五人 田四間 畠三千七十三間

一、同 拾貳駄 浦村

下札人数四十四人は十五より六十迄御役仕候

寅年家数二十三間 人数四十四人 田六間二分五厘 畠二千四百四十四間

合計 五十駄 但一駄に付 二千枚宛

三ヶ村寅年家数合 百間半 大小共に

人数二百二十七人但十五より六十迄御役仕候

田合 十九間五分二厘五毛

畠合 七千四百五十八間七分

但五十駄之御年貢いか右之家數 屋敷大小に應じ人数之内自然亂申者には家人之分共に引申候他所へ水子に罷出申候者をも申候 田畠のたかけともに引捨たとへば いか澤山にとれ申候ても又とれ不申候ても 五十駄之御年貢いか三ヶ村寄合勘定仕割付を以上納仕候 三ヶ村共に肝煎前に毎年明細之名寄帳に御座候

島と漁民

右飛島三ヶ村御年貢いか先法之御引付を以三ヶ村より一年に「二十四箇」宛上納仕候
 御入部之次の年より島田佐左衛門殿御代官被成候 八年目の年御公儀え島田佐左衛門殿被仰上候
 には先法之時毎月五さいの御肴上候由申候 御當代は毎月之五さい不被爲入候間其代に御年貢いか
 三ヶ村より毎年「五十駄」宛上納可被致と武右衛門殿へ被仰上候 島中之者共鶴岡へ相詰御詫申候
 へ共相叶不申 五十駄に被仰付毎月之五さいは無用に被仰付候 併五節旬之御肴は御公儀□恐指上
 ケ申度と此方より申上候 島田佐左衛門殿九年目に御代官御替次の年 御代官に大日方長三郎殿中
 里惣十郎殿御越之時分 五十駄之いか割符被仰付被下候へと申上候へば島中田島間數御改 惣家人
 數田島に割付を以被仰付候 それより以來つぶれ家殊に田島のたかけ何程御座候ても又家數多く成
 候ても老人共除申候 而も中間にてよない申右五十駄之御年貢いか古來より上納仕來申候處實正に
 御座候 右之趣少成共僞申上候におゐては何様之曲事にも可被仰付候仍如件
 寛文二年寅之十月八日

飛島かつら村

肝煎 太郎右衛門印
 與頭 長右衛門印

浦村

同 三郎右衛門印
 同 藤兵衛印
 同 與次右衛門印
 同 次郎右衛門印
 長人百姓 三郎兵衛印
 同 佐右衛門印
 同 作兵衛印
 肝煎 太郎右衛門印
 與頭 長七郎印
 同 多右衛門印
 同 甚作印
 長人百姓 惣右衛門印
 同 清太郎印

一、いかの切こみ五十樽彦兵衛殿代より出し申候と書上ケ申候儀偽に御座候、先年より方々御誂御座候時分はうり申度ものは、ほしいかの値段にさん用仕賣上ケ代物は御役人衆より賣主方へ請取申事に御座候、賣上ケ申分代銀爲取手形御役人衆へ相渡申候事

一、なこしと申所に新屋敷申立候に付、彦兵衛殿と肝煎太郎右衛門一身仕、水のみ名子之分拾間や貳拾間他處へ參候共不苦新屋敷出し申儀罷成間敷之由、拙者共申候と申上候偽に御座候其上、御公儀へ御用申上間敷と拙者共方へ書物爲致取申候と申上候儀是も偽に御座候、此なこしと申所は御番所其外肝煎御百姓共罷在候處より拾丁程澗ぎわにて古來より往來之船つなぎ場に御座候、其上濡荷物破損船以下之荷上ケ場にて御座候、此外にかつら村中に地らい少も無御座候殊にかつら村之御百姓共いか、あわび、さゞえ、わりめ、さしあみ色々獵仕所に御座候に付き、村中申合同時に罷出獵仕取わけわりなどは場所少々に御座候故日を定寄合かり申儀に御座候、此獵場近處に忠兵衛左兵衛罷在候者彌々先かり仕、本田之御百姓たいてん致御年貢いか上納仕かね可申と奉存候、只今迄同處に罷在候てさへ度々先かり我まゝ仕申候、當春繪圖を以御訴訟申上候委は御役人日向彦兵衛殿林庄右衛門殿に御尋可被下候、名越濱を新屋敷に望申候もの十人別紙に連判指上ケ申候、内に市郎・與三右衛門と申者二人は島中に無御座候、同六右衛門

勘三郎・清藏・長八郎・惣次郎・佐之助此六人に新屋敷望申候哉と相尋申候へば望不申うしかつ付にて御座候と證文を仕出し申候、同作藏と申者は去年より遊佐之内に手間取罷在候、同清十郎と申者は旅船之水子に罷成未だに歸り不申候此兩人には相尋不申兩人共に新屋敷望申ものには無御座候事

一、亥の年七月かつら沖にしづみ船御座候、村中之船を出させ不申、肝煎太郎右衛門小船三艘にぬれ米申候と申上候儀偽に御座候、村中之船獵に罷出申處にしづみ船見付に申付、太郎右衛門船五兵衛船・三郎兵衛船・佐右衛門船・八右衛門船五艘にてぬれ米一艘に付四五俵宛取參候て、御役人白井與兵衛進藤山三郎殿へ御斷申上候へば其米御尋有是迄ほし候て預り置可申と被仰付候、其後終にいつ方よりも尋無御座候、右五艘之内五兵衛と申者は忠兵衛せがれにて御座候一、島中之もの沖にて船道具ながれ物ひろい申候ても肝煎太郎右衛門宿船之道具とて無利に取申候と書上申候事偽に御座候、惣て先年より船道具ながれ物ひろい申候ても其まゝ商賣不仕御作法之通三年之内は濱に指置申候、其内何方よりも尋無御座候へば右ひろい申ものに遣申様にと申付候事

一、島ふたいの作藏と申すものゝ家屋敷を肝煎太郎右衛門彦兵衛殿と相談を以おひ立、肝煎太郎右

衛門船かこひ場に仕候と書上申儀偽に御座候、島普代の權三郎と申者之儀に御座候、此權三郎身代不罷成家屋敷を指上ケ島を可罷出と申候を、島三ヶ村より權三郎前々之年貢いか酉戌亥三年之内は與内にて立替置候時、權三郎方より組頭次郎右衛門を以申様は、妻子をも持不申一人ものに候へばとかく身代不罷成候間、遊佐郷へ罷出てまにても取申度と色々申候間、惣村中へ家屋敷相渡申候、其後忠兵衛子忠三郎右之權三郎家をこほし取申候に付、肝煎組頭申様は御公儀之家屋敷を何とてこほし取申候と申候へば、かし金之代にこほし取申候間其方共かまひ申間敷と忠三郎申候て我まゝほこし取申候、惣て忠兵衛おやこの者は是にかぎらず我まゝ斗仕候、右之權三郎明屋敷を藤作と申立すものに去年秋村中相談を以相渡候へば當春家を立申候事

一、かつら村の内小坂と申處に貳拾年以來家拾間出來仕候、御百姓之手前より年々いか三駄宛上ケ申候へ共納所無御座候と申上候儀偽に御座候、惣て五十駄之御年貢いか上納仕候儀年々三ヶ村寄合申、田畑惣屋敷人數に應じ五十駄之御役いかはかり渡し名寄帳を作立の上納仕申候事に御座候故少も出入無御座候、則なよせ帳御座候、又貳拾年以來家拾間出來仕候と申上候儀偽に御座候、かつら村之内小坂に家敷以上十六間御座候内九間は代々を存不申候、残り七間は拾五年以前或は十二三年又は四五年以前迄に順々に出來申候、何も五十駄之御年貢いかわり付に入上

納仕候則名よせ帳に明細御座候事

右之條々被聞召分於被下候者難有可奉存候 以上

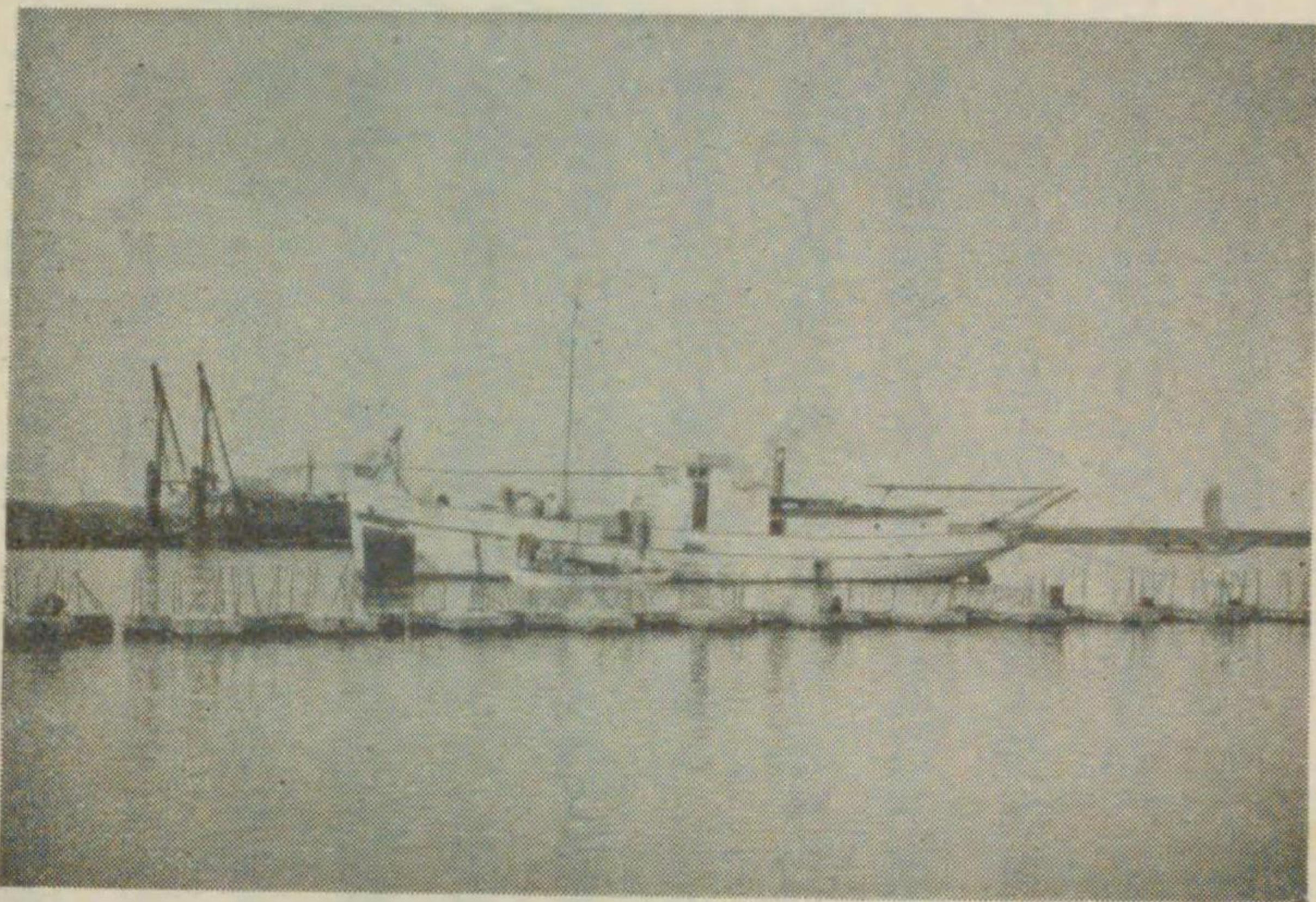
寅の九月二十五日

飛島かつら村

肝煎	太郎右衛門	印
組頭	三郎右衛門	印
同	長右衛門	印
同	次郎右衛門	印
同	藤兵衛	印
同	與次兵衛	印
長人百姓	三郎兵衛	印
同	佐右衛門	印
同	作兵衛	印
惣百姓中		

御奉行所

沿革的に見た島と漁民



飛 島 丸

羽後の飛島酒田の向ひ

向ひ同志で海路は十里

海路は僅か十里でも日本海に孤立した離れ小島、地方を離れた交通の不便は何よりも淋しく堪へ難い事であつた。地方へ渡る度に飛島のアイヌが來たなど、陰口を吐かれたのもみな交通不便の爲めであつた。従つて（一時酒田港の荒廢につれて郵船會社の近海航路寄航地になり出張所が設けられた時代もあつたが）大正三年に酒田、飛島間を連絡する飛島丸が農商務省の監督で出來上つて、東京の月島から初めて廻航された時の喜びと言つたらそれこそ大したものであつた。酒田で開いた就航の祝賀會には縣廳關係者初め五百人前の仕度をして酒田の藝者を總揚げしたそうである。今は當

時の船と船は違ふが名は同じ飛島丸で島の漁業組合に籍があり、縣から一ヶ年千二百十五圓の補助

金を受けて年七十五回の定期航である。春から夏に大部分往復し船の大きさは二十七噸である。

定期の船はあつたが電信には未だ用がなかつた。嘗て日露戦争の最中浦鹽艦隊を認めたら大至急報告せよと郡長から達しがあつた時、大至急何を以て報告致しませうかと暗に電信のない事を皮肉つたそうであるが然し其の折電信の心配は結局無かつた。津輕海峡で奈古浦丸が遭難の前日、漁獵から歸つた連中が四本煙筒の飛島のやうな軍艦を見たと言つたが、村長初め日本艦隊の警戒とばかり思つて済してゐた——と圖誌に面白く書かれてあるが、時代の推移か昨昭和八年十一月から最新科學の無線電話が通ずるやうになつた。『翼なければ飛んでは行けぬ。』の飛島名物の唄も今は全く解消し都人士の來訪もやがて多きを加へて行くことであらう。

第二部 経済的に見た島と漁民

一 漁業権と鮎穴

イー・エンジャー氏が泊つた本間さんの家といふのは又漁業組合の事務所でもあつて、組合規約の第三條に「本組合の事務所は山形縣飽海郡飛島村大字勝浦八十四番地に置く」とあるのがそれである。全島を一地區とする村の漁業組合で規約の第三十六條には漁業権行使の事に關して次の如く書かれてある。

- 一、専用漁業権に依る漁業は從來の慣行に基いて大字毎に各自又は共同して之を爲す。つまり磯海漁業は大字勝浦が南西字盤の磯から字兩の小山中境荒崎の塔迄、大字浦が東西字劍ヶ峰から字兩の小山中境荒崎の塔迄、大字法木が東西字突拔谷モツテクリ字ケンホウガ谷クリカミノ澗迄、鱈釣沖漁業は大字勝浦が東字宮谷正中から字西のト島迄、西字ト島から字鶴島柏木迄、大字浦が東字宮谷上ヒラ井戸掛りから字ハエサガリ迄、西字大エボシから字メクラ狭の口迄、大字法木が東字カイサガリから字仙左衛門ザイゲ迄、西字仙左衛門ザイゲから字ヲビシヤク船通し迄と定められてある。
- 二、鱈漁業は從來の慣行によつて納屋と稱し來たつた組合員に於て之を爲す。
- 三、鮎穴漁業は從來の慣行により縁故のある組合員に於て之を爲す。
- 四、特別漁業の柔魚敷網漁業は舊慣によつて地元各大字部落組合に於て組織する各網組に於て之を爲す。
- 五、定置漁業の瓢網漁業は地元大字部落組合員に於て共同に之を爲す。
- 六、定置漁業の鮎大謀網漁業は總代會の決議によつて漁業者を定める、尤も場合によつては組合員外のものに貸付くこともあり得る。

つまり漁業権については専用漁業権とそれ以外の定置及び特別の漁業権が行使されてゐるので漁業の種類名稱、漁獲物の種類、漁業の時期等は左の通りである。

専用漁業

漁業の種類及名稱

鮎 卷網 漁業

漁獲物の種類

鮎

漁業時期

自三月一日

至六月卅一日

経済的に見た島と漁民

以上の漁場位置飛島村西側の沖合(免許番號第四〇四二號)

定置漁業

漁業の種類及名稱	漁場の位置	漁獲物の種類	漁業時期
(免許番號九二號)	大字勝浦海面	鰺、烏賊	自十一月卅一日至十一月卅一日
落網類漁業瓢網 (一名猪口網) (免許番號九三號)	大字勝浦海面	鰺、烏賊	自十一月卅一日至十一月卅一日
同	大字浦海面	鰺、烏賊	自十一月卅一日至十一月卅一日
(免許番號一〇三號)	大字勝浦海面	鰺、烏賊	自十一月卅一日至十一月卅一日
同	大字浦海面	鰺、烏賊	自十一月卅一日至十一月卅一日
(免許番號一〇四號)	大字法木海面	鰺、柔魚	自十一月卅一日至十一月卅一日
同	大字浦海面	鰺、柔魚	自十一月卅一日至十一月卅一日
(免許番號一〇五號)	大字浦海面	鰺、柔魚	自十一月卅一日至十一月卅一日
同	大字浦海面	鰺、柔魚	自十一月卅一日至十一月卅一日
(免許番號一一八號)	大字浦海面	鰺、柔魚	自十一月卅一日至十一月卅一日

但存續期間昭和五年六月五ヶ年

臺網類漁業鮪大謀網

大字勝浦海面

鮪、鯛、鰺

自八月卅日

特別漁業

漁業の種類及名稱

第六種漁業柔魚敷網

漁獲物の種類

柔魚(さいなが)

漁業時期

自五月廿五日

免許期間

廿ヶ年

免許年月日

大正六年一月廿二日

漁場の位置

左記の通り

免許番號

漁場の位置

- 一九—二二
- 二三—三〇
- 三一—三三
- 三四—三七
- 三八—四三

- 勝浦沖合ラビラ島一—四番漁場
- 同 コヒラ島一—八番漁場
- 同 コカラス島一—三番漁場
- 同 フタミツラ島一—四番漁場
- 同 サマイ島一—六番漁場

經濟的に見た島と漁民

島と漁民

三四

四	四—四九	同	鵜島一—六番漁場
五	〇—五六	同	百合島一—七番漁場
五	七—六三	同	コヂ鼻一—七番漁場
六	四—七七	浦沖合	赤石一—一四番漁場
七	八—八三	法木沖合	ヲヒラ島一—六番漁場
八	四—八九	同	寺島一—六番漁場
九	〇—九五	同	ヨシマツエボ一—六番漁場
九	六—一〇一	同	小倉鼻一—六番漁場

ところで、鮟鱇漁業といふ愉快な名前の漁業は一體どんなものかと言へば、冬期寒さがきびしくなると深海にゐた鮟鱇が段々磯近くへ寄つて来て穴を見つけて這入つてゐる。雌が穴の奥に這入つて雄は口元にゐる。早く言へば鮟鱇の巢で、捕るのは棒で突くのであるが初め穴へ柄の方を入れてやると鮟鱇は恐れて奥へ奥へと後退りする。最後に退る余地がなくなると今度は前へ押し出す、其處で引張れば中でも引張る。何度も繰り返す中には堪らなくなつて穴の外へ遁出す其處を追かけて突くので



ある。最初うまく捕つた穴は其後も工合よくゆくそうであるが、下手に捕遁すと其穴では不思議に捕れない、初鮟鱇は大切なものだと言つてゐる。

鮟鱇はもとはそれ／＼所有權が定つてゐて代々持ち傳へ賣買は叶はぬものとされてゐた。娘を嫁に出す時などこの鮟鱇を附けてやる風があり、良い穴の三つ四つも持つて行けば先に何一つ無くても生活には困らなかつたし、萬一離縁にでもなつた時には穴は再び元に戻すものであつたと言ふ。今は形式上島の鮟鱇は全部一括して漁業組合に所有權が移り、四十二戸の組合員だけが之を借りてゐるといふ形式になつてゐる。其處に組合規約の「鮟鱇漁業は縁故ある組合員に於て之を爲す」の條文が生きて来る譯である。法木の渡部丑松氏の宅には部分的ではあるが鮟鱇の一覽表がある。早川氏の著書にあるのがそれであつて興味ある二三のものを次に掲げて置かう(圖誌)。

番號	名	稱	所有者	名	稱	由	來
二	牛	穴	鈴木與兵衛			容易に鮟鱇が出ぬ、牛の歩みの如くぬるいから名づく	
三			チボタカ石	澤口	米藏	チヨボンとして高いから名づく	
五			シヨビラ石	讃岐	利八	六つかしき石にて、出れば捕れる、出らねば捕られぬ、しよびよく出れば捕らるゝより名づく	
八			コグリ石	本間庄太郎		小さきくりの脇にある故名づく	

經濟的に見た島と漁民

三五

十二	沖ノ石	進藤彦藏	岸より一番沖方にある故
十五	鎌石	菅谷定吉	初めて見出したる時兩人にて、自分が見出したから自分のものだ、争ひし時鎌を以てせし故
十七	善五郎石	進藏金藏	善五郎といふもの見出して貰ひたり、依てその名を稱せしと云ふ
二十	ハサマリ石	齋藤岩雄	岩の割れたる處に石はさまり居るによる
二十三	ヤキベナリ石	渡部權平	高き岩の下にありて、夜中明松を焚きながら捕りたるによる
二十五	シマバタ石	渡部權平	海中砂地を「シマ」と云ふ、その側にある故名づく

二 漁撈と漁獲高

右の鮎穴表で八番に小さき「くり」の脇にある故こぐり石と名づくところあるが、涅はつまり魚の居場所度一度發見したらなか／＼他人には教へない。自分の息子にも容易に教へない。勝浦の鈴木八郎氏宅で三代前の爺さんが臨終の間に「鱈山場みたぐ有之、鈴木八郎兵衛内へ書記し申し置き候」と息子に渡したと言ふ漁場山控帳を見ると表に大漁安全、海上安全の文字があり裏には永代、仕合の文字がある。中には一々の漁場が明細に圖示され説明が付けられてある。村の漁場は昔から各大

字毎で違ふので、勝浦に關係のない大字法木の渡部さんの處へ行つてこの漁場山控帳を讀んで貰ひ説明を聞いた。なか／＼面白いので此處にも其の一部を再録したいのだが、書いては勝浦の人に知られて了ひ御兩所の御迷惑になる。極く型を變へてその片鱗だけを示すことにしやう。

◎手島出し

大手島に虫のやうな小島少しはなして

手島半分より小さく出たなり

北の森あみかゝりあり

ついだり合いだりするところ也

◎羽島くり

鷹羽からと、島の小さき松出して

女鹿いぬ島尻によぼし(鳥帽子)のやうな島あり

その裾と女鹿の高みと引合ふところ也

◎つゞれぐり

手島の下から小島少し見える處

經濟的に見た島と漁民

島と漁民

大岩前に

みず崎の道とそろふところ也

◎こんぱぐり

ひる島尻から烏島付いで

小平島の松 女鹿の先と

なべのつるにかゝるところ也

◎長のく利前のく利(略)

◎松の木後てぐり(略)

◎瀬戸杉くら鯨場くり(略)

また嘗て明治三十五、六年の頃富山縣人竹内孝正なる人が北海道への航行の途中飛島に避難したところが、當時島では四文字網といつて網の四方に錘をつけ之を左右二艘の船で曳いて行く、まるで風呂敷の四隅に紐をつけて海の中を引いて行くやうな幼稚な網だつたがそれでも一晩に柔魚が何十萬と捕れた。之を見て自分の持つ新式ふくべ網で巨利を得やうとし、再度來島して許を得て漁を

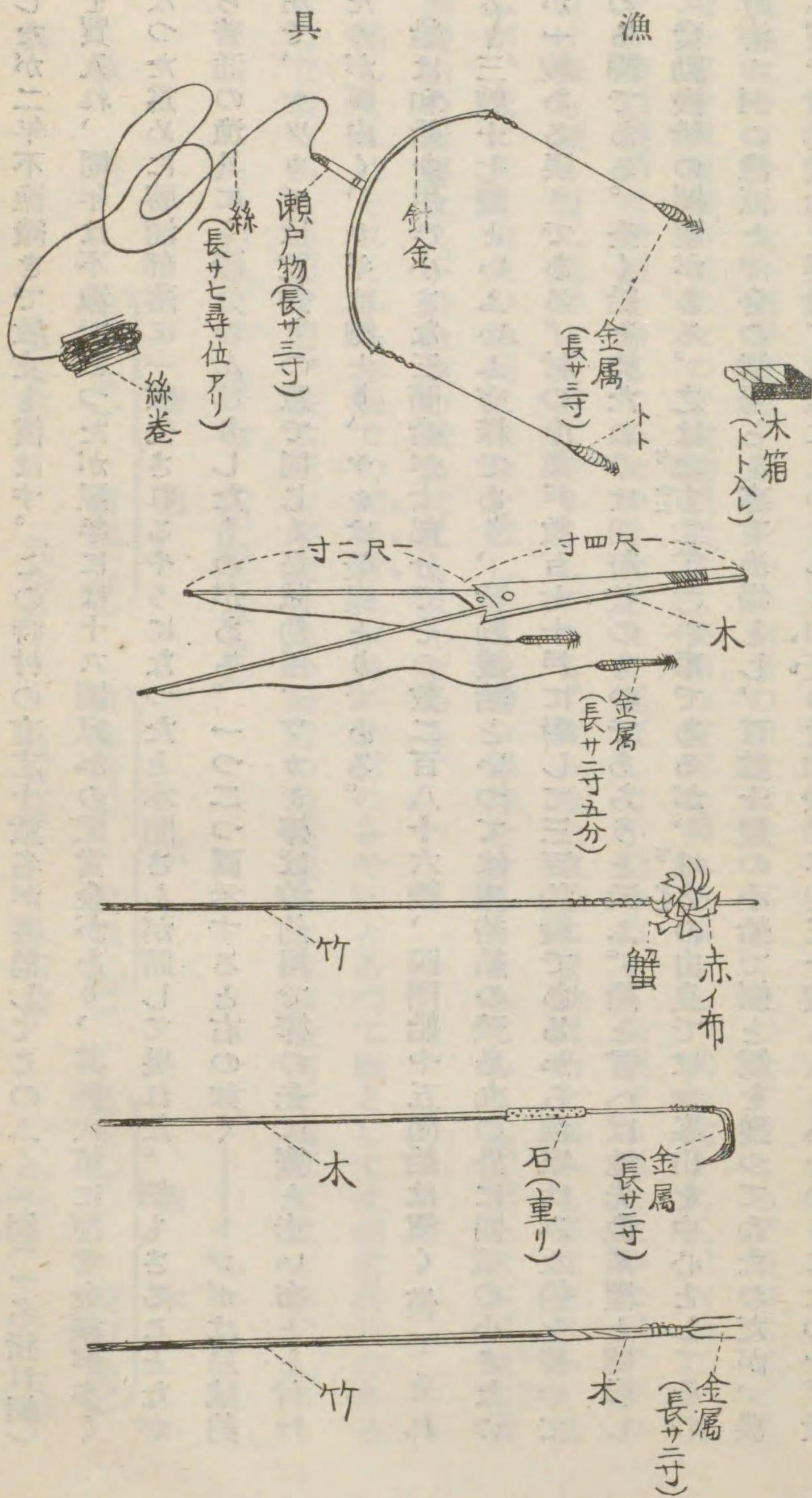
トンボ

マツカツ

ツカシ棒

カギ

ヤシ



經濟的に見た島と漁民

したが二年不漁続きで收支も償はず。この時村の有志十數名が共同してこのふくべ網（一名猪口網）を買入れ、同年は不漁であつたが翌年には十六圓宛かの配當金があり、其後次第に配當金額が多くなつた爲めに勝浦部落に一般化されるやうになつたと本間さんが話して呉れた。網もさることながら普通の漁具にも随分のんびりしたものがある。一つ二つ圖示すると右の如く——トンボは烏賊釣用で、マツカヅは股釣りの意で同じく烏賊釣用、ツカシ棒は鮪釣用で棒の先に蟹と赤い布とを付けたのが面白く、カギは鮑とり、ヤシは榮螺とりである。

船は和船を用ひ小さな三間船が大部分でその數二百八十六艘、四間船や五間船は極く僅でそれ／＼三艘十七艘といふいふ有様であり、發動機船といつては連絡船の飛島丸の外に四噸の小さなのが一艘ある限りである。村の漁業戸數百七十戸に對して三百餘艘であるから漁家はみな船を持つてゐる譯である。全く船を持たぬのは四軒位のものであらうと云ふ。船と言へば地先漁業權と關聯して發動機船の問題がある。之は地方（本土）の事であるが、地方の由良では金峯山を中心としてその近海の鯛の漁區と沖合の鱈場とを専有漁場とし、百數十艘の小船で鯛と鱈を獲つてゐたのだが、農林省で發動機船を獎勵する様になつてから加茂の發動機船が約三十艘も入り込むやうになつた。最初のうちは中間の地帯だけが許されてゐたのであるが、引き合はないほど漁場が荒廢してしまつた

ので次第に近海の鯛場を荒す様になり、配繩時代には釣れなかつた程の小さいものまですつかり獲られるので由良の漁民は共同して發動機船に對抗する事となり屢々流血の慘事が繰り返へされた。其後は一寸分らない鱈場荒しを始めたので兩者の對立は益々甚しくなつた。ところで昭和六年に漁場の専有漁業權が切れたので發動機船にも使用の許可を與へる事とし、其の代りに五、六の二ヶ月だけ發動機船に禁獵を命じてゐたのを七月まで延ばして小船の方をも保護する事となつたが、手の付け様も無い程に鱈場は荒廢しやうとしてゐる。狭い地先漁場に發動機船を加へる事はどうかと思ふが、兎に角く由良の漁民は生命を賭しても漁場の保持を計らうとしてゐる（地誌）と言ふ。地方發動機船の影響は又小船漁業の飛島村にも及んでゐる。

然しそれはそれとし「本縣での純漁村は飛島一ヶ村のみで」とあつて縣としては相當異色のあるものであるから勝浦、浦、法木三大字別に島の最近の漁獲並に水産製造高を掲げて見よう。

沿岸漁獲物（昭和七年度）

種 類	勝 浦		浦		法 木	
	數量(貫)	價額(圓)	數量(貫)	價額(圓)	數量(貫)	價額(圓)
鱈	10,790	2,800	4,015	1,084	750	187

經濟的に見た島と漁民

鮫	鯛	大魚	鯨	文鱈魚	鮪	蜂目	鱈	鮑	蝶螺	柔魚	鎗柔魚
10,470	10	95	363	1,893	2,280	370	2,750	1,011	1,350	12,764	4,370
2,094	15	38	528	567	153	185	962	98	337	5,867	5,496
1,350	35	—	40	951	1,500	15	200	230	2,130	6,604	900
1,250	55	—	80	285	105	8	70	207	2,835	3,011	900
420	50	—	70	1,800	6,100	550	500	592	3,140	8,280	1,550
83	84	—	100	541	500	250	170	533	785	3,711	1,683

銷	若布	荒布	石花菜	海苔	海雲	海胡	海髮	計
770	63,500	30,130	430	1,680	—	—	6,700	—
154	1,837	933	230	1,276	—	—	268	24,577
650	39,750	14,000	175	433	—	1,450	3,800	—
150	1,343	430	90	335	—	600	153	22,968
1,642	58,333	8,000	250	733	50	750	1,700	—
369	1,667	240	150	491	20	145	68	22,776

鹽	種類	數量(貫)	價額(圓)	數量(貫)	價額(圓)	數量(貫)	價額(圓)
鱈	鱈	920	460	650	325	450	225

經濟的に見た島と漁民

島と漁民	六三五	六三五	六七	六七	一〇〇	一〇〇
計	一、九、八〇七	一、六、一四二	一	七、七八五		

(備考) 本表水産製造物には鹽辛の數量及價額を除く

三 島の漁獲と縣の水産

沿岸漁獲では勝浦の二萬四千五百圓、浦の一萬一千九百圓、法木の一萬一千七百圓、合せて四萬八千圓が飛鳥村の漁獲高であり、水産製造では勝浦の九千八百圓、浦の六千一百圓、法木の七千七百圓、計二萬四千八百圓が本村の水産製造高である。つまり前の各大字別の表を一括整理して沿岸漁獲物、水産製造物の村の合計を示して見ると次の通りになる。

魚種	數量(貫)	價額(圓)	價格(圓)
タラ (鱈)	一五、五五五	四、〇七一	〇・二六

サメ (鮫)	一二、一四〇	二、四二六	〇・二〇
タヒ (鯛)	九五	一五二	一・六〇
トビウヲ (文鯨魚)	四、六四四	一、三九三	〇・三〇
其他	一四、七三三	三、一三八	—
小計	四七、一六七	一一、一八〇	—
貝類			
アワビ (鮑)	一、八四三	一、六五八	〇・九〇
サマエ (蝶螺)	一五、八三〇	三、九五七	〇・二五
小計	一七、六七三	五、六一五	—
其他水産動物			
イカ (烏賊)	三四、四四八	二〇、六六八	〇・六〇
タコ (蛸)	三、〇六二	六七三	〇・二二
小計	三七、五一〇	二一、三四一	—
藻類			

經濟的に見た島と漁民

島と漁民

アマノリ(紫菜)	二、八四六	一、九九二	〇・七〇
ワカメ(和布)	一六一、五八三	四、八四七	〇・〇三
テングサ(石花菜)	八五五	四七〇	〇・五五
其他	六六、五八〇	二、八一六	
小計	二三一、八六四	一〇、一二五	
合計	—	四八、二六一	

四八

(備考)
 一、前年に比し増加の理由——諸物價は同じ位なるも、漁獲高が昨年より多獲なりし爲め
 一、魚類中の其他には大魚・鮪・ハツメ・アラ・タナゴを含む
 一、藻類中の其他にはモヅク・エゲス・アラメ・エゴ草を含む

水産製造物

素類	數量(貫)	價額(圓)	價格(圓)
スルメ(鰯)	一六、〇九一	八、五四二	一・四〇

ワカメ(若布)

其他	一九、三九〇	四、二六五	〇・二三
小計	九、〇五九	四、二九一	〇・二三
合計	三四、五四〇	一七、〇九八	

燻乾

其他	一、九三〇	二、〇四四	
小計	一、九三〇	二、〇四四	

鹽製

タラ(鱈)	二、〇二〇	一、〇一〇	〇・五〇
其他	一、九三九	一、六六〇	
小計	三、九五九	二、六七〇	

雜類

ホシノリ(乾海苔)	四二七	一、九二二	四・五〇
シホカラ(鹽辛)	七七六	一、〇八六	
小計	一、二〇三	三、〇〇八	

經濟的に見た島と漁民

四九

合 計

二四、八二〇

(備考)

- 一、素乾の其他は天草・カスベ・アラメ・エゲス・エゴクサを含む
- 一、燻乾の其他はトビウヲ・タナゴを含む
- 一、鹽製の其他はハツメ・サヰエ・エゾクを含む

飛島が縣下唯一の純漁村と言へば山形縣の漁業は一體どんな工合かと誰しも一應は興味を持つであらう。何しろ縣下四市十一郡のうち海に面してゐるのは酒田、飽海、西田川の一市二郡だけでその海岸線の延長は飛島の周圍を加へても九十餘軒。富山縣と似た最も短い縣で水産漁獲の主なるものは鯛、小鯛、鱒、鯖、鮭、鱒、鯡、鰈、鮫、鱈、鰯、蟹、烏賊、若布、荒布、惠胡、海苔等で河川湖沼の漁獲高を加へても漸く九十五萬圓、富山縣の五百萬圓に比すべくもなく縣下で消費する漁類の五分の一にも當らない。砂濱の漁村例へば西遊佐、西荒瀬、袖浦等と磯濱の漁村例へば吹浦、加茂、豊浦、念珠ヶ關等とでは漁法も違へば漁獲物も違ふ。黒鯛、文鯨魚、鱈、鱈、鯖等は全く磯濱に限つて漁獲され砂濱に多いのは鱒のみである。貝類、烏賊、鮑等の海産動物も磯濱に産し藻類も亦磯濱の産物である。

濱中の北は飽海郡、以南は西田川郡の漁業組合に別れてゐるが、前者は砂濱の漁村を主に管轄し後者は磯濱の漁村の大部分を含んでゐるので、行政区とは一致しないが、漁業上からは丁度都合の良い區分である。

飽海郡の方に入る部落は地曳網を主な漁具とし納屋制度になつてゐるが規約は各部落で夫々違つてゐる。地曳網は多くの従業者を要し又一刻をも争ふ場合が多いので、村の者は何れかに配屬される。納屋主の命令とあらば如何な業務も放棄して出場せねばならない。納屋主は多くは舊家で資産もあり平素曳子の世話をしてゐるので、兩者の間は地主と小作人との關係より一層緊密で主従の様な組も少なくない。この納屋權の賣買は殆んど無かつたので資産を失つた納屋主の配下の者は各自が出資して漁具や船等を備へねばならなかつた。従つて斯様な納屋主は出漁の日を決定したり指揮をしたりするだけであるから一人分を採る丈け(例へば古湊)であるが、一切を支出するところ(例へば袖浦)では四分六分に定めてある。地曳網は鯛、鯛、鮭等の漁獲に使用するだけであるから一ケ年に三十日位より使用する機會がない。大場鱒の盛りの時は一網千圓、一日三千圓位の漁獲を擧げたことなどもあつたが、現在では殆んど手間賃にもならないので次第に網の數を減じ共同で經營する様になつたが、納屋權の放棄を好まず税を納めて權利を繼續してゐる部落が多いと云ふ——飛

島の納屋制は鱈漁業に於て強く現はれ、漁業組合規約に鱈漁業は従來の慣行によつて、納屋と稱する組合員に於て之を爲し、漁期の始めに當つて抽籤を以て漁場の順位を定め輪番交代して漁獵をなすとあり、納屋主の取得分は古湊と同じく一人分だけである。

磯濱一帯は地先漁業權が確立し、小船漁業の由良が加茂の發動機船に對抗した話は前述の通りであるが、その加茂にも和船が百六十艘程あつて近海の鱈釣等をして居つたが發動機船に壓迫されて出稼する者が多くなつたと云ふ。磯濱では六月二十日から一ヶ月間は鱈、鯖、小鯛で最も忙しく九月から十一月迄は鮭、冬は鱒を獲るのである。鮭と鱒とは立網を用ひるが兩方の權利の所有者は別々である。鱈、鮫の配繩も主な目的物であつたが近年はトロール漁業に壓迫されて磯見と言ふ近海漁業が比較的確實なものとしてされてゐる。

立派な指導船もがみ丸の活躍に對する期待もさることながら、本縣の漁業はまだ舊式で和船を用ひる地先又は沖合漁業の範圍を出でず、漁獲高九十五萬圓の約二割を占める水産養殖の鯉が寧ろ異色あるものとして知られてゐる様である。鯉は上杉鷹山時代からの歴史を持つ置賜が本場で其額七萬圓に達し製糸業地帯の高島、宮内、漆山及び沖郷村で半分を占めてゐる。村山では津山村と相模村とで四萬圓に近い産額を持つてゐると言ふ(地誌)。

四島の農業

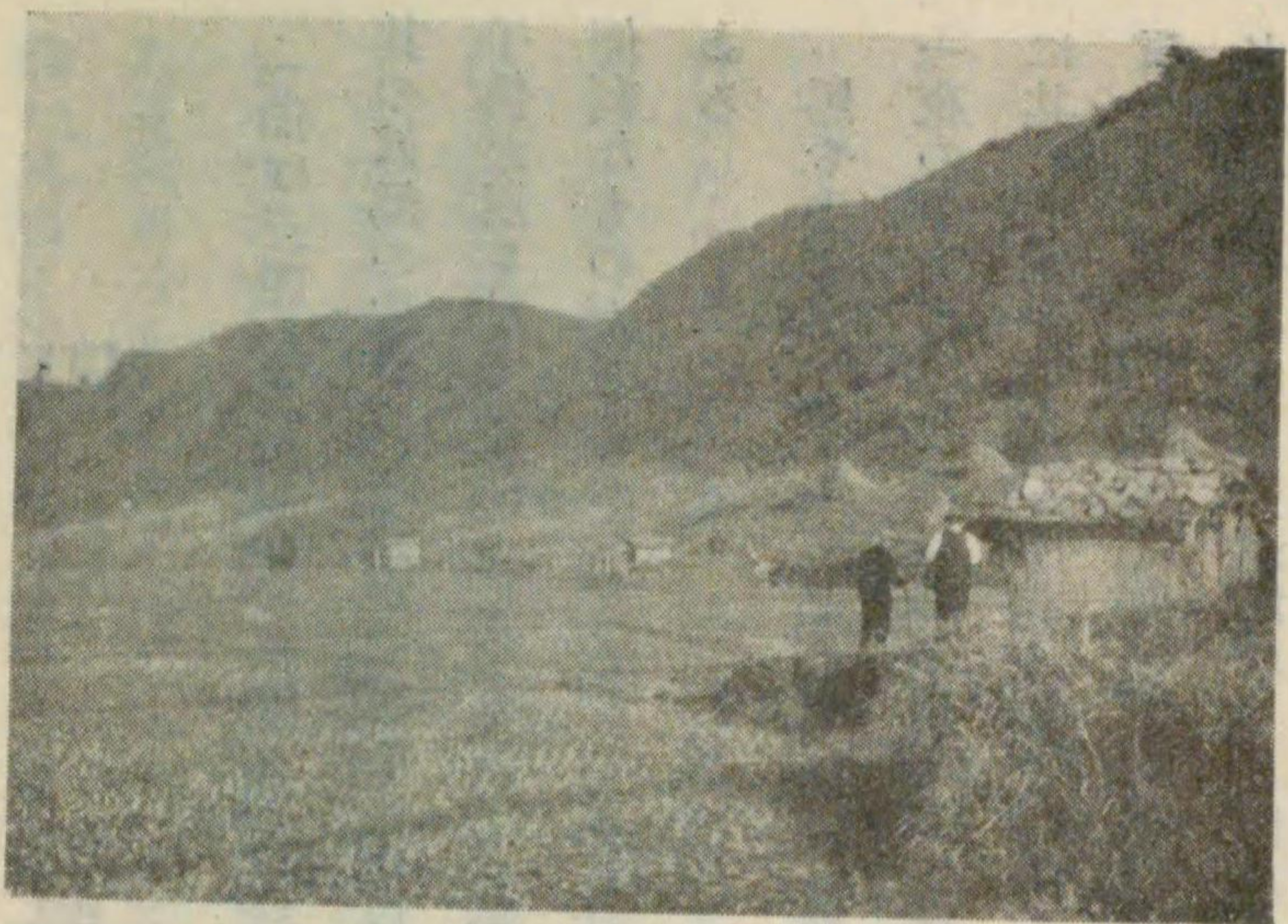
「猫は三匹ゐるが馬はゐない」之が村の家畜統計報告だそうである。果して何處から出た報告やら其の眞偽の程は分らぬが、事實島には猫より大きな動物は殆んど居ないと言つてよい。酒田へ来た子供が馬を見て啞然としたとか、北海道へ行つた大人が馬車を見て、大きな鼠に荷を牽かせて行く便利なものだと感心したとかいふ笑話が聞かれる程に、島には馬も牛も一匹もゐないことは事實である。

馬や牛ばかりでなく鶏もゐない。傳説に依ると何でも弘法大師が島の交通不便を憐に思召めされ一夜の中に酒田、飛島間十里の海上に橋を架けられる事になつたところ、夜半に鶏鳴を聞かれて遂に其の仕事を中止された(此の時集められた材木が流れ集つて今の材木岩を形作つてゐる)といふ言ひ傳へから、島人は鶏を忌み今に至るも全然之を飼はない。三大字の中で法木は忌み方が殊にひどく卵を食べても口が腫れると謂はれてゐた。近年に至つて幾分これも薄らぎ勝浦で飼つた人もあつたが次々に病人が出たので矢張りよくないと止めて了つた。従つて現在は一羽もゐない。

今、島にゐる家畜としては兎二匹と豚四匹とだけで兎は村に只一人の醫者鈴木直松氏が飼はれ、

豚は一昨年（七年）勝浦の本間彦太郎氏が始めて飼ひ引き續き飼養してゐる。何れにしても鶏の聲も聞かず牛の聲も聞かぬのが此の島の農業である。尤も島には農家なるものが一軒もない、總て漁家の兼業として農業が營まれてゐるのであるから純然たる農家は一軒もない。この兼業的農家の戸數は詳しくいへば自作農家が百六十五戸、自作兼小作農家が六戸、小作農家無しであつて殆んど總てが自作農であると言つてよい。耕地から言つても自作地は田が一町三反、畑が三十六町で小作地は田が四反、畑が六町一反である。

全島の水田面積が僅かに一町七反歩。もとは田地に肝煎田、名主田などの名稱があり維新前迄は名主肝煎の手當に充てゝゐたらしいが、今は齋藤菊之助、太田喜治郎、進藤金藏、進藤方美、進藤彦次郎、



島の水田

齋藤作太郎の六氏によつて所有耕作されてゐる（六氏の外に村有田二反歩あり）。面積が極く僅かで

苗代を作る譯でなく、毎年吹浦邊から植残りの苗を貰つて來て作る程度であるから肥料も金肥を使ふやうな事はない。併し狭いだけに先頃の強風の時には私の處では漁業組合の網を借りて來て田の全面に覆をして風害を免れましたと云ふ人もある程大事にし、又豆粕を使つてゐる只一人の進藤金藏氏は孫を藤島農學校に入れて今後大いに改善努力したいと意氣込んで居られる程である。

島の農業は又總て女の仕事で男は殆んど關係しない。大人は勿論幼い子供に於て既に其の事がよく現はれるので、女の子が母親の後について山に行くのに男の子は知らん顔して棒を持つて海邊へ行つてしまふ。

格別獵をするでもないらしい小船が、遠くの沖を廻つてゐるのをよく見かける事がある。男の子も



農業の女の仕事

八つ九つ位となれば立派に船を操つて獵の手傳が出来るとし、親達について獵に行くのを男の子は大層喜ぶそうである。いくら叱つてもあゝして沖を漕廻つてゐますと幾分得意らしく親達の言ふのをよく聞く。一方、女の仕事は中々忙しい。合間々々に男と一緒に船を操り若布、荒布の採集にあたり、採つた品物を軒端に山と積んで煙草でも刻むやうにサク／＼細かに刻むのも女の大事な役である。畑仕事の全部が女手で行はれ、その女が中々忙しい役々を持つてゐるので農耕の方法も勢ひ幼稚を免れない。今ある四十二町歩の畑に作られてゐる作物は大麥と大豆、馬鈴薯、大根等で其他には之と言つて見るべきものがない。最近の農業生産物は大約一萬圓位のものであらうと思ふ。

農業生産物 (昭和七年度)

品名	勝浦		浦		法木		飛島村	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
米	—	—	—	—	—	—	—	—
大麥	一三六	一、〇〇八	八五	六八〇	六〇	四三〇	三七一	二、一〇八
大豆	八四	一、一七六	七三	一、〇〇八	七五	一、五〇〇	三三二	三、六八四
大根	一三、〇〇〇	六五〇	七、〇〇〇	三五〇	一〇、〇〇〇	五〇〇	三〇、〇〇〇	一、五〇〇

馬鈴薯	一五、〇〇〇	一、〇五〇	四、五〇〇	三五	一、〇〇〇	一〇〇	二、五〇〇	一、四六五
合計	—	三、八八四	—	三、〇〇一	—	二、五〇〇	—	九、四〇五

(備考) 外に漬菜三百七十貫、七十四圓の生産あり

近頃野菜などは以前に比べると見事なものが出来るとなつて、酒田へ大根を出して好評を博したなど言はれるが、陸稻を見て之は何だらうか妙なものとげん顔をする程、まだ／＼農業は幼稚である(島に村農會は勿論無い)。技術的には多少の進歩もあつたであらうが、島の小高い丘の上には今歩いて見ると、昔は確かに耕地であつたと思はれる石を圍らした耕地の址が處々に見られる。古くは耕作も相當行はれ漁獲が多くなつてからは半年、一年と待たねば收穫の得られない農業はつい疎になつて了つたものらしい。一網幾らと直ぐ目の前に漁獲の得られる漁獵に走つて、知らず知らずの中に農耕を忽せにする事は誰にも容易に想像され得る。併し漁獵が或程度に進み漁獲高が減退して來ると、又忘れられてゐた農業に懷舊の念を感じ出して來ると、經濟的な眞價をも認め出して來るものである。今が丁度そうした時期であるやうな氣もするし、島人も亦そうした氣持を持ち出した。

なほ山林原野は百八十六町歩程ある。明治三十二年かに反當り七、八十錢の割で官から村に拂下

げられたものと言ふ。勿論其の以前からも村の入會いあひで大字毎に境界をつけてあつたが實際は借用



山の上の畑地

地であつた。始めて村有と定まつた時、早速草原の一部へ杉を植込んだが一般の島人には其の間の事情が了解されないので片つ端から草を刈り取つて了つた。繩張りをしたり一々説いて廻つたりして残つたのが今立派な林になつてゐる。この林から伐り出された材木が以前の飛鳥丸の帆柱に使はれたと圖誌に書かれてあるが大變面白い。山に多いのは虎杖で俗にスカドリとも言つて畑の畔に迄も茂らせてあり六、七尺にも伸びてゐるのを遠くから望むと桑園の様に見える。秋に刈り取つて燃料にするのである。松葉掻きと言つて、各字の松林の落葉を掻き集め、山と積んで蓄へて置くのも亦燃料である。このスカドリや萱、松葉などを稻叢のやうに積んで置くのはニュー(仁王)と言ひ、島の女の大事な仕事の一つとなつてゐる。

五 春船、秋船の物々交換

島の水田は僅かに一町七反歩。苗代を作らず吹浦邊りから植残りの苗を貰つて來て作る程度の稲作であるから、不作の年は先づ無いとしたところが收穫高は三十五、六石のものと見られる。之では島民千六百何十人かの飯、米の何十分の一にも當らない、其處に當然重要な島の經濟關係が考へられねばならぬ。島の負役が干鳥賊で領主に納める上納鳥賊の外、節句々々の膳羞には色々海草魚類を献上した。今、法木の齋藤定次郎氏の宅にある享保十四年の萬覺帳の中に書かれてある御肴献上之覺を見ると(一)七十貫、平鹽鮑(一)二百貫、生菜螺(一)三枚、干鮓但し八尺より一丈位のもの(一)一俵、荒和布あらめ本きり上々(一)五十袋、雪のり(一)二貫、生鮓あしをねん入り有之べく候(一)一束、わかめ但し大たば百たば御座候、正月御祝儀右七いろ」とあつて、島の漁獲の多様であつて經濟上は何處迄も純漁村たる姿を示してゐる事に心を留めねばならぬこと申す迄もない。

島は漁村で漁獲はあるが米が無い。其處に數百年來の傳統である特殊の春船、秋船が島と地方ぢかた(本土)を結ぶ經濟的な紐帯となり島民の食糧上大きな役割を演じてゐることを知らねばならぬ。

島で獲れた海草魚類を船に積んで酒田、吹浦の港につけそれ〴〵山地に持込んで、米と交換する風習が三百年來の仕來たりとして今もやつてゐる。五月船又春船ともいつて田植の頃を見て出掛け、秋の收穫時に米を受取る約束で取引をする。それを仕入と言ふが、行先は多く縣内の東西田川郡秋田縣由利郡地方で恰も田植の料理にする材料の欲しい時であつた。昔から定まつた得意先があつて之を「檀家」といひ宿も亦定まつてゐて別に仲繼のやうな役もしてゐた。永い馴染の事で田植の頃になるとそれ〴〵の檀家ではもう飛鳥が來そうなものだと心待ちに待つてゐて呉れるそうである。子供など人懐しく見覺えてゐて飛んで出て繼り付くそうである。秋になるとそれ〴〵得意先へ干鳥賊、鹽辛などの手土産を持つて取立てに行くが之を秋船と言つてゐる。得意先や宿からは別に正月の餅米を土産に呉れるそうである。春船、秋船共に日を定めて島中揃つて船を出すのである。留守の者は毎日案じ暮してゐるので、還る時は村中擧つて出迎へ揃つて鎮守へお禮詣りをするのが昔からの慣例であつた。今は酒田との間に便船の往復があり消息も豫め判るので、以前程の不安も喜びもないといふ(圖誌)。

浦の齊藤兼吉さんは今地方九ヶ村部落に得意先を持ち宿を持つが、其中で一番新らしく出來た余目町の字、榎木といふのは今から三代前の人が新堀村へ春船の荷を持つて行つた折、俄雨に遭つ

たとかで、まあ這入れと休ませて貰つたのが縁となつて出來た宿だそうである。一番新らしいのがそれで其れ以前のものは凡そいつの時代に出來たものやら全く分らぬといふ。宿も檀家も兎に角く相當古いものである。檀家といふのは言ふまでもなく地方農村部落の各農家の事つまり飛鳥漁民の御得意先である。此の得意先が飛鳥の各漁家によつてずつと古い以前から一々之れと定まつてゐるところに大變面白味がある。宿は春船、秋船で行く島人が年々泊まる指定宿といふ意味ばかりでなく其の宿に干鳥賊、棒鱈、鹽辛等の荷を置いて其處で檀家に秋に米を貰ふ約束で取引をするとか、或は宿に荷を委託して其れを捌いて貰ひ、秋になつて又檀家から約束の米を集めて貰ふといふ様な機能迄持つところと一段と意義がある。宿の委託取扱手数料とも言ふべきものは家々で違ひ一律ではないが、齊藤さんは大體賣上代の一割位で、仲繼のやうな程度の場合だと荷が五種類あれば一種類について鹽辛何本とか干鳥賊何枚とかの標準で御禮をするのだと言はれた。

海草魚類を小船に積んで地方に渡り、米と交換して來る此の取引を仕入と稱して仕入帳はどの家でも持つてゐる。仲繼の役をする宿に帳簿の控のある事は圖誌にも書かれてあるが勝浦で手に入れた仕入帳は奥山庄兵衛氏のもので表に「渡前村仕入帳」と年月日が書かれ裏には「永代仕合」と氏名が書かれてある(大正十一年のもの)内容は、各檀家別に秋に受取るべき米の數量と渡した海草

魚類の品目が記されており一、二の例を挙げれば左の如くである。

◎角之助

一、米一升	しんじよ	(五月七日)
一、米一升	いんじよ	(五月二十七日)
一、米一升	しんじよ	(同)
一、米一升	わんじよ	(同)
一、米二升	しんじよ	(六月三日)
一、米一升	えんじよ	(同)
一、米一升五合	しんじよ	(十一月十一日)
計米九升五合	たなご	(同)

◎齋藤武之助

一、米一升	やぎたなご	(十一月二十七日)
一、米一升	ほしたなご	(同)
一、米一升	もうぞく	(同)
右米三升即時うけとる	寺(てら)	
◎延命	しんじよ	(五月二十六日)

一、米一升

わかめ

(同)

計米三升

◎山口孫九郎(さかや)

一、米一升	しんじよ	
右即時うけとる		

◎太田角藏

一、米一升	わかめ	(五月二十七日)
一、米一升	えんじよ	(同)
一、米一升	いんじよ	(同)
一、米四升	しをから一たる	(十一月九日)
右米七升		

◎油

一、米一升	屋(あぶらや)	(十一月三十日)
右米うけとる	やきたなご	

◎文

一、米一升	六	(二月十四日)
一、米一升	の	(六月二十四日)
一、米一升	たなご	

経済的に見た島と漁民

交換の標準は之又古くからの仕來たりで、米一升に對して和布幾ら海苔幾らと昔から殆んど變らぬものである。齊藤さんに聞いたところでは大體米一升に對して和布百八十匁乃至二百匁、荒布二百匁、いぎし百三十匁乃至百五十匁、海苔は幅一尺長さ二尺のもの一枚、鹽鱈は時價にもよるが三百五十匁、石花菜四十匁、鹽たなご三十枚乃至四十枚、鹽荒布山盛り一升といった工合である。飛島名物の一つである鹽辛はビール罎一本が米一升と交換されるそうであるが、之は烏賊のあかわたで作る汁に祕傳があつて各戸ともそれ〴〵の家傳に従つて作つてゐるから、共同とか統一といふことは中々むづかしい。

檀家を持つてゐる事は漁家としては食糧上大きな強味であり一つの権利でもある。従つて檀家の権利設定とでも言ふべき事柄が、明治になつてから一時間問題になつた事があるそうであるし、又此の権利を抵當として金を借りた例も稀にはあつた。明治三十七、八年頃の實例によると一村十圓、十五圓、三十圓といった程度であつて之は勿論檀家數の多少に依るのである。そこで更に檀家を持つてゐる家が現在、島の内で何軒程あるかと言へば百三十戸で、即ち總戸數百八十一戸のうち五十戸だけが檀家を持つてゐない勘定である。前述の様に檀家といふものは古い來歴を持つたもので

あるから、新らしい家には勢ひ檀家が無いのである。

郷土の研究に強い興味を感じられ又深い研究もされてゐる島の小學校長佐藤不二男氏は、忙しい職務の間を日曜日も休まれません、調査票を作つて兒童に配布し此の檀家調査の集計を完了して下さつた。左に其の結果を原文のまま掲げて見よう。

檀家調 (昭和八年十月現在)

一、飛島村一八一戸中檀家を持たざる戸數五一戸

内 譯

勝	浦	木
二一戸	一〇戸	二〇戸

一、檀家總數 一〇、九六八戸 (山形縣内 九、八五七戸 秋田縣内 一一一戸)

内 譯

勝	浦	木
五、一九九戸 (山形縣内四、九二二戸・秋田縣内二八七戸)	三、二三〇戸 (山形縣内三、二三〇戸・秋田縣なし)	二、五三九戸 (山形縣内一、七二五戸・秋田縣内八二四戸)

經濟的に見た島と漁民

八重島村	押切村	渡前村	泉村	黒川村	廣瀬村	東榮村	狩川村	藤島町	廣野村	八重里村	長沼村	十六合村	余目町
30 50	98 40 50 60	40 30 65 15 1	40 30	100 165	115 40	—	80	3	40 80 75	—	70	3 40 30	—
—	13	13	20 110 64	40	98	76 10	400 100	6 30 30 15	15	21 20	15	2 40 20	15 40 28
—	—	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—	—	—
八〇	二六一	一六四	二六四	三〇五	三三三	一八六	五八〇	八四	二一〇	四一	一八五	一三五	八三

大和村	常萬村	榮村	新堀村	横山村	檀家所在地	吹浦村	内郷村	西平田村	中平田村	松嶺町	蕨岡村	上郷町	島と漁民
15 60	—	60 100	245	35 50 8 60 60 91	勝浦	40 5	16 40 70 180	15 2	70 80	50	35 36 30 35	20 32	—
15 48 20	70	31 25	15 20 15 95 25	200 48	浦	—	—	—	13	—	—	—	—
—	—	—	—	—	法木	30	—	—	71 35	—	15 17 31	—	—
一五八	一七〇	二一六	四二五	五五二	計	七五	三〇六	一七七	二六九	一五〇	一九九	二五二	六八

檀家所在地	最上郡内所在檀家數	法木	計
檀家所在地	勝浦	法木	計
古口村	30	—	三〇
秋田縣内所在檀家數			
檀家所在地	勝浦	法木	計
小出村	102	100	二〇二
南内越村	15	—	一五
東瀧澤村	120	—	一二〇
石澤村	50	—	五〇
院内町	—	100	一九〇
金浦町	—	50	一五〇
平澤町	—	25	四五
西目村	—	30	四八
子吉村	—	55	五五

經濟的に見た島と漁民

檀家所在地	西田川郡内所在檀家數	法木	計
檀家所在地	勝浦	法木	計
鶴岡市	131	50	一八一
田川村	200	—	二〇〇
大山町	80	—	八〇
袖浦村	85	—	一三五
東郷村	40	—	四一〇
京田村	—	20	一二九
大泉村	30	50	一三〇
西郷村	—	90	九〇
山添村	28	—	二二八
黄金村	70	—	二七〇
齋村	80	—	二八〇
清川村	40	—	六八
島と漁民			
檀家所在地	勝浦	法木	計
檀家所在地	勝浦	法木	計
檀家所在地	勝浦	法木	計

以上島の百三十漁家の持つ一萬一千戸の檀家總數から計算して見ると漁家は平均七、八十軒の檀家を持ち、一軒の檀家から平均五升の米を受取るとすると其數實に五百五十石となる（長井氏の山形縣地誌では此の物々交換によつて得られる米は凡そ一千五百俵程であるとされて居るが、恐らく矢張り小學校調査の記録から推論されたものと思ふ）。一見相當の數量に昇る様だが島の人口は千六百人からある、之丈の米では到底足りやうもない。其處に色々問題が起つて來るし近年の沿岸漁獲高の減少と共に益々困難な問題が表はれて來る。併し春船、秋船の此の物々交換について忘れる事の出來ぬのは、冬籠りの間に蓄へ節約した海草魚類はそれ丈多く來秋の米が約束される譯であるから、檀家を持つ家と持たぬ家とは自然生計上の心構へが違ふと言ふ島の年寄連中の言葉であつて、一寸見た丈では分らぬが中々味のある物の見方である。

六 漁家の經濟と島の財政

古い仕來たりである地方との物々交換で、島に持ち運ばれる米を凡そ千五百俵と見積つても猶略

々同額の米が足らぬ勘定である。古い以前の事は別として近頃では地方の所謂庄内米を其儘秋船に積んで島に持ち歸るものは島全體としてもほんの數へる位しかない。大部分のものは同じ米は米でも量の増加を計る爲めに外米と交換して島に持ち歸る。併し之丈では到底充分とは言へないので勢ひ地方の米穀商から魚類や海草を渡す約束で米の前借をする。處が漁獲が思ふ様に得られないと約束の魚類も海草も渡せない、つい前借の米が借錢となつて借金の證文となり、利に利が嵩んで來て益々拂へなくなる。斯うして積り積つた借金が現在島全體としては數萬圓に上つてゐると聞く。酒田の某米穀商（特に名を秘す）から借りてゐるもの丈でも其の額は二萬圓に達し利子は一割二分だとの事である、尤も貸主としては之が一番大きいので其他のものは極く小さい。

近年の沿岸漁獲高減退の傾向は誠に寒心に堪へない。昭和二年が七萬四千二百五十七圓、同三年が七萬〇八百二十八圓、同四年が五萬九千二百六十圓、同五年が四萬六千六百七十二圓、同六年が四萬四千二百二十五圓、同七年が四萬八千二百六十一圓と逐年減退して來た。斯うなると利に敏い貸主が此の傾向を見通す譯はなく米の前貸も貸金も大いに手控へて來る。此の方面からの融通が鎖されて來れば、島の漁民としては何とか別の方面から特別の融通を求めなければならぬ。其處に考へ付いたのが従前から多少あつた酒田の某氏（特に名を秘す）からの融通である。それを擴大

強化しようとするところに特別の形式があつた。つまり土地を抵當とし部落の連帯名儀で負債をせねばならなくなつたのである。勝浦部落が約三千五百圓、浦部落が約二千五百圓、法木部落が約二千五百圓、計八千五百圓程度の金を借入れ、利子は年七分、償還の期限は十ヶ年で勝浦と法木とは二期の支拂ひ浦は春に元金の償却、秋に利子の支拂をする規定だとの事である。

併し茲に斷つて置かねばならぬのは、島人の飯米が一切地方との物々交換によつて得られたり、或は島の漁獲物が一切春船、秋船で運ばれたりするものと考へては大きな間違であるといふ事である。通常、の漁獲物は個人的に小船で送られるか又は仲買人の手で集められ加茂、酒田、吹浦等の所謂問屋に送られるのである。そればかりでなく、米も外米千三百五十俵(二萬三千圓)が酒田から購入されると小學校の調査にあるし、同じ報告の中に鹽が八百五十俵(二千五百圓)木炭が一萬五千貫(三千七百圓)石油が五千罐(千五百圓)ほど購入されると書かれてある。酒、魚具類、吳服物、古着等の需要も亦尠くないらしい。二萬圓の烏賊、五千圓の和布、四千圓の鱈、蝶螺、二千圓の鮫、紫菜、千圓の鮑、文鱈魚等の漁獲を基として、之等一切の支出をせねばならないから島人に苦惱の色が見られるのも亦當然である。

試みに勝浦の一漁家(特に名を秘す)の經濟調査を掲げて見よう。但し之は寧ろ上の部に屬する

ものであつて一般の漁家は之よりずつと低い生活である。

漁家の經濟 (最近一ヶ年間の收支)

収入の部		支出の部	
鱈 魚	三六〇 ^円	小型發動機船修理代	一〇〇 ^円
さいなが	一五	道具代(鱈漁用)	一五〇
夏いか	一〇〇	糯米(一石)	三〇
えご草	一〇〇	外米(五俵)	三五
和布		砂糖(三十斤)	八六
荒布	一〇八	醬油(二樽)	九
のり		鹽(二十俵)	三四
和布、荒布等は物々交換で外米(飯米)		酒(三斗)	二四
十八俵と交換し、自家消費する故便宜		煙草、菓子	一二
上計算より省く。		被服	三〇

經濟的に見た島と漁民



麥	一二	家屋修繕	一〇
大豆	一八	炭(百三十貫)	一三
大根	五	石油(五罐、内三罐鱈漁用)	一一
茶	五	賣藥代	三
二度いも	七	生命保(險料)	三五
此等畑作物も自家消費なる爲め計算より省く。		諸無盡掛金	八〇
商業収入	一五〇	諸負擔(内、船税三六圓)	七七
無盡落札金	一六〇	負債利子	三四
郵便貯金利子	一六	計	六六三
計	七九一	收支差引(剩餘金)	一二八

此漁家は支出の部でも分る通り珍らしくも小型發動機船を持つてゐる。其れだけでも島としては上の部の漁家であつて、又道具代の點から見ても鱈漁業の納屋らしい物持ちの舊家を思はせるものがある。家族は男六人、女二人の八人世帯で田は無く畑は一反半程である。生活は裕かな方であるが、剩餘金の百二十何圓は無盡の落札百六十圓があつたればこそその剩餘金である事に特に注意せねばな

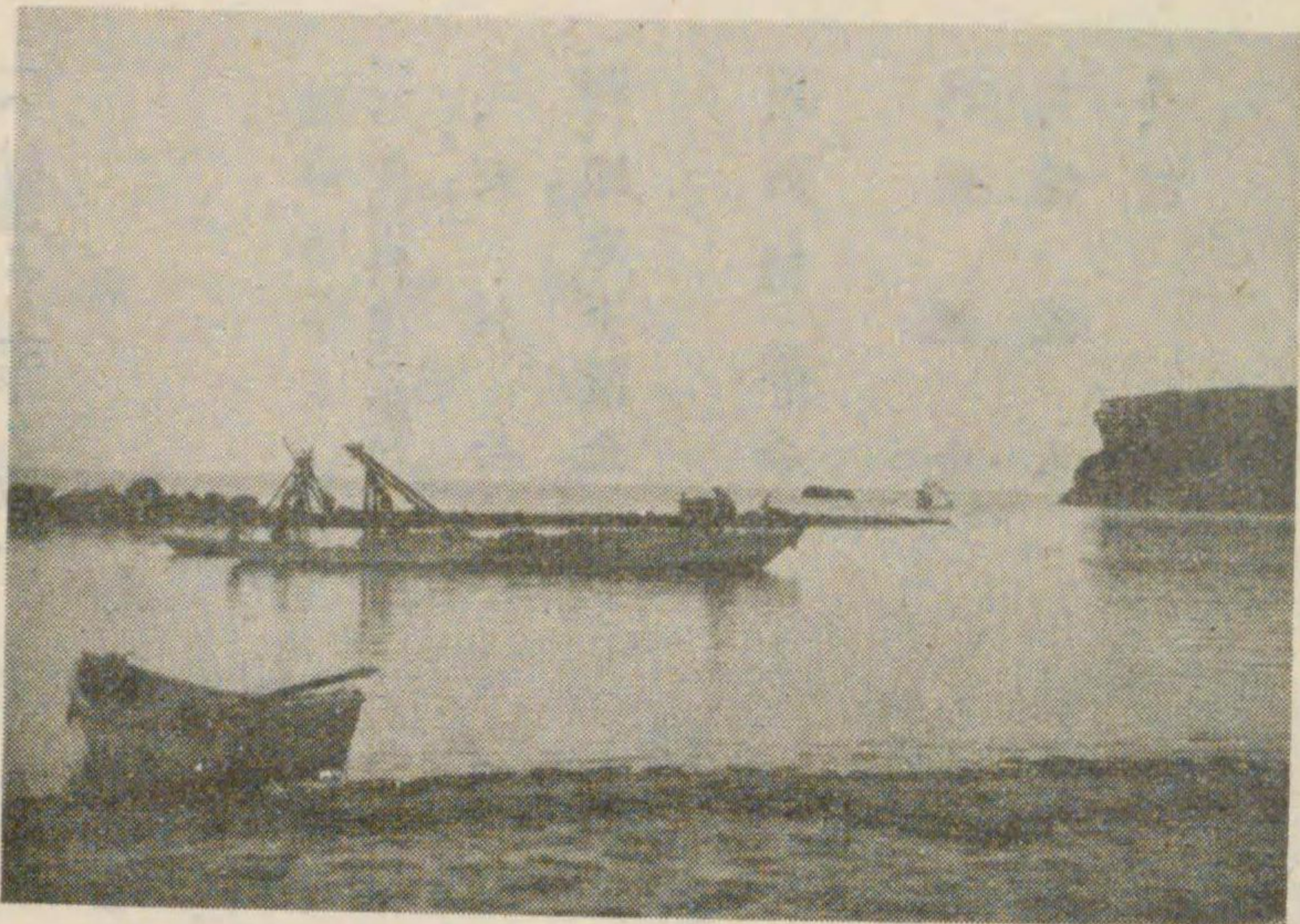
らない。商業収入の五十圓は兼業としてやつてゐる小商賣(煙草、其他雜貨)の収入であり特別の收入である。漁業収入の中えご草の百圓も昨年特に多く採集したもので、主人の言葉を藉りて言へば之があつたので赤字も出さずに済んだのださうである。兎に角く鱈漁業を大きくやつてゐる物持ちの舊家が、兼業の小商賣や無盡の落札金で漸く生活のバランスを取つてゐるのだから考へさせられる。考へさせられると言へば無盡の掛金である。年八十圓と言へば決して少ない額ではないが之は一つの無盡でなく、島では無盡の數が非常に多いのである。一軒で入つてゐる無盡が十四、五もあり勝浦の例を示せば次の様に、小さなのはまんと無盡の一圓の掛金から大きなのは火災無盡の十圓の掛金まで二十種近くもあつて、個人救済の爲めの誰々無盡といふのも決して少なくない。

家作無盡	(五)	火災無盡	(一〇)	村×善××無盡	(三)
貯蓄	(三)	瓦	(五)	×木×太郎	(三)
まんと	(一)	箆筒	(一)	本××太郎	(五)
外套	(一)	壘	(一)	五××長×郎	(一)
小船	(五)	伊勢參宮	(五)	×間××	(一〇)
川崎船	(五)	仲間	(五)	括弧内は圓單位である。	

併し無盡の数の多いのは土地柄無盡が只だ金融といふ意味ばかりでなく、社交とが交遊とかいふ意味を多分に含んでゐる事に留意せねばならない。無盡の宿では大抵酒の二、三升も出して接待をするが此の宿は前回の落札者なる定めである。仲間無盡等^{なかま}は中々賑かなものだそうである。従つて純粹に預金でもしようとするれば郵便局に預入れる丈で最近(昭和七年、島全體)の預入は口数が四百三十四、金額が七千二百六十九圓となつてゐるが、拂戻は口数が二百五十三、金額が一萬四百四十圓で預入より拂戻の方が金額は余程多い。大正から昭和の二年頃迄は預入金は順調に増加し預入金額が常に拂戻金額より一段と多かつた。處が此の傾向は翌三年から逆轉して預入金は著しく減じ拂戻金が急増して現在の様に拂戻金の方が遙に多くなつて來たのである。此の方面からしても最近の一般的經濟事情の一端が窺はれる様に思はれる。

尙ほ財政上の建前から島つまり、飛島村の歳入歳出を調べて見ると、昭和八年度の豫算は三萬六千二百余圓に上り相當尨大なるものであるが、その中の二萬八千圓は臨時部豫算で經常部豫算としては八千二百余圓である。何故それ程大きな臨時部豫算が出來たかと言へば今、勝浦に船溜場工事が行はれてゐるからである。天然の良港勝浦の澗内に更に船溜場を作るのであるから見方に依つては色

々議論もあらうが、時局匡救といふ意味からも考へねばならず、又費用の大部分が縣の補助金から出てゐるところも考へなければならぬ。尤も昨秋此の工事に絡つて人夫行使云々の事から、島としては珍らしい警察(酒田署)沙汰迄起したなどいふ芳しからぬ事件もあつたが、それも個人的な問題として片付たらしく工事は順次進捗してゐる様である。歳入歳出の詳しい數字は役場で示された次の豫算表から見て頂く事しよう。



勝浦の船溜場工事

飛島村歳入歳出豫算表 (昭和八年度)

歳入

經濟的に見た島と漁民

島と漁民

八〇

款	項	豫算額	豫算説明及附記
一、財産より生ずる収入		五七〇圓	
	イ、畑宅地貸地料	(二〇〇)	{宅地貸地六百七坪、料金坪當り平均四錢、畑貸地五町八反、料金坪當り一錢}
	ロ、山林草刈料	(三七〇)	山林貸地總計百八十五町四反、一町平均二圓
二、使用料及手数料		三五	
三、交付金		八五	
四、國庫下渡金		三、一〇〇	{義務教育費下渡金 二、九〇〇 臨時補助金 二〇〇}
五、縣補助金		一八〇	{傳染病豫防費補助 五〇〇 青年訓練所費補助 三〇〇 勸業學校費補助 四〇〇}
六、繰越金		五五〇	
七、雜收入		四九八	
八、村稅		三、三三九	
	イ、地租附加稅	(二〇〇)	
	ロ、特別地稅附加稅	(五一)	

歳入計	臨時部	豫算額	豫算説明及附記
一、縣補助金		二一、〇〇〇	{船溜設備助成金 二〇、〇〇〇 船揚場設備助成金 一、〇〇〇}
二、村負擔額		七、〇〇〇	{船溜設備費村負擔 六、六六六 船揚場設備費村負擔 三三四}
臨時部歳入計		二八、〇〇〇	
歳入計		八、二五七	
	ハ、家屋稅附加稅	(一四〇)	
	ニ、營業稅附加稅	(三四)	
	ホ、雜種稅附加稅	(六八八)	{縣稅船稅二百五十五圓、漁業稅四百六十圓、網類稅五十八圓、計七百七十三圓、一圓に付き八十九錢、此金額六百八十八圓}
	ヘ、特別稅戶數割	(二、三〇六)	{賦課戶數百八十二戶、一戶に付十二圓六十七錢、村稅豫算總額に對する百分の七十一}

款	項	豫算額	豫算説明及附記
一、會議費		一四〇	
二、役場費		二、四五一	村長、收入役、書記給の計一、三三〇

經濟的に見た島の漁民

八一

島と漁民

八二

三、土木費
四、小學校費

三〇
三、九二三

各部落間道路破損個所修繕料

三〇

一、給料

(二、九七六)
〔正教員五人一年分 二、六一六〕
〔准教員一人一年分 三六〇〕

二、雜給

(四八六)

三、需用

(四三二)

四、修繕費

(二〇〇)

五、補習學校費

二〇〇

六、學事諸費

一九〇

青年訓練所費

一九〇

七、衛生諸費

四二〇

〔村醫年手当 三〇〇〕
〔傳染病豫防費 一二〇〕

八、墓地費

九

九、警備費

三八

十、補助費

五三

十一、財產費

二〇

〔營造物維持費 一五〕
〔造林諸費 五〕

一五

十二、勸業費

四三

十三、獎勵費

五〇

納稅獎勵費

五〇

十四、諸稅負擔
十五、選舉費
十六、諸支出
十七、豫備費
歲出計

一一〇
五
三一〇
二七五
八、二五七

臨時部

一、時局匡救事業費

二八、〇〇〇

〔船溜場設備工事費 二四、七六八〕
〔船揚場設備工事費 一一、二六八〕
〔設計監督費 四四、六六七〕
〔雜計費 七〕

二四、七六八
一一、二六八
四四、六六七
七

臨時部歲出計

二八、〇〇〇

經濟的に見た島と漁民

八三

第三部 社會的に見た島と漁民

一 島の戸口と南京小僧

今から二百數十年前寛文二年の島役烏賊上納の割付を見ると（第一部の四、島役の烏賊五十駄の事参照）戸數が三大字を通じて百間半とある。

半は誠に半端で可笑しいが何に據つて割出したものか村の古老に聞いてもよくは分らない。人數の二百二十七人は勿論全人口ではないから今と比較することは一寸困難である。相當信用も置け比較も出来るものと言へば、先づ役場にある明治十年の戸籍簿が古いものであらう。當時の戸數は勝浦が六十二戸、浦が五十一戸、法木が四十七戸で合計百六十戸。人數から言へば勝浦が三百三十四人、浦が三百五十四人、法木が三百十三人で合計千〇一人である。此の時分島の有識者は既にもう之れ以上に人間が増えては島の者は共倒れになつて了ふ「飛島の人口は千人が丁度いゝところなの

だ」と口癖の様に言つてゐたそうである。ところが現在ではどうであらうか。昭和七年末の役場統計では戸數が百八十一戸（水産業百七十、工業三、公務自由業五、其他三）人口が千六百七十六人と報告されてゐる。

年齢別人口（昭和七年十二月末現在）

年齢別	男	女	計
一歳	一二三	一三五	二五八
二歳	九九	一二四	二二三
三歳	九二	一〇八	二〇〇
四歳	九四	九一	一八五
五歳	七八	七八	一五六
六歳	五二	七六	一〇八
七歳	六〇	四六	一〇六
八歳	四六	四一	八七
九歳	四一	四一	八二
十歳	三六	四一	七七
十一歳	三〇	三二	六二
十二歳	三〇	二七	五七
十三歳	三〇	二七	五七
十四歳	三〇	二七	五七
十五歳	三〇	二七	五七
十六歳	三〇	二七	五七
十七歳	三〇	二七	五七
十八歳	三〇	二七	五七
十九歳	三〇	二七	五七
二十歳	三〇	二七	五七
二十一歳	三〇	二七	五七
二十二歳	三〇	二七	五七
二十三歳	三〇	二七	五七
二十四歳	三〇	二七	五七
二十五歳	三〇	二七	五七
二十六歳	三〇	二七	五七
二十七歳	三〇	二七	五七
二十八歳	三〇	二七	五七
二十九歳	三〇	二七	五七
三十歳	三〇	二七	五七
三十一歳	三〇	二七	五七
三十二歳	三〇	二七	五七
三十三歳	三〇	二七	五七
三十四歳	三〇	二七	五七
三十五歳	三〇	二七	五七
三十六歳	三〇	二七	五七
三十七歳	三〇	二七	五七
三十八歳	三〇	二七	五七
三十九歳	三〇	二七	五七
四十歳	三〇	二七	五七
四十一歳	三〇	二七	五七
四十二歳	三〇	二七	五七
四十三歳	三〇	二七	五七
四十四歳	三〇	二七	五七
四十五歳	三〇	二七	五七
四十六歳	三〇	二七	五七
四十七歳	三〇	二七	五七
四十八歳	三〇	二七	五七
四十九歳	三〇	二七	五七
五十歳	三〇	二七	五七
五十一歳	三〇	二七	五七
五十二歳	三〇	二七	五七
五十三歳	三〇	二七	五七
五十四歳	三〇	二七	五七
五十五歳	三〇	二七	五七
五十六歳	三〇	二七	五七
五十七歳	三〇	二七	五七
五十八歳	三〇	二七	五七
五十九歳	三〇	二七	五七
六十歳	三〇	二七	五七
六十一歳	三〇	二七	五七
六十二歳	三〇	二七	五七
六十三歳	三〇	二七	五七
六十四歳	三〇	二七	五七
六十五歳	三〇	二七	五七
六十六歳	三〇	二七	五七
六十七歳	三〇	二七	五七
六十八歳	三〇	二七	五七
六十九歳	三〇	二七	五七
七十歳	三〇	二七	五七
七十一歳	三〇	二七	五七
七十二歳	三〇	二七	五七
七十三歳	三〇	二七	五七
七十四歳	三〇	二七	五七
七十五歳	三〇	二七	五七
七十六歳	三〇	二七	五七
七十七歳	三〇	二七	五七
七十八歳	三〇	二七	五七
七十九歳	三〇	二七	五七
八十歳	三〇	二七	五七
八十一歳	三〇	二七	五七
八十二歳	三〇	二七	五七
八十三歳	三〇	二七	五七
八十四歳	三〇	二七	五七
八十五歳	三〇	二七	五七
八十六歳	三〇	二七	五七
八十七歳	三〇	二七	五七
八十八歳	三〇	二七	五七
八十九歳	三〇	二七	五七
九十歳	三〇	二七	五七
九十一歳	三〇	二七	五七
九十二歳	三〇	二七	五七
九十三歳	三〇	二七	五七
九十四歳	三〇	二七	五七
九十五歳	三〇	二七	五七
九十六歳	三〇	二七	五七
九十七歳	三〇	二七	五七
九十八歳	三〇	二七	五七
九十九歳	三〇	二七	五七
一百歳	三〇	二七	五七

社會的に見た島と漁民

島と漁民	二四	二六	八六
五六—六〇	二二	二六	五〇
六一—六五	二三	二七	五〇
六六—七〇	二八	二二	五〇
七一—七五	二	一五	二九
七六—八〇	一	七	一七
八一—八五	〇	三	八
計	七九八	八七八	一、六七六

つまり明治十年から昭和七年迄凡そ五十年間に戸數に於て二十一戸、人口に於て六百七十五人の増加を見た勘定である。戸數は二年或は三年に一戸づゝ殖え、殖え方が少ないと言へば少ないかも知れぬが、土地柄磯寄りにはもう擴げられる丈け擴げて了つて全く餘地が無く、山は平坦で廣濶でも第一、大事な水に困るので適當な宅地が無い。昔から島では宅地に苦勞しつゞけて來たとやつても決して過言でなく、また以前法木と浦との磯續きに出來た鴨といふ小字（それも僅かに二軒だけの小字）の事が（飛鳥圖誌に）特記されてゐる程の島柄であるから、二十軒の増加は此の島としては中々大した増加と言はねばならぬ。併しそれにも増して、大した増加と刮目して見なければならぬのは人口の増加である。即ち凡そ五十年間に六割乃至七割の増加であるから此の勢を以てすれば臆

て近い中に倍にならう。若しそうだとすると明治初期の識者の言は全く杞憂としての一つ話であつて、現實はそれを尻目に益々人口増加の一途を辿つてゐると——果して單純に考へ得やうか。物には表も裏もある。も一度明治十年の戸口調査と今度は昭和五年の戸口調査とを比較して見よう。

(明治十年調)		(昭和五年調)	
戸數	六二	戸數	八六
人口	一一六七	人口	二六三
計	三三三四	計	五四四
勝浦	五二	勝浦	四八
浦	一一八三	浦	一一五
法木	四七	法木	五一
合計	一六〇	合計	一八五
人口	一六六七	人口	二六三
計	三三三四	計	五四四
勝浦	一一八三	勝浦	一一五
浦	一一五九	浦	一一五
法木	三三三	法木	五一
合計	一、〇〇九	合計	一、二四五

昭和五年は言ふ迄もなく國勢調査の結果であり、之に依ると島の人口は千二百四十五人である。そうすると六年、七年の僅か二ヶ年間に人口が千六百七十六人となつて四百三十餘人の増加を見た勘

定になり、如何に何でも合點の行かぬ増加の躍進振りである。年に二百人も増えられては共倒れの杞憂はすぐ現實の問題となり、外米の粥さへ到底三度々々食へなくなる。其處で氣の付く事は現住人口の内容である。帳簿の上では確かに居る筈だが或時期に調べて見ると實は他所に出稼に出て島には居ない、馳て歸つて來る事も確かだが其の時期には居なかつたといふ様な事が斯うした島では得て有り勝な事である。國勢調査の結果を以て若し常時島に居るものゝ全人口と假定するなら、明治の初期から現代まで凡そ五十年間に二百四十餘人つまり二割四分の人口増加で、之なら大體その位の増加は止むを得まいと一應は首肯し得る。尤も生活は決して樂でなく大概の家では皆な外米のお粥を食べてゐる。

島の戸數が百八十戸、人口が千六百七十人と言へば一戸當り九人何分の比較的大世帯である。土地柄家數を増す事の困難から許りでなく、一時に多くの勞力を要する漁業といふ特定の産業上の理由からして家族員數は勢ひ多くなる。少し發達した地方なら漁撈の極く忙しい時期に臨時に日傭なり季節傭なりを傭ふ事も出来るが、未だに物々交換をやつてゐる様な經濟的に未發達な此の島ではそうした事は思ひも及ばない。所謂「産業豫備軍」がどうしても必要缺くべからざるものとなつて

家族員數が寧ろ必要以上に多くなる。昔から次男三男は嫁を娶つても分家は出來ず家長の家に止まつて尙ほ掛人となつてゐた、それ等の風習の名残りか知らぬが現在も斯うした掛人同様のものが可成り澤山ある様である。

斯うした掛人だけならまだしも島には地方から貫つて來た所謂「南京小僧」と言ふのが有る。以前南京米の袋に入れて島に連れて來たところから此の名が出たものと言ふが、幼少の頃に貫ひ受け成長の後漁撈に従事せしめるのである。鱈漁業の様に可成り危険の伴ふものにはよくこの南京小僧が使はれたものだそうだが、近頃は北海道方面へ出稼に出し養家の經濟を助けしめるものもあると聞く。現に斯うした南京小僧は小學校で調べて貫つたもの丈でも四十餘名に達してゐる。

貫子調

(昭和八年十月現在)

一、飽海郡内よりの貫子 二十名

(かつら七、うら四、法木九)

一、東田川郡内よりの貫子 九名

(かつら二、うら四、法木三)

一、西田川郡内よりの貫子 一名

社會的に見た島と漁民

島と漁民

一、秋田縣内よりの貫子 十一名

(かつら一)

一、右計貫子總數 四十一名

(かつら二、うら一、法木八)

(内 譯)

市町村別

勝浦へ

浦へ

法木へ

計

酒田市より	四人				
南遊佐村		二人			
本楯村			四人		一人
西荒瀬村				一人	
西遊佐村			二人		三人
日向村				一人	
遊佐村					
内郷村					
計	四人	二人	四人	一人	一人

吹浦村						
新堀村より						
東榮村						
東村						
押切村						
八重島村						
袖浦村より						
小出村より						
南内越村						
金浦町						
象潟町						
平澤町						
西目村						
本莊町						
計	一人	一人	一人	一人	一人	一人
社會的に見た島と漁民	九	二〇	九一	九二		

春船秋船で永いこと顔馴染になつてゐる地方ぢかたの村や、近所の町から貫子をするのは右の調べでも大體想像が付けられやう。幼少の子供を手放す親達は貧困で一人でも口を減らしたいと願ふものか、左もなくば仕末に困る私生兒を生んだものが多く、島の人達が貫子をすると言つても別に金を出して貰つて來ると定まつたものでなく、却つて幾分の金も一所に付けて貰つて來るものが多いらしい。物心付いた南京小僧が寂しがたりひねくれたりする事は別にないと云ふ。昨年も勝浦の或る小僧の母親が重病だから酒田の實家へ直ぐ歸れと再三手紙をよこしたが、一つには養家になつたのと二つには歸つても亦何處ぞへ賣られやせぬかの心配からとうとう歸らなかつたそうである。學校の兒童仲間でも亦養家でも貫子だからと言つて別にどうのと區別を付ける様な事はない。強いて何ぞ變つたところは無いかと聞けば先づ南京小僧に寢小便の癖があること位でせうと答へる。寢小便の癖があるから小屋に寝かせるのか、小屋に寝かせるから冷えて寢小便をするのか、其邊の説明は聞き洩したが兎も角く貫子に對する差別と言へば先づ凡そこんな程度のものである。

貫子の數は極く明白な者のみで四十餘人。之は表向の人數で島の現住者としての届出なきものも加へるならば優に八十名を越えるであらうとの話である。島でたゞ一人の巡查戸塚豊治郎氏の話では養家に對する此等南京小僧の労働奉仕は徴兵適齡期迄であつて其の以後は各自の自由である。

従つて今立派に一家の戸主となつてゐるものでも、嘗は南京小僧であつたといふ經歷の者もある譯である。併し何と言つても家數を増す事が非常に困難な島であり、幼稚な漁業以外に之と言つて特別産業發達の可能性もない島柄であるから、島に戀々としてゐる譯には行かず縁故を求めて他に出る。即ち年々出稼に行つて其の土地の事情も分り多少の縁故も付いてゐる「北海道方面」へ移住するのが先づ彼等の普通の經路である。

一一 出稼人と庄内の川崎船

大正十年頃の事だつたと言ふ。久保某なる人が島に來て、紡績工女を雇ひたいからと言つて勝浦から娘一人（特に名を秘す）を連れて行つたそうである。漸て一年半許りして此の娘は頭を七三にしメリンスの着物を着て柳行李を三つも持ち其上三百圓もの貯金まで持つて歸つて來た。今でも島で不斷メリンスの着物を着てゐるのは舊家の某婦人たゞ一人であるから、當時島の娘達が此の素晴らしい衣裳や尖端的の七三鬘にどれ程強い魅力を感じたかは容易に想像される。而も僅か一年半で之丈け立派に生れ變つた程綺麗になり、親達にしたところが僅か一年半の辛抱で娘が三百圓もの大

金を持って恙なく歸つて来て呉れ、ば之に越した良い働き口はない。其處で娘も亦娘を持つ親達も競うて紡績工女を希望して大正十二年には五、六十人の娘が大舉島を出て紡績工女になつたと言ふ。出稼工女の數は一時隨分殖えたらしいが中には病氣になつて歸る者もあり、現在では寧ろ減少の傾向にあるがそれでも百名を越え、出稼地方は主に静岡、名古屋、福島（二本松）東京方面の製糸及び紡績工場である。女の出稼と言へば先づ斯うした工女に限られてゐると言つてよい。

男の出稼は北海道方面への漁業出稼で小學校の記録に依ると此等の出稼人は百三十餘人、出稼地先は北海道及び樺太で季節は北海道が七月から十一月迄、樺太が十一月から翌年の三月迄とされてゐる。併し役場の調べからすると昭和七年度に於て出稼人の總數は百二十八人である。

出稼先別出稼人數（昭和七年度）

	函館へ	奥尻へ	千島へ	青森縣へ	由利郡へ	計
勝浦より	四〇人	一〇人	一人	一人	一人	五〇人
浦より	一三	四	一	一六	一	三三
法木より	一一	一三	三	一	一七	四五
計	六四	二七	三	一七	一七	一二八

此の出稼に依つて得た金額は同年度に於て函館の分が三千八百圓、奥尻の分が千九百圓、千島の分が四百五十圓、青森縣の分が千三百圓、由利郡の分が二百五十五圓、計七千七百〇五圓で一人當りにすると約六十圓見當となる。尤も此の金額は其の年の漁獲の多寡によつて可成りの差異があるので一概に幾らと言へないし、又此の出稼に就ては地方庄内地方に「川崎船」の名稱もあるので、島と直接の關係は無いけれども一應庄内地方の出稼漁業の事情を、鶴岡市職業紹介所の秋野光民氏の論説（社會時報昭和七年五月號）から引用して左に記して見よう。

西田川郡の沿岸地方から北海道の練刺網及び烏賊釣漁業に従事する出稼漁船は可成りの昔から川崎船の名で有名であつた。極く古い事は分らぬが今から七十年前以前小波渡村の佐藏、五郎右衛門外二名の者が北海道渡島國檜山郡追古丹地方へ烏賊釣に出稼に行つたのを嚆矢とし、明治三十五年頃から青森縣下へも出掛けた。始めは主に縁故關係で行つたので出稼地も分散してゐたが次第に集團的となり、大正二、三年頃からは北海道松前郡江良町及び小島村、雨垂石邊に集り部落毎に庄内川崎船組合を組織してゐる。

春季三月五日頃から六月下旬に至る期間に此等の川崎船は北海道留萌、三泊、白谷、鬼鹿、焼尻、

初山別方面の鯨刺網漁に従事するのを例とするが、漁期の終了と共に一旦歸郷の上七月中旬から更に烏賊釣に出漁し十二月初旬を引上期としてゐる。

村内の近隣者を以て川崎船を仕立て納屋主つまり船主が資本を投じて經營主となり、漁夫が勞力を提供して漁獲の配當を受ける約束で恰も共同經營の形式を具へてゐるから、素は納屋主自身が漁夫の家を訪問夫々雇入の契約を取り結んでゐたが、年を経るに従つて純然たる雇傭關係を生ずる様になつた。近年露國蟹工船其他樺太方面の漁業經營が盛んになるに及んで此の方面への轉職者が多く、其の結果漁夫の争奪が烈しく雇傭關係を締結するには相當多額の前渡金を提供しなければならなくなつた。

ところで鯨刺網漁に従事するものは一艘に付て船頭一名、岡廻り三名、普通漁夫六名、其他炊事夫一名となつて居り、烏賊釣漁では船頭一名、普通漁夫七名、炊事夫一名となつて居り、手押漁船でしてゐる。給金は契約當時普通十五圓位の前渡金を支給するが、其他は利益配當即ち賦方により其時の漁獲成績によつて支給を受ける事になつてゐる。船員一人分、船主二人分の配當を常態とするが鯨刺網漁に限つて船主三人分とする定めである。尤も漁具の新調修繕費の全部は之を船主の負擔とする。

川崎船は大體賦方制度を慣行としてゐるので、其年の漁獲成績と相場の高低とによつて配當額の多寡が定まる。

年次	出稼漁夫配當額 (二期間)		烏賊釣漁業	
	最高	最低	最高	最低
昭和二年	二〇〇圓	七〇圓	二五〇圓	一〇〇圓
同 三年	一五〇	五〇	二〇〇	七〇
同 四年	一〇〇	二〇	一七〇	三〇
同 五年	一〇〇	二〇	七〇	一
同 六年	五〇	二〇	一〇〇	一

之に依つても分る様に昭和二、三年頃は先づ可成りの成績を収めてゐたが其の後は不漁続きで殆んど無配當のものもあり、従つて此等出稼漁夫の生活は假令歸還後(十二月下旬から翌三月初旬迄)の鱈、烏賊釣漁等があつても中々困難の模様である。尙ほ出稼人に對して現在西田川郡出稼者保護組合(昭和四年創設)なるものが設置されてゐる事を一言附記して置く。

三 婚姻と漁場争

島の婚禮には格別變つた風習はない、どちらかと言へば寧ろ簡單過ぎる位である。結納をコンパ（此の言葉は前に漁撈と漁獲高の項でコンパぐりの名で示して置いた）と言つて、酒と鯛とを男から女へ贈るのを例としてゐる。コンパが濟めば男女間の交際は自由である。又今はもう無くなつたが若い者の集つた席へ誰彼の差別なく娘を呼出して酌をさせる風もあつた。烏賊漁から歸つた時などは娘のある家毎に眞夜中にでも觸を廻して借り出して來た。親達も承知してゐてグツスリ寢込んでゐる娘達を起して仕度をさせて出してやるし、若し不承知でも言へば多勢其の家へ押かけて家財道具を叩き毀す位は平氣でやつたそうである（圖誌）。部落同志の喧嘩と言へばどうも事の起りは多く娘の事から起り易く、部落の娘が他部落の者にどうかされると大した事になり、どうかされた娘も海の中に突き込まれたりなどして、ひどい目に遭つたものだと言ふと島の古老は話して呉れた。

島の小學校で檀家調べをして貰つた時に、物々交換で密接な關係のある縁故の深い地方から、飛島へどの位の人數の嫁や婿が入つてゐるものかを調べた結果は、嫁さんが三十人婿さんが三人で思

つた程多くない（島の人に聞くと之は割合新しいものだけを申したものであらうと言ふ）が、其の出生地を列記すれば酒田市、北平田村、南遊佐村、本楯村、西荒瀬村、高瀬村、稻川村、遊佐村、蕨岡村、内郷村、吹浦村、十六合村、藤島町、東榮村、廣瀬村、袖浦村、加茂町の一市二町十四ヶ村に及んでゐる。尙ほ少し古いが前にも記した明治十年の役場戸籍帳簿（但し明治十年の役場帳簿といふのは十年度一ヶ年分のもではなく、其の當時のものを見た方が寧ろ正しい様である）から、婚姻關係による島の人口移動を摘出して見ると次の様になる。

婚姻關係による人口移動（明治十年頃）

一、島内移動	男(人)	女(人)
勝浦、部落内部に於ける移動	四八	七六
浦、部落内部に於ける移動	四一	七三
法木、部落内部に於ける移動	四六	七二
小計	一三五	二二一
勝浦、浦部落相互間の移動	七	二二
浦、法木部落相互間の移動	一	二六

社會的に見た島と漁民

島と漁民

100

法木、勝浦部落相互間の移動

一九

三三

合計

一六二

二九三

二、島外移動

勝浦部落、島外相互間の移動

三四

二二

浦部落、島外相互間の移動

二六

二五

法木部落、島外相互間の移動

三二

二二

合計

九二

六九

右の様に島内移動は各部落内部に於ける移動が大部分であつて、部落相互間に於ける移動は極めて少ない。島外移動の数が割合多い事は注目し得るものと思ふ。併し今直接問題視しようとするのは、島内各部落間に於ける婚姻数の誠に僅かな事である、否な其の各部落間の移動の少ない事情である。既に知らるゝ通り島は三分されて中間に浦部落があり(一名中村とも稱せられ)其の上部が法木、下部が勝浦部落となつてゐる。浦と勝浦とは磯続きで直ぐ近いが、浦と法木の間は長い階段式の山道を遠く越えて行かねばならぬので、常識的には嫁入も婿取りも浦と勝浦との間で最も多く、法木と勝浦との間で最も少ない様に豫想される。ところが事實はこの想像を裏切つて甚しく趣を異

にしてゐる。三部落の中で最も遠く、離れ離れの法木と勝浦との間で婚姻が一番多いとは、其處に餘程強い理由の無い限り、之が此の島での常態であるとは誰しも容易に考へるものはあるまい。磯づたいに一歩歩けば直ぐ行ける勝浦と浦とが餘にも少く、幾分遠いとは言へ隣部落の浦と法木とで婿入りがたつた一人とは、之れ亦勝浦と法木の十九人に比較して全く了解し難いところであらう。

常識からする豫想と調査の結果からする現實との矛盾は、言ふ迄もなく常識的な豫想を歪める程の力強い理由が其處に存するからであつて、何かと言へば即ち「漁場關係」である。遠い昔から飛島の漁場は今の三部落毎に別れてゐた。島の上下に位する法木と勝浦との二部落は、夫々其の前面の海上と左右兩翼の海上を漁場とし、中間に位する浦部落は己が部落の左右兩翼海上が其の漁場である。従つて島の左右海上での浦と勝浦との漁場境界及び浦と法木との漁場境界が動もすれば問題を惹き起す發祥地となる。それに浦部落の人家は總て東海岸にあつて、西海岸の漁場迄行くには嫌が應でも法木なり勝浦なりの沖を遠く廻つて行かねばならぬ、誠に不利な地位にある。漁場境界の争はいつも浦部落が争の一方の相手となる自然的の地位からして、勢ひ浦と勝浦及び浦と法木とはそれ〴〵中々融和がとれない。漁場の境界に就て相互に何等直接の關係を持たぬ離れ離れの勝浦と法木は、境界争の起しやうもないので却つて互の間に調和が保たれ、時には浦部落への對抗上共同戦

線を張らねばならぬ様な事も起り得るので、寧ろ互によく融和してゐると見るべきであらう。斯うした漁場關係と言ふ根深い力強い理由があればこそ常識的な豫想を全く裏切つて法木、勝浦兩部落間の婚姻關係の人口移動が特に多いのである。

部落と部落との喧嘩のもとを、島の古老の話の様にたゞ娘の事からと單純に考へては大きな誤りである。そうした生易しいものでは決してない。何百年來幾度となく繰り返へされた血腥さい部落間の鬭争は、殆んど總て其の根源を此の漁場關係に置くと見て差支へあるまい。平素は誠に打ち解けた平和な島人も、いざ漁場境界の問題となれば直接生活の問題で部落の者は結束して立つ。部落と部落との争であるから、假令隣の部落から婿に來ても、親兄弟の私情は棄て、己が部落の爲めに飽迄戦はねばならぬ。親が子を又子が親を、互に仇や敵とする事は人情として誠に忍び難いところであるから、成るべくそうした絆を作らぬやうに、隣の部落から婿を貰つたり又隣の部落へ嫁をやつたりする事を意識的にも避けるのは當然である。それでなくても各部落民の心の底には、矢張り祖先の繰り返し繰り返し行つた鬭争の歴史が意識的にも亦無意識的にも深く織り込まれてゐる。

古い漁場境界争の實例に就ては、島の舊家鈴木延治氏の宅で筆者が書き寫して來たものを次に掲げて参考に供すが、現在でも漁業權更新の時期に於てより、正確に言へば更新時期の少し以前に於

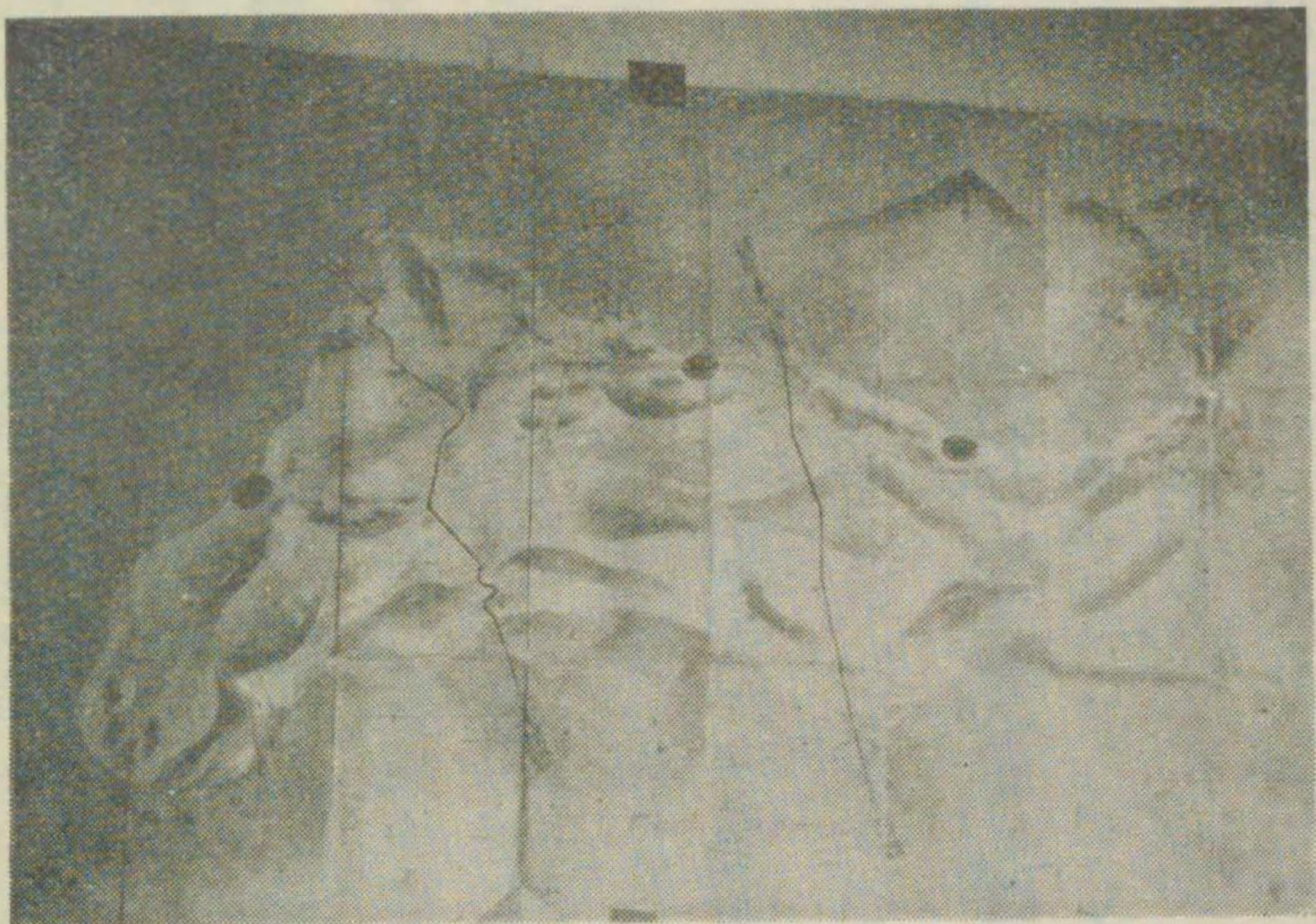
て必ず大きな紛争が起るのであつて、専用でも定置でも二十ヶ年が免許期間であるから、大體二十年に一度は島として特有の社會問題が表面化し、何百年來の歴史的背景を以て、日頃の鬱積した憤りが一時に堰を切つて發するとき紛争は自ら深刻たらざるを得ない。今島内を廻つて特に目立つ浦部落の林木の小さいのは大正五、六年頃の漁場境界争と或る種の密接な關聯を持つやうに聞いたが、事の眞偽は別として誠に「左もありなん」と思はれる程、漁場境界争は根強い力強い島の社會問題である。従つて漁場關係、漁場問題を忘却しては島の社會經濟事情は中々分るものではないと特に一言斷つて置く次第である。

(以下の獵場境争論に付き裁許、東沖鰹場及び西鰹場定め古記録は、總て鈴木延治氏所藏のものから書き寫し取つたものである。)

飛島三ヶ村地境獵場境争論付令裁許事

去寅八年飛島東前之磯くんせと申所に漁船一艘致破船候 右くんせと申所法木地方續磯之由法木村より申出候 浦村よりは右之磯くづせと申候て浦村地方續之由申出双方相争候 令吟味候處双方確成證據無之候付寛永六丑年飛島町間相改候古繪圖墨引之通 當卯年役人塩野義太夫日向孫右衛門

三ヶ村え申付候處 勝浦村法木村にては請其旨候 浦村にては役人申付承引不仕剩古來之境を越



漁場境古繪圖

勝浦村之方山萱刈込候由當七月勝浦村より訴出候 依之令場所爲見分御徒目付大野會右衛門富樫條右衛門御組外小頭鶴田庄右衛門同張付次田兵九郎遣之令見分候處浦村より申出候は勝浦村浦村南方之境古繪圖ニばんの磯と在之候處 勝浦村之方エよせ小はんの磯と申取獵場境の由 西は打はけのくり獵場境と浦村より申掛候且又法木村浦村境浦村申出候つきねき谷は谷筋無之候此所法木村にて物はだけと申候 けんほうか谷も谷筋無之法木村にて萱草刈取候場所ニ候 法木村より名さし候處 右兩所共ニ谷筋有之古繪圖ニ引合候 浦村申出候處一向古繪圖に引合不申 右くんせと申所全法木地方に相窺り候付見分役人其旨相答候處 兩村方え無筋非分之議を申掛不調法至極之由浦村より書付出候 依之右寶永年中古繪圖之趣を以今般見分之

上 勝浦村浦村獵場境南は盤の磯 西は荒崎磯 獵場境見通し地境 劔ヶ嶺 兩の小山かさかひ荒崎の塔 墨引之通境ニ相定候 但古繪圖には荒崎磯より兩の小山まで墨筋二筋引兩村入會と在之候へ共 今般双方願ニ付盤の磯より荒崎迄見通し一筋に境相定候 浦村法木村海山境西ハけんほうヶ谷くりかみの澗 東ハつきぬき谷持つてのくり境ニ相定 繪圖面墨引之各加印判三ヶ村に相渡候條向後無遺亂可相守此旨者也

享保二十年卯八月十八日

在郷中判

久 五郎兵衛

中 十郎右衛門

加 半藏

在郷中判

本 忠左衛門

相 權次郎

關 彦右衛門

井 政右衛門
 伊 笹右衛門
 本 五郎兵衛
 北 助次郎
 若 次郎兵衛

飛島 勝浦村
 惣 百姓

飛島三ヶ村東沖鱈場之事

浦村法木村百姓共獵場及爭論去寅三月中訴出候付同年十一月中双方達吟味處 浦村百姓共法木村岸磯入會ニいたし度 右入會不相成候者沖獵享保繪圖墨引見通ニいたし度旨申立 法木村百姓共岸磯者享保繪圖墨引境之通 沖獵者文政年中吹浦村と浦村のもの鱈場爭論之節 古來飛島三ヶ村沖獵堺明細繪圖面を以申聞置候通 一切入會に無之旨申立ニ付 法木村申旨を以浦村相答候處 無謂申立誤入沖獵並岸磯境共堅相守 蛸さし場たり共一切境を犯し申聞敷旨請書を以申聞候付 當卯年潤

役人後藤仁助近藤直治沖獵堺見分申付る處 法木村申立之通勝浦村者西ノ島上ツラより宮谷正中迄拾艘席 浦村者宮谷上ヒラ井戸掛よりハエサガリ迄拾壹艘席 法木村者ハエサガリより大島不見所迄九艘席獵場無紛候 依之三ヶ村立會繪圖申付裏書印判を以三ヶ村え下渡置候條表繪圖面之通 獵場境堅相守向後不可違論者也

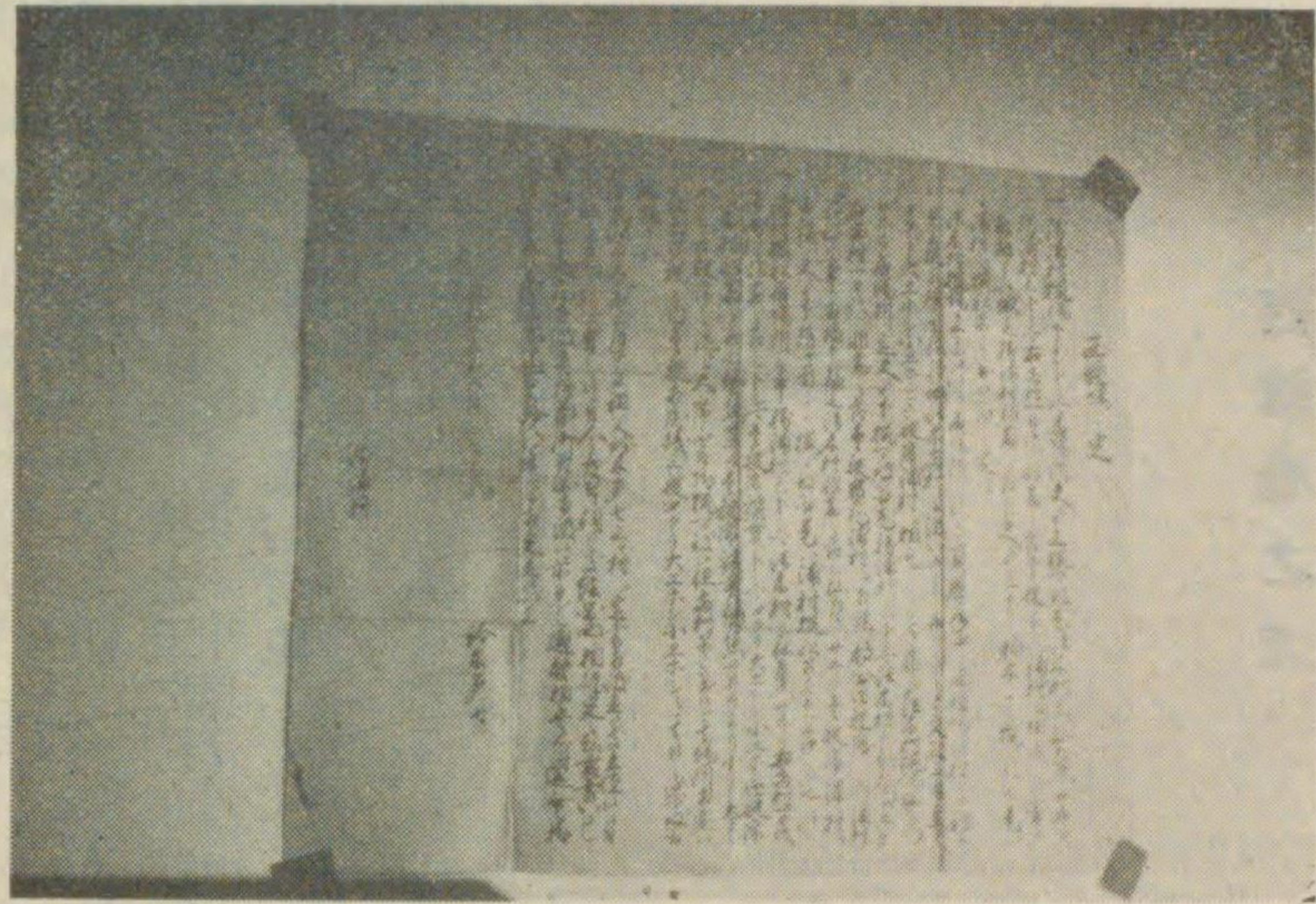
安政二卯年六月

高 省 助
 白 久 兵 衛
 在 江 戸
 三 辻 宣 右 衛 門
 黒 新 兵 衛
 飛 島 三 ヶ 村

西鱈場之定

一、勝浦村獵場下はトシマ居場所夫より上獵可致 尤法木村者仙左衛門サキケ 勝浦村者トシマ社會的に見た島と漁民

右兩村一日代り非番之節一艘席宛浦村え相譲り候事に取極申候 依之勝浦村非番之節は夫より上下の柏木より獵可致筈是ハ浦村之獵船早く出候節之定ニ候



西鱈場之定

一、法木村獵場上はメクリ居場所之記ハ寶曆の年中西鱈場同村にて初めて見立獵相始め其後勝浦法木兩村にて漁いたし居候共 文政三辰年メクラ大エホシ小エホシ三艘席浦村ニ相免し其節ハ法木村獵場仙左衛門サキケ居場所ニ定 夫より下獵可致筈 尤勝浦村者トシマ法木村者仙左衛門右兩村一日代り非番之節一艘席宛浦村え相譲り都合四艘席ニ流し浦村獵爲致候事ニ相極申候 依之法木村非番之節は仙左衛門サキケ一艘席浦村え相譲り下鶴ヶ首より獵可致筈 是ハ浦村獵船早く出候節之定ニ候

一、浦村獵船居場所之事 勝浦村者トシマ法木村者仙左衛門サキケ右兩村一日代り勝浦村非番之

節ハ トシマ一艘席讓貫トシマ メクラ 大エホシ 小エホシ四艘席 メクラ四艘席之流ニて大席不取る様獵可致候 但兩村早く出候て其場所相塞候節ハ四艘席之内一艘相戻 殘三艘メクラ 大エホシ 小エホシとその日の獵可致筈相極申候

右者文政三年辰三月廿三日祖父鈴木多七三ヶ村ニ定書相渡置候處年經候ニ付 定之趣取違族も有之候ニ付今度奉候處繪圖面ニ相認定之趣裏書いたし三ヶ村一枚宛相渡置候様蒙御差圖相渡候前條之通堅相守心得違無之様獵業可爲候 尤元突山百五十尋建ニて相定置候 以上

安政二年卯六月

漁場見届

鈴木 多 七

勝浦村

四 新舊島の生活規範

古い昔の島の生活は既に第一部でも述べたが、特に乍恐の書付の項で詳しく記したものは、其の社会的に見た島と漁民

前に「飛鳥御役人ひなた彦兵衛殿きも入太郎右衛門兩人より島中へ被仰付候事」として一、かいかきりぼし一石一、あふりかい百はい一、いかのきりこみ五十樽一、新屋敷申立候に付て一、沖にしづみ船一艘御座候に付て一、沖より船道具ながれより申候をひろい置申候に付て一、作藏と申者の家屋敷を追立て申候に付て一、小坂村年貢いか御上納に付て等々數ヶ條を掲げて「島の儀に御座候へば我儘成事數多御座候、口上にて可申上候、あはれきこしめしわけられ、急度被仰付被下候はゞ泰可奉存候、あまり迷惑に御座候まゝ一札如件」と左兵衛、忠兵衛兩人から御奉行所へ差し出した乍恐書付以指上申候事の一札があるのである。又此の一札に對しての返答書は前項の詳しい書付（肝煎太郎右衛門其他の連名のもの）の外に同趣旨の返答書が役人日向彦兵衛からも出されゐる。併し斯うした事實の例證と共に將に示さねばならぬのは、島の一種の規範とも言ふべき肝煎への申渡狀であらう。肝煎への申渡狀にも色々あるが寛文二年寅十月の申渡候書付と言ふのは一、破損船道具ひろい候共三年指置の事」を始めとし、右事件に直接關係する數條項があり興味深いものであるから、郡誌によつて左に其の全文を掲げる事とする。

飛鳥肝煎へ申渡候書付

一、公儀御法度喜利志丹伴天連入滿古に申付置候通彌以無油斷 少成共不思議成ものに候はゞ五人

組仲間は不及申近所之者も可申上候事

一、破損船道具ひろい候共三年指置 船主罷出候はゞ相對にて返し可申 勿論當座に船主有之候はゞ彌以て相對にて返し可申互手形を以取替し可申候

一、海捨り荷物之儀浮荷物沈荷物之事

右三ヶ條從公儀御法度被仰付候御判形之通可相守候

一、惣て沖にて破損船無主ひろい物見出候共肝煎に斷 其年之島役人へ爲斷それより郡代所へ申上指圖を請可申候 若少々の物成共隱置我儘に仕候者有之候はゞ早々可申出候

一、澗口にて破損船之時分爲自分其主近處へ罷出間敷候 罷出候共破損船之船頭頼肝煎指圖を請

肝煎者其時々公儀役人に斷 人數を改致相對を用所を可達候 役人十月末其處に居合無之候は

ゞ肝煎組頭能々せんぎ仕 翌年者仔細以書付役人に可申聞候

一、年貢いか不及申 公儀御用之時分島より鶴岡へ參着之時分 萬事遣雜用之役いか割付請拂互に致判形明細帳に付置可申事 いか、鮑、鹽干、切籠其外之物御家中誂賣上ヶ代物請取拂互に判形帳に付置右同前

一、所之者島牢人致御國之内に有之勿論他國へ其年功に身すきに罷出候者島役人へ斷可申事

右之通書付を以て飛島肝煎に申付候

寅十月十五日

安藤多兵衛

杉山七郎右衛門

寛文年間から二百数十年を一度に飛躍して、現代の生活規範とでも言ふべきものを一瞥すると、特に成文となつたものは別に見當らぬと言つて宜しからう。強いて求めれば漁業組合規約中にある二、三の條項がそれに當り主なるものを挙げれば一、毎年四月十五日から十月十五日迄の期間の外は沿岸から一里以上の沖漁業は磯見船(方言山船)を用ひて漁業を爲す事を得ない一、沖漁業は從來の慣行を守り居場所順番を定め番長を設けて當日の申合及び合圖を掌らしめ、繩下ろし繩上げ共合圖を待つて始めて漁業に従事せねばならぬ一、鱈漁業船乗組漁夫は約束の期間内は猥りに他の同業船に乗組むことを固く禁する等々の條項である。併し島の社會生活で留意しなければならぬのは斯業な成文よりは寧ろ共同生活に關する他の色々な仕來りである。島の一大特色とも言ふべき物々交換の春船、秋船にしたところが無統制に勝手に出掛け得るものではない。春船が日を定めて島中

揃つて船を出すのは共同利益擁護の爲め(従つて秋船の方では特別に日を定めて揃つて出掛ける程の必要はない)であり、檀家の権利確保の爲めに嚴重な申合せが各自の間で固く守られてゐるのも亦容易に想像の付き得るところである。

所謂「口開け」と言ふ事も島の共同生活として甚だ大切な事柄である。島の仕事は漁に限らず多く共同であるから、一人拔駈けする事は許されて居らず仕事々々に口開けがある。

松葉搔やら草刈に迄それ〴〵口開けがある程で、中でも五月初めに行はれる若布、荒布の口開けは代表的なものであらう。當日は全島三百余艘の船が悉く出船の準備をして家中擧つて出掛ける。よく〴〵の老人か病人でない限りは子供から乳呑兒を抱へた女まで働ける限りは船に乗込む。合圖を待つて一瞬の猶豫もなく先を争つて漕出す様は誠に壯觀である(圖誌)と言ふ。多少逆戻りする様であるが、法木の齋藤定次郎氏の宅で明治四年の「飛島三ヶ村掟帳」なるものを見たがそれにも一、荒布若布口開之事一、初船、皐月船、烏賊賣船、秋船共三ヶ村何月幾日より仕度、幾日頃風合見合乗出べき事に取極め申度、萬一取極めより前に乗出候船には過怠を申付べき事」など前述の事項と直接關聯する事柄が掟となつて記されてあつたのは特に注意を惹かれた。現在でも斯うした掟に類似のものは詳しく調べればまだ〴〵多い事と思ふ、尤も内容的には村全體としてよりは寧ろ之を部

落別に見る事が肝要であらう。

五 婦人消防隊と小學校

島の生活で最も恐ろしいのは風と火であらうか。「ヤマセ何處いくタマ風迎へ」云々の唄もある程に島人の風に對して持つ關心は實に強い。島では東風をダシ、南風をサガリ、北風をアイノ風、西北をタマ風、南西風をシカダ、東北風をヤマセと稱してゐる。恐ろしいのはタマ風である。明治二十二年の冬、鱈釣船の乗組員六十余人を襲つたタマ風の被害はその中でも最も悲惨を極めたものと言はれてゐる。朝のヤマセに向つて二十六艘勇ましく舷を揃へて出掛けた様は、今に忘れぬ島人の幻影であるが、午後から變つた雪交りのタマ風にやう／＼還つて來たのは十五艘だけで、後れて來た残りの船は陸を通して吹捲くる風の爲めに近づく事が出来なかつた。荒狂ふ吹雪と闘ふ健氣な姿を勝浦澗の目の先に見ながら何とも仕様が無かつた。其の内次第に夕闇が迫つて來てみす／＼其處へ見捨てねばならなかつた。浦部落のザイケの鼻で天も焦げよと許りに、夜通し狼煙を焚いたが遂に一人も還らずにしまつた限りない悲惨事である(圖誌)。之は最も大きな災難であるが、調べて見

ると此の外にもまだ島人の遭難は次の様に列擧される。

島人の遭難

(役場調査)

明治一九年八月二二日	高田丸大字浦にて	六一人死亡
同 二一・一・二四	湯殿山參詣船にて	七人死亡
同 二二・二二・四	鱈漁中沖合にて	六二人死亡
同 二五・一〇・二二	冬鳥賊漁沖合にて	一〇人死亡
同 三二・二二・二八	鱈漁中沖合にて	三人死亡
同 四一・一・四	商用船沖合にて	三人死亡
同 四一・三・五	法木、鱈漁中沖合にて	七人死亡
同 四一・四・二七	五月船、吹浦港にて	三人死亡
同 四三・一・九	商用船金浦港にて	四人死亡
大正 七・八・二〇	飛島丸勝浦港にて	一人死亡
同 一〇・一一・三	法木の秋船、吹浦港にて	七人死亡
同 一四・二・一	加茂丸金浦港にて	三人死亡

社會的に見た島と漁民

火災も亦恐るべきもので遠くは天明年間鈴木(特に名を秘す)某より出火三十余戸焼失の記録もあるが、近くは大正八年五月二十九日浦部落齋藤(特に名を秘す)某より出火十四戸類焼の惨事もある。島の事とて男達が遠く漁に出てゐる留守の間に火が出るともう手の付け様がなくなる。それに島では火災が割合多く、明治になつてからの統計でも平均五年に一回の割合であると言ふし、其中には一字の大半を全く舐め盡した程の大火も一再に止まらなかつたらしい。遠く漁に出た男達が島の火を見て驚いて、船を引き還して来た時には既に遅く何とも手の下しやうがない。斯うした情ない経験が度重つて島特有の婦人消防なるものが出来上つた(圖誌)と言はれて居るが、婦人消防隊の創設されたのは明治四十三年の三月である。勝浦、浦、法木の三部に分れてそれ／＼部長があり部員を統括指揮する。部員は既婚婦人で各部の定員約三十名、大正二年の四月からは何の某を消防手に命ずと言ふいかめしい辭令まで交付する事になつたが、唧筒は舊式で他の部落へ應援に行く折は皆で此の唧筒を船に積んで漕いで行くさうである。とは言へ、此の唧筒の御蔭でどれ程助かつた家があるか分らぬと彼女達の氣焔は大したものである(勿論島には男子の消防組も古くから存在してゐる)。

島の小學校は記録に依ると明治十七、八年の頃三村(即ち今の三部落)合して勝浦圓福院前に新築開校(當時の校長川部武良氏)生徒約八十名とあるが、三十四年に現在の位置つまり勝浦の字笹山に本校舎を移轉新築し法木に臨時分教場を開設したのである。特に臨時と言ふのは冬季三ヶ月隨時見込を以て臨時開設すとあるから言ふのであつて、四十年には同じ理由で尋常三年以下のものとし、本式には四十三年から法木多寶寺脇に十二月一日から習年二月末日迄分教場を開設すと云ふ事になつた。四十一年には従來の補習科二年を廢して尋常科を六年とし、昭和二年六月に高等科を併置し飛島尋常高等小學校となつて、翌三年に現在の様な立派な二階建の校舎が改築落成されたのである。生徒の數は男百四十六人、女百四十九人、計二百九十五人である。

小學校兒童數 (昭和八年十月現在)

	男	女	計	男	女	計
尋一	二一	一四	三五	二二	三五	五七
尋三	一九	二二	四一	二二	二五	四六
尋五	一六	二〇	三六	二二	一八	四〇
高一	一二	一五	二七	一三	一	一三
計						一一七

社會的に見た島と漁民

尋常科	一二一	一三四	二五五	高等科	二五	一五	四〇
小計				小計			
合計	一四六	一四九	二九五				

學童の學業成績に就ては特記する程の事もない様であるが、たゞ圖畫や手工で船を描いたり船を作つたりする事は實に旨いそうである。帆船よりは汽船の方を好んで描くので、それも決して宜い加減なものではなく細かい點までよく注意が届いて全く手に入つたものである。小刀で削つて作つた小さな船を磯に浮べて多勢で遊んでゐるのも一つ一つ見ると中々上手に作られてゐる。斯うして幼ない子供の遊びが船や磯に關聯して、毎日戸外に飛び跳ねてゐるので子供達の發育は中々よい。學童の身體検査成績によると身長、體重、胸圍、發育、營養、脊柱、トラホーム、齶齒等色々の點から見て決して悪くない様であるが、トラホームは他に比して特に多く一々調べて見ると大抵は近親者である事が分る。校醫（鈴木直松氏）も此の點充分注意されて居られるがトラホームに限らず蛔蟲驅除でも何でも、島の事とどうも設備萬端思ふ様に行かず、醫療施設に對する相當の援助の望ましい事は、筆者よりも寧ろ直接其の任に當つて居られる鈴木校醫さんが最も痛切に感じてゐられる事である。

尙ほ青訓や青年團の事を一言附け加へて置くと、青年訓練所は大正十五年七月十日に創設され現在の生徒數は八十五名。青年團は明治四十一年の一月に創設され當時は飛島村青年會と稱したが、大正八年から青年團と改稱して現在の團員數は百六十三名である。女子青年團は大正十一年十月三十日創設の當時は飛島村處女會と言ひ、昭和三年二月から女子青年團と名を改めて現在九十六名の團員を持つてゐる。在郷軍人分會は明治四十一年三月三日の創設にかゝり現在七十五名の會員を有してゐる。此處で面白いのは青年團や在郷軍人分會等で其の團費、會費を捻出する爲めに團員や會員が共同して勞働に服する事である。勝浦部落だと大抵賽の河原邊りに流れついた若布、荒布、恵胡草等を掻き集めて之を以て團の經費や會の經費に充てるのである。殊に青年團だと男子青年團員が海草を掻き集める役に當り、女子青年團員が掻き集められた此等の海草を細かく刻む役に當つて文字通りの協働を行ふのである。誠に島らしい面白い組織になつてゐるし、共同精神の涵養と言ふ點から見ても味ふべきものであるが、具體的には矢張り部落々々に限られての協働が特に強烈な事に注意しなければならぬ。

六 島の娯樂と信仰

今でも冬の間は地方との交通が杜絶え、五十日分位の新聞が一度に束になつて届けられる事がある。現在島に入つてゐる新聞は東京朝日、東京日日、報知、時事、山形、日刊山形、酒田の七種であるがそれも役場、小學校、郵便局、駐在所、村醫、漁業組合事務所の六ヶ所で夫々一種類づゝ(但し役場は二種類)をとり互に廻覽してゐる様な仕末であるから、近代的なラヂオなどは到底夢にも聞かれまいと思つたら大間違、チャンと役場と小學校とに一臺づゝ立派なのが設へ付けられてゐた。流石に御時勢の有難さを覺えたが蓄音器は法木に一臺、浦に二臺、勝浦に四臺の都合七臺で將棋盤は法木に二つ、浦に二つ、勝浦に五つ、碁盤は島中探して僅か二つと言ふ寂しさである。併し何と言つても島人の樂しみは盆と祭に指を屈せずばなるまい。わけても女は男のやうに酒を飲んで騒ぐ機會があるではなし、そうかと言つて菓子を買ふべき駄菓子屋も碌に無いから、永い一年間の苦勞を此の一日に忘れ様と何よりも待遠しがつてゐた。一頃警察から盆踊りを禁じられた時などは、娘達がそつと山へ行つて踊りの身振をしてせめてもの慰めとしたといふ話もある。

ぼんや／＼で正月からまつた

かいほもない たゞ三日ばかり

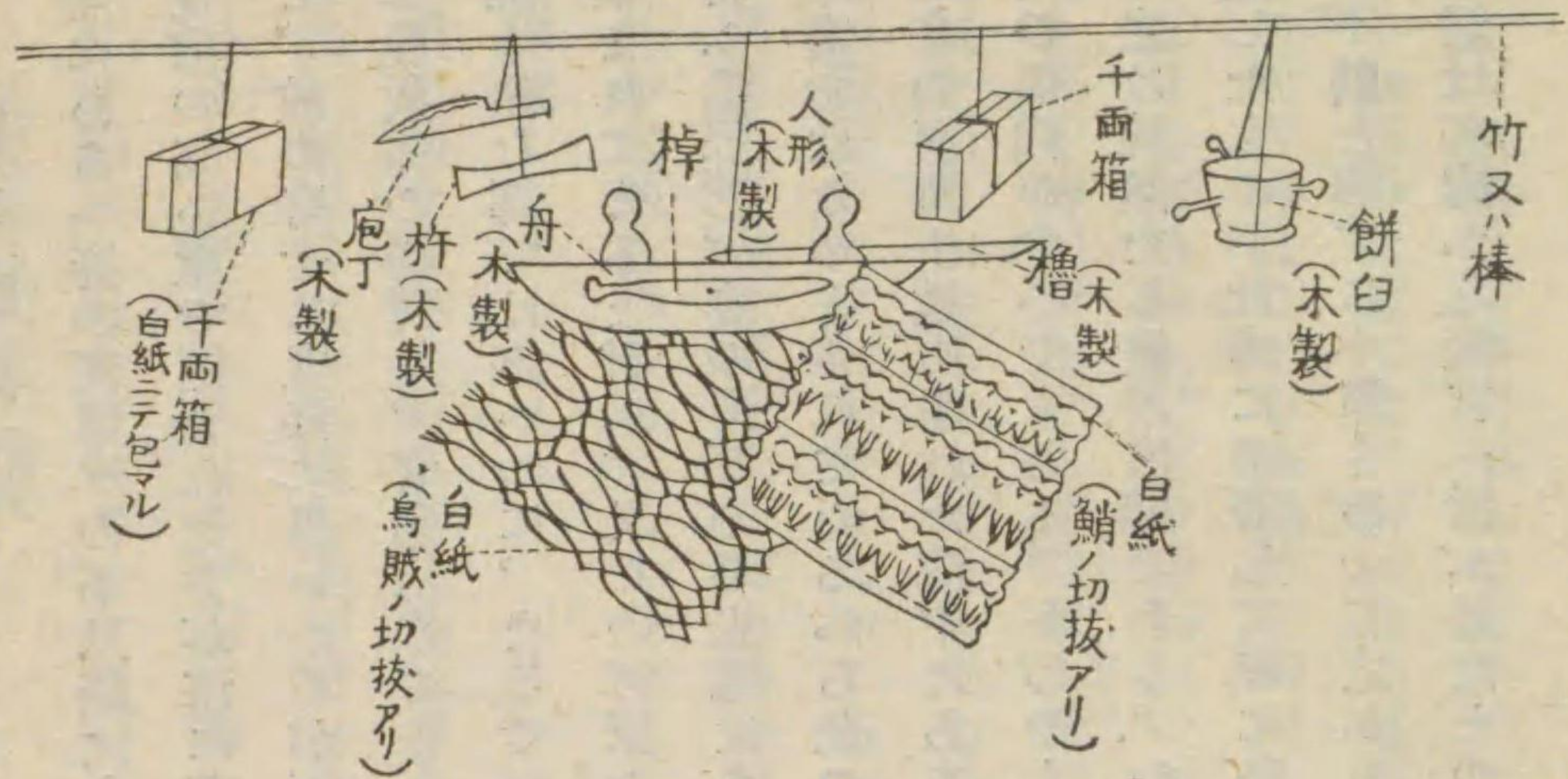
旦那様御蔭で 二十日迄

之は盆踊りの唄の中でも最も由緒ある名文句である。昔、島役人が御年貢を取立てに来るのは盆の二十日と定まつてゐて、當日は肝煎の家で大いに御馳走をし島の娘達の盆踊りを見せて款待したものだと云ふ。正月から待ち焦がれて楽しみにしてゐたお盆も十三、十四、十五日のたつた三日ばかりで、何の甲斐もないと思つたところ、旦那様(島役人)の御蔭で斯うして二十日迄も踊らせて頂き誠に有難いと言ふ意味の唄である。極く靜かな一種哀調を帯びたものであるが、今は年寄でないと本當の唄の調子が出ないばかりか、若い者は大方もう忘れ去つてしまつてゐる。と言ふのは、警察の干涉で盆踊りの禁止が幾年か打ち續く内に何時とはなしに忘れ去られたのと、も一つは北海道邊りへの若い出稼人達が他所の唄や踊りを島へ輸入した爲めである。出稼人が覺えたての妙な身振りで唄ひ出しても、島人にとつては誠に珍らしく新らしく忽ち人氣を呼んで島中を風靡してしまひ、年寄連中が昔の型を見せて島特有のものを復活させやうと努力しても第一若い娘達が笑つて許りゐて、てんで相手にしやうともせぬと言ふのが現在の有様である。従つて今見られる盆踊りは實

は極く近頃の而も輸入ものであつて、一時東京市中を風靡した例の東京音頭などが、遠く飛島の盆踊りに飛島音頭となつて現はれるのも遠い時期ではあるまい。併し斯うした流行は漁業出稼人が持つて来るので、殆んど總て北海道系と言つてよく、外部からの色々の影響が酒田よりは寧ろ北海道から来る事は特に注意しなければならないと思ふ。

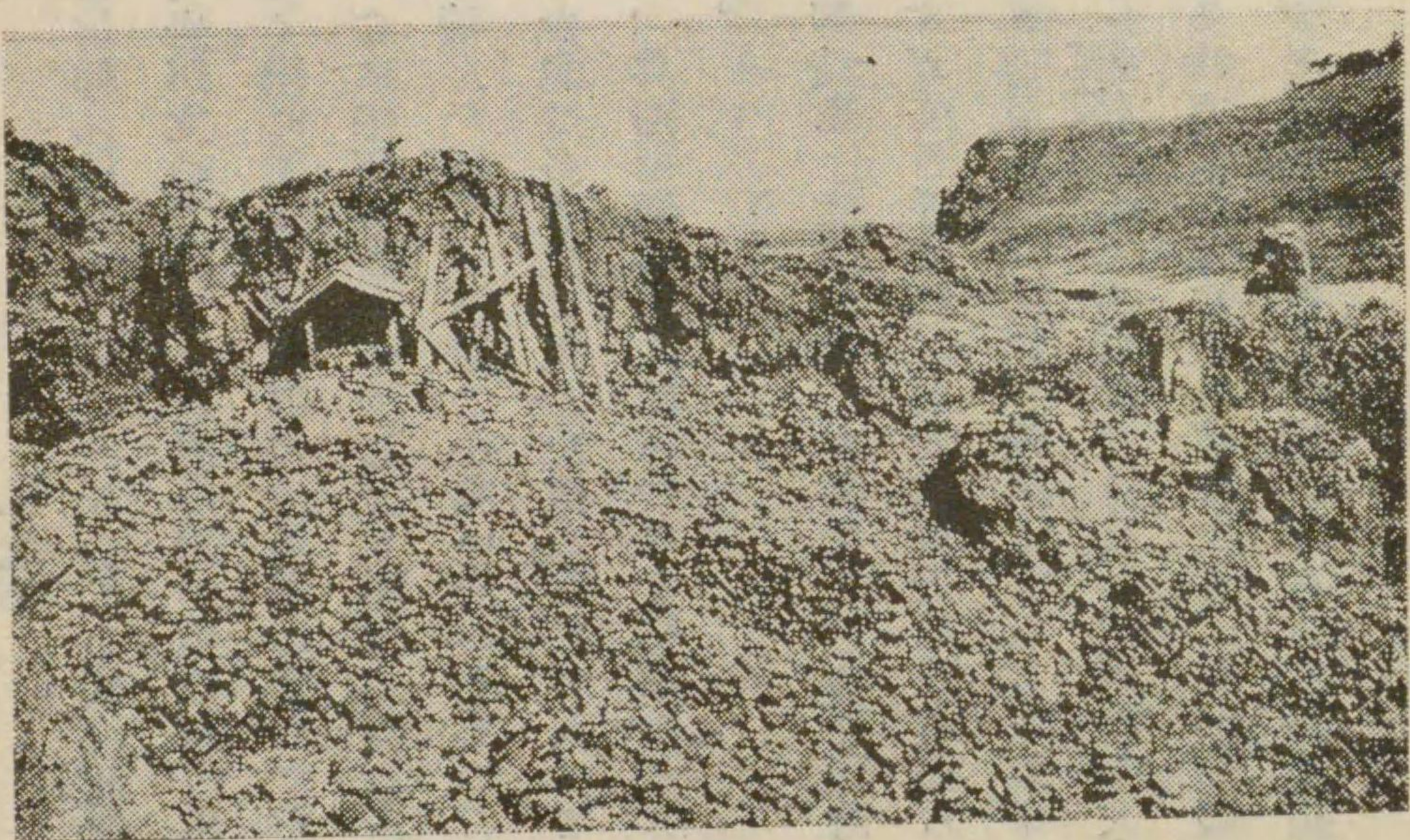
島人の信仰心は其の生業が漁業であると言ふ關係からか、板子一枚下の死後の後生を願ふと言ふよりは現世での大漁を祈る方がより切實である。而もその大漁豊漁は全く海のもので信仰心は自ら迷信的な色彩をさへ帯びる様になり勝である。烏賊釣の始まる頃には其の前に郷社に籠つて大漁の祈禱をするが、四文字網の用ひられた當時には、互の船が入り亂れて有らん限りの悪口を言ひ合つて仕事をし、悪口を盛んに言ふ程獵があると言はれてゐる。左の圖は法木の齋藤正造氏の宅でスケツチしたもので茶の間の隅の鴨居に飾られてあつたが、エベス船と言ひ正月八日の朝、白紙で烏賊や鮫などの形を切り抜きそれを船に飾りつける。船や船楫、人形等は木で造つてあつて毎年同じ物を用ひるので十一日の朝になつてエベス棚の前に吊下げて祀るのである。杵、臼、千兩箱まで吊下げたところは流石に頬笑ましいものであつた。

惠比須船



社會的に見た島と漁民

不可思議の説ある賽河の原の奇巖



勝浦にある「賽の河原」の不思議は今でも老人連の信仰（迷信）の一つとなつてゐる。此處は一方が笹山の高い崖で圍まれ他方が海に續いて、大きな岩が立つて居り其の岩の脇が穴の様に海水に續いて、波の寄せる度毎に黒い小石がガラ／＼と淋しく鳴つてゐる。河原の地藏様の立つてゐる前通り二疊敷程の場所は、普通海水のとゞく場所でないのに毎朝小石がぐつしより濡れてゐると言ふし、誰も積む譯では無いのに、まるで梯子でも掛けて積んだ様に、河原の小高い岩の上まで石が段々に積まれてゐると言ふ。又この河原の磯へ浮き上つた魚は必ず腹に生きた儘の百足が入つてゐるとも言ふ（圖誌）。賽の河原の不思議はまだ／＼續くが、其處は死んだ人は行つても有縁の人が行つて詣る處ではないとされてゐるから此の程度に止める。

更に島の西側十數町離れた海中にある「おしやく（御積島）」は、島隨一の名所であると同時に兼て島人の信仰の中心でもある。おしやくの岩の洞窟はオガミと呼ばれ、郷社遠賀美神社が祀られてゐるが之は純然たる巖窟信仰である。おしやくは傳説に據ると弘法大師が最上川から日々數千の梵字を流したものが此處に漂着して遂に島となつたから（御積島と）名付けたと言ひ、洞窟の入口には波切不動と稱する小窟もあつて之から奥へは如何なる時でも海水の入る事はなく、又洞窟の上にある空洞は其處から龍宮へ通ふ路だとの事である。オガミは幾枚となく漁船に貼られてゐる龍神社

海上安全大漁満足（の祈禱札の文字）の龍おがみで、海上風波を司る神と傳へられてゐる。尤も風波を司る此の小物忌神に就ては、御積島の靈窟が其の御誕生の地であり御祀りしてある處だと言ふ説と、浦部落の大宮神社こそ小物忌神を御祀りしてある處だと言ふ説と二つある。何れにしても古くから六月十五日大物忌神（對岸の島海山の神）の例祭の當夜、吹浦にお濱出の神事があつて飛島に向つて篝火を焚く時、飛島でも同時に火焚祭ほたきを行ひ海を隔て、相呼應したのは、正に五穀守護の大物忌神が風波を司る小物忌神と神徳を交し給うたものであつたが、惜しいかな吹浦での神事が絶えてからは島の祭事もたゞ柏手祭となつて古い昔の火焚は忘れられて了つた。

右の遠賀美、大宮兩神社を始め島の神社佛閣に就いては、郡誌に詳して記されてあるから左に引用して其の由來を知る事にしよう。

遠賀美神社

勝浦の西十餘町を距る御積島にあり、島内にオガミと稱する靈窟あり、窟外に龍尾狀の巖あり、黄金色を帯び尾尖の精巧人工を加へたるが如し、俗に俱利迦羅不動と稱す。窟内長さ三十間餘、幅三間高さ七間餘あり、上下左右悉く鱗狀をなし恰も劍を抽きたる俱利迦羅龍の如し、日光之に映すれば轉々人目を眩射せしむ。踏む所の岩石は菊面石に似て青黄赤の三色を錯へ光彩燦爛たり、

奥に小池あり、清水上より滴り常に鏘々として心耳を澄すべし、正に之れ瑠璃瓶中に靈液を湛つるが如し、俗に「御手洗」と稱し神座となす。海客の本島に寄泊するもの必ず之に詣で、故に名聲遠く他邦に鳴り庄内の一奇觀と稱せらる。明治九年六月新たに大海津美命の神靈を祀り、遠賀美神社と稱し（遠賀美は靄神の和語）同十年十一月十一日郷社に列せらる。

月座神社

勝浦字笹山にあり大己貴、少彦名の二神を祀る。創祀詳かならず俗に「薬師」と稱し、古來大宮の社家之を兼帶せり、明治九年八月村社に列す鰯口あり。

八幡神社

法木字高森にあり品陀別尊を祀る。創祀詳かならず、明治九年二月二十四日村社に列せらる、舊社家あり齋藤氏と稱す。

大宮神社

浦字劍ヶ峯にあり級長津彦、長津姫の二神を祀る。創祀詳かならず、舊説に延喜式小物忌神社なりと言ふも、文書の徴すべきものなし。古來柏手祭と稱し、吹浦大物忌神社の方に向ひ祭事を修め、同夜吹浦に於ても御濱出神事と稱し、飛島の方に向ひ祭典あり、之を五穀守護の大物忌神

と風神の小物忌神と神徳を冥々の中に通はし給へる儀式なりとぞ。明治九年二月二十四日村社に列せらる舊社家あり齋藤氏と稱す。

多寶寺

法木にあり釋迦牟尼如來を本尊とす。寛永十三年五月二十三日僧鏡戒の創始する所なりと言ふ。寛○三年八月現住慈診代酒田龍巖寺末に屬せり。

圓福寺

勝浦字船見山にあり地藏神シ本尊となす。眞言宗酒田龍巖寺末たり。寺傳に元和二年六月五日僧亮珠の開基する所と云ふ、寛延三年八月現住了知以來龍巖寺末に屬せり。

附 録

◎沿革に関する参考 (小學校記録に據る)

事 項	天 皇	年 號	備 考
小笠原家保の飛鳥征伐	後 柏 原	永 正 四 年	秋田縣院内池田家系圖による
小笠原家長飛鳥主膳正となる	同	同 五 年	同 右
小笠原長保飛鳥郡代となる	後 奈 良	天 文 二 年	同 右
多寶寺縁起	同	同 十 八 年	多寶寺過去帳による開基鏡戒と云ふ
小笠原重舉の飛鳥征伐	正 親 町	永 錄 二 年	秋田縣大森佐藤家舊記による
小笠原光繁飛鳥主膳正となる	後 陽 成	慶 長 二 年	秋田縣院内池田家系圖による
と、島	同	慶 長 十 八 年	永田氏文書「島役皆濟狀」に散見
圓福院縁起	後 水 尾	元 和 二 年	圓福院過去帳による開基亮珠
遠賀美神社縁起	同	同 五 年	遠賀美神社々家齋藤氏過去帳
酒井家領となる	同	同 八 年	出羽風土記による
大宮神社縁起	靈 元	延 寶 二 年	大宮神社々家齋藤氏過去帳

佐竹領となる	明 治	明 治 元 年	飽海郡誌による
山形縣編入	同	同 九 年	同 右
飽海郡編入	同	同 十 二 年	同 右
村制實施	同	同 廿 二 年	同 右

◎島の恩人 (小學校記録より寫す)

齋藤吉之助氏

氏は本島の生める唯一の政治家外交家なり。安政三年六月六日大字勝浦に生れ齡七十五才にして世を去らるゝ迄村長、助役、村會議員、學務委員、區長、漁業組合長、衛生組合長、其他有らゆる公職に就かれ盡瘁せられしこと正に四十有余年。其の間、村の開発殊に消防組の組織及び定期發動機船の購入に大いに力を致されたり。人家稠密而も藁葺多き當村に於ける消防の組織は全く氏の努力の賜物にして、又以前は縣より借用の定期船なりしを氏の得意の外交的手腕によつて新たに購入し、爲めに運用自在にして從來の如き一ヶ月、二ヶ月の航行杜絶を見るこ

となく、文化の發展に資せられしところ多きを以て字笹山に功績の碑を建つ。
(尙ほ島に消防風と言ふ言葉がある。之は風は風でもまだ幾分風波が高く、普通の人では船を出すのが危険だと言ふ時に、血氣盛んな消防組のもの丈を選ぐつて特に漁獵を許す一種の掟があるからである。功績碑にもこの「消防風」の言葉が書かれてあり、此の時に得た漁獲物を以て消防組の経費を支辨してゐる事は、前述の青年團や在郷軍人分會と同様である。)

久留就敦氏

氏は天保十四年一月廿日西田川郡鶴岡町甲十三番地に生れ、本島の村長として明治三十一年より大正二年迄十五ヶ年の久しきに亘り、孤島開發の爲めに盡瘁せられし事多大なり。其の治蹟を概記すれば荒蕪地を開拓して殖林を營み、或は良圃を作り自ら鎌、鋏をとりて範を垂れ又教育の普及に盡力して小學校の改築をなし、漁業の發展を策し、網の改良をなし定期船を縣に交渉して借り受け航行を繁くして文化の發展に力め、衛生に留意して避病院を設け、道路を改修し、青年團を組織して自ら團長となり、指導誘掖に懸命の努力を致す等枚擧に遑あらず。殊に襦袢、股引、草鞋ばきにて常に凡ての勞役に身を以て範を垂れ、村政事務の如きは夜間深更に

至る迄之を執り、村治民福の爲めに寸暇なき有様なりき。

(同氏の功績碑は勝浦と浦との境の海岸に建てられてある。網の改良云々に就ては前に漁撈と漁獲高の所でふくべ網一名猪口網の事を述べて置いた。)

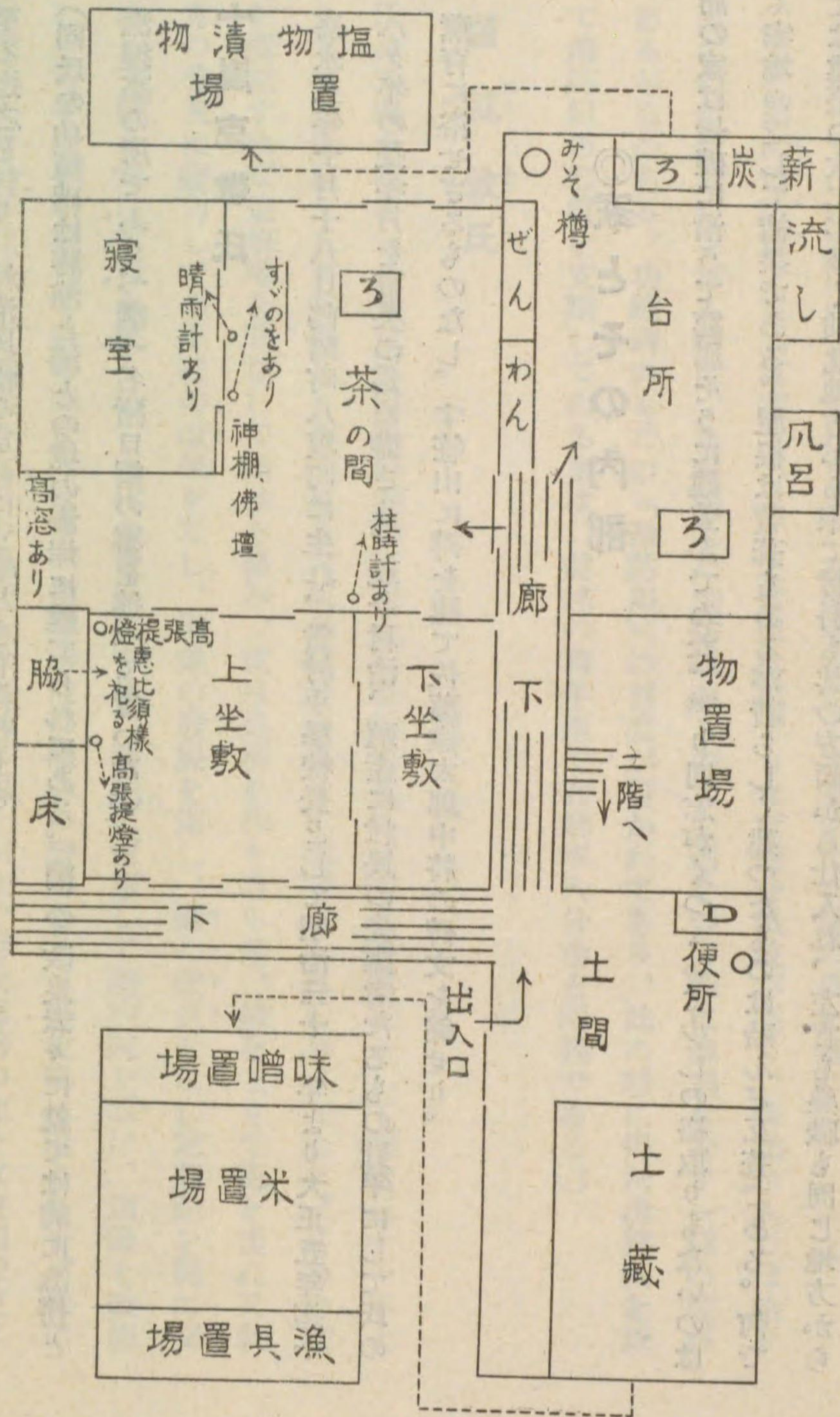
五十嵐克敬氏

嘉永五年十月十八日鶴岡町八坂町に生れ、當村小學校長として明治三十一年より大正五年迄十八ヶ年の長年月を育英の爲め盡さる。現今村治、殖産に村民の先驅者たるもの壯年にして氏の薫育に浴せざるものなし。字笹山に碑を建て佐藤鐵太郎中將の碑文を銘せり。

◎家とその内部

島の家は皆磯に沿うて窮屈そうに建並んでゐた。隣り同志がくつゝいて少しの裕取りもないのは全く宅地の乏して結果である。屋根は萱葺もあるが新らしく建つたものは殆んど瓦葺である。何でも元は建築の土工が多く仙北地方から來て材料も其の方面から仕入れ、左官も疊職も同じ地方から

漁家の間の取



渡つて来たが、屋根を葺く萱だけは島の産であつたと言ふ。併しそれも段々足り無くなつて、新しく出来るものは次々に瓦葺になつて了つたのである。浦でも法木でも大火事のあつた後に新築された多くの家は大抵みな瓦葺である。

右の圖は法木の齋藤某氏(特に名を秘す)の家である。いぶせの家と謙遜して言はれるが中々どうして立派な舊家である。惣じて島の家は建物が大きく一見裕福らしく見える。圖の下手にあ土蔵と納屋(味噌、米、漁具の置場)との間は二間半程あつて其處が海岸に沿うての島の道路になつてゐる。納屋は總て道路に沿つて海岸に面して建てられてゐる。上手の物置場(鹽物、漬物の置場)は山の根の直ぐ崖下にあるのだから、之を見ても如何に平地が狭いか容易に想像する事が出来るであらう。

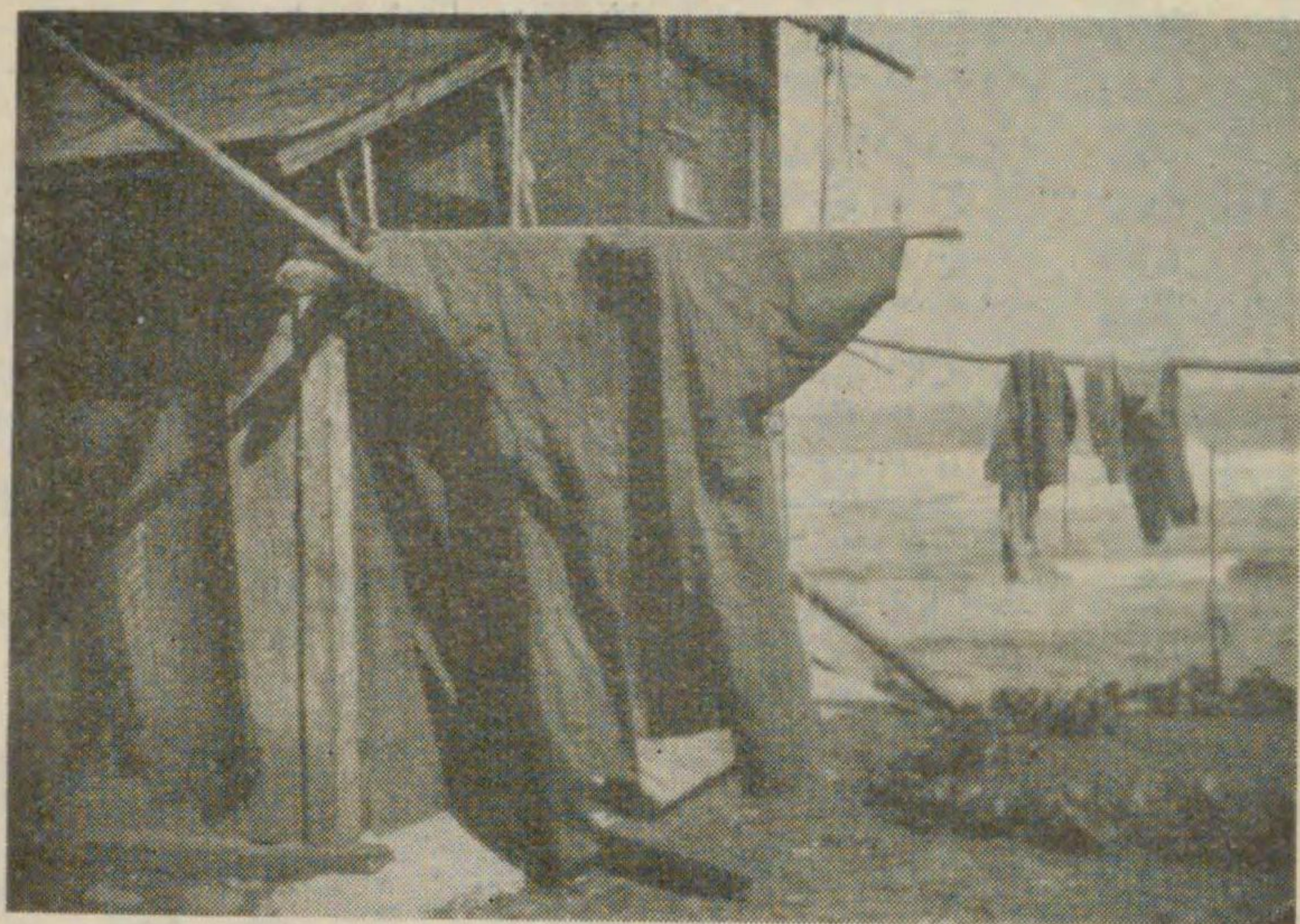
家の入口は圖に見る様にたゞ普通の戸がある丈で極く簡單なものである。玄關らしい構のある家は島では至つて少ない。土間から正面の廊下に入り坐敷に入るのが順序だが、左手の廊下の外側は格子戸になつてゐる。又正面廊下の脇にある狭い階段から上つた二階は天井が低く其處には色々の漁具が置いてある、斯うした漁具置場の二階は先づ大抵の家に造られてあると言つてよい。

茶の間に切つてある爐は小さなもので自在かぎに掛けた鐵瓶がつるしてあつた。茶器等は案外凝

つたものが多かつし柱時計の外に晴雨計の備付けられてゐたのは流石に漁村らしく目を惹かれた。佛壇の眞上が神棚（神明様）で「すゞのを」が下つてゐた。すゞの緒は又かねの緒とも言ひ、奇麗な布で縫つたもので小さな鈴が結びつけてあり心は藁である。齋藤さんの所にあつたのは布はメリスで下の方を白紙で包んだ上を更に紅白の水引で結へてあつたが、八幡神社に上つてゐたのは金欄紛ひの布や何か色様々の「すゞのを」を十二、三本も一束にして下げてあつて、其の一本々々には夫々の寄進者の名札（悉く女名前）が下げられてあつた。長さは大抵三尺乃至四尺位のものである。寢室は一寸覗いた丈でよく分らなかつたが圖誌によると、普通はたゞヘヤと呼び多く板張りに呉産を敷いて厚い藁布圖を敷詰め、頭に當る所が横木で仕切られてあるだけだと言ふ。尤も以前は多く藁のまゝで布を被せた布團を使つてゐたのは極く僅かに過ぎず、その藁布團と言ふのも大部分は外米の空袋を利用したものであつたと渡部老人は話して呉れた。

◎島の風俗と慣習

島には機を織るものが無かつたので以前から酒田、吹浦邊りへ出て古着を買つて來たのである。



ザン

衣類の中にボガラと言ふ綿入があつて之は決して洗濯をせず、破れれば何でも構はず布を當て繕つて置く。ドンザと言ふ仕事着は膝までのもので、古着を仕立更へてそれに細かく刺子をしたものである。冬の間女達は爐邊に座つて麻絲（イト）や木綿糸（カナ）で柎刺し、矢の羽刺し、鏝形綸子など色々の模様に刺す。女着の襟に刺した綸子模様の細かい手際など中々丹念なものである。ドンザなどと馬鹿々々しいやうな物だが、之が無くては嫁に行かれませぬと或女は話してゐた。少くとも五枚、六枚の用意がなくては女の嗜みにならず、婚約が調べば第一にドンザの仕度で、細かい布片を數々繼合せた程心掛けの奥床しさが現はれると言ふ。又産衣のことはオンボキともトヂ着とも言ひ、産兒のことはボンボと言ふ（島には之と定まつた産婆はゐない）。更に死人を棺に納める時、白の帷子を着せる外に別に産衣と同じものを一枚縫つて入れ

てやる。之をバの着物と言つて生れる時、しやうづかの婆から借りて來たのを返す爲めだとの事である(圖誌)。

ついでに葬式の有様を記すと、男は全部袴をつけ、喪主だけは別に晒木綿で縫つた廣袖に腰丈のものを着る、イローと言つて袴の上に重ねて掛けるのである。其の他額に三角形の布片を當て、其の上を白紙を細く斷つた紐で鉢巻をする。之をミカクシと言つて近親者は悉くつける。足袋裸足で送るが棺舁ぎ旗持などは普通の服装にあしながを履いてゐる。送りを濟ませた後は履物は全部途中で捨てる(島には以前から共同墓地がある)。墓地から歸ると、家の入口に白を伏せ其の上に附木に載せた味噌と鹽とを置き、別に手桶に水を入れて添へてあるのを、一口づゝ摘んで手桶の水で口を嗽いだから入口の敷居を跨ぐ事になつてゐる。誰でも葬式を見たものは濱へ行つて潮水で眼を洗ふ風習がある(圖誌)。

島では各大字毎に年數回の祭典を行ふ。遠賀美神社祭典の折は袴を着て行列を作り部落を一巡すると言ふ。大宮神社も八幡神社も略々同様で、特に八幡神社祭典の次第は(圖誌によると)四月十五日湯立ちを行ひ釜に湯を沸かせて神主が稜の式をし村中安全大漁満足の祈禱をなすと共に、氏子

一同に笹の葉に湯を浸して振りかける。之が終つてから直會なほらいに移るのである。

この八幡神社の直ぐ下の海邊に「船石」と言ふのがある。大きな長細い石で其の近くの波打際には丸い石が澤山列をなして並んでゐた。渡部老人の話ではずつと昔、八幡様が米を積んで來られた時の船がこの船石で海邊に並んだ澤山の丸い石はこの時の米俵であるとの事である。眞偽の程は分らぬが今でもこの米俵の丸い石を持つて行くと崇りがあると言つて誰も持つて行くものがない。老人の話は更に「鱈買ひ」の慣習にも及んだ。鱈買ひと言ふのは正月十一日の朝早く子供が二、三人宛一團となつて家々の門口に立ち「仙北矢島から鱈買ひに來た」と聲をかける。すると家々から各自に餅を一つとそれに昆布と鰯を附けて與へるのである。之は今も盛んに行はれてゐる。船石と言ひ鱈買ひと言ひ、流石に島らしく面白く感じられた。

あらや出た出た 烏賊釣り船よ

烏賊も釣れずに 夜の目を晒し

夜の目晒して ××ぬすまれた

盆踊りの唄には××まで盗まれたとあるが、この島での盗難は山形新聞の記事によると大正十一

年に二百五十圓の盜難があつた丈だとある。平穩な島であつて、特にセンセーションを起したのは、其の前年館岩の上から若い女がモルヒネを呑んで投死した時である。岩の割れ目にひつかゝつてゐて中々死體が発見されず大騒ぎをしたそうである。女は西村山郡のもので看護婦だつた言ふ。自殺と言へば數年前六十才余の老人が発狂して自殺したと同じく新聞の記事に書かれてあつた。尤も某所で得た記録によると窃盜四件、漁業取締令違反八件、傷害罪六件、家宅侵入一件、詐欺横領一件、委託金消費一件、過失罪一件、横領一件と記されてあるが、果して何年頃からの累計か遺憾ながら其の點どうもはつきりしなかつた。

尙ほ古くからの習慣や言ひ傳へに中々面白いものがある。島では冬中年一回「戸籍あらため」と言つて、各部落共四組に分れ、新たに配偶者を得たものや赤子をもうけたものから酒一升宛を出させ、盛んな酒宴を張る風習があり今も猶ほ行つてゐる。又島人の天候觀測に就ては次の様なものがある。先づ島から鳥海山を見て、右に靡いて雲が出れば西南風、左に靡いて雲が出れば東北風、一ぱいに雲が下がれば東南風。之は月山を見ても同様であるが、雲が頂上から一寸離れて出たり、見たこともない様な雲が出たりする時は明日は必ず雨であると言ふ。又島の南方に當る粟生島（新潟

縣下）は餘程よく晴れ渡つた時でないと思えず、年に數回しか見えないと言ふが斯うした晴れ渡つた翌日は必ず雨である。つまり粟生島が見えた時は明日は必ず雨とされてゐるのである。（完）

631
499

4.25

昭和九年四月二十五日印刷
昭和九年四月二十九日發行

島と漁民

定價金四拾錢

編輯者 松村勝治郎

東京市芝區芝公園六號地
財團法人協調會內

發行者 稻葉格造

東京市京橋區築地四丁目四番地

印刷者 鈴木茂

發行所

東京市芝區芝公園六號地

協調會

電話芝一、一三一、一三六
振替東京五三七〇四番

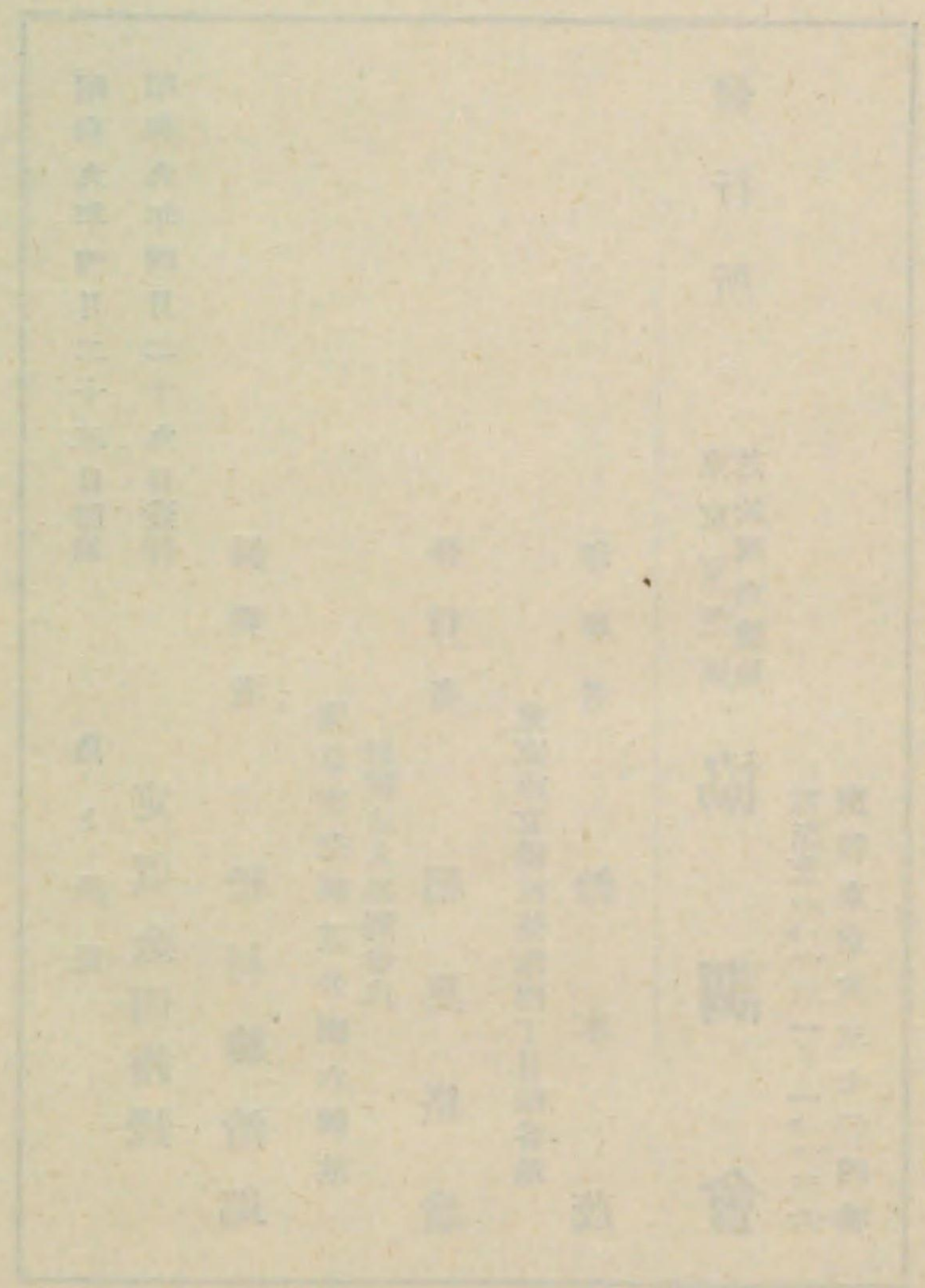
刷印社會式株刷印間三屋中

63
49

協 調 會 刊 行 書 目

最近の社會運動	拾貳圓 送料五十七錢	勞働法上卷	五圓 送料三十三錢	勞働法下卷	四圓五拾錢 送料三十三錢	社會思想史	貳圓五拾錢 送料二十一錢	各國勞働組合運動史	貳圓 送料二十一錢	獨逸勞働組合運動史	參圓 送料二十二錢	勞働史講話	壹圓五拾錢 送料十錢	各國の社會政策	貳圓五拾錢 送料二十二錢	消費組合論	貳圓 送料十五錢	產業合理化と社會政策	五圓 送料四拾錢
英國產業の合理化問題	八圓 送料六錢	英國に於ける失業及其對策	五圓 送料六錢	獨・米に於ける失業及其對策	八圓 送料十錢	日本人口問題研究	壹圓五拾錢 送料二十一錢	勞資協調の諸方法	四圓 送料四錢	英米獨佛の雇主組合	五圓 送料六錢	產業及農會の教育的活動	貳圓 送料二錢	農村に於ける特色ある教育機關	八圓 送料十錢	英國に於ける成人教育運動の新傾向	貳圓 送料二錢	英國とその成人教育	七圓 送料十錢

208



631
499

協 調 會 刊 行 書 目

昭和七年に於ける社会運動の情勢	参料拾六錢
労働組合及労働争議統計	参料拾五錢
川口鑄物業實地調査	七料拾錢
主要工場就業規則集	参料二十錢
健康保険實務要鑑	貳圓五拾錢
各労働組合無産政黨統計	拾料二錢
各國労働組合規約要項集	拾料二錢
各國労働賃金統計	壹圓五拾錢
俸給生活者工生計調査報告	八料十五錢
工業保健及能率	貳料二十錢
二九年英國炭坑争議の意義	貳料拾二錢

二九年英國炭坑争議の經過	貳料拾二錢
二九年英國炭坑争議の終結	貳料拾二錢
二九年各國労働界の情勢	壹料八錢
二九年各國労働界の情勢	壹料八錢
二九年各國労働界の情勢	壹料八錢
一九二八年海外労働年鑑	壹圓五拾錢
昭和五年海外労働年鑑	壹圓五拾錢
昭和六年海外労働年鑑	壹圓五拾錢
昭和七年海外労働年鑑	壹圓五拾錢
昭和八年労働年鑑	貳料十四錢

協 調 會 刊 行 書 目

獨逸國民高等學校運動	四料拾二錢
我國に於ける労働者教育の趨勢	拾料五錢
工場鑛山に於ける教育施設要覽	拾料二錢
職長及職長指導者の教育	八料拾六錢
工場に於ける職長の任務及教養	五料拾四錢
本邦工場鑛山職長制度概要	五料拾四錢
農村計畫叢書第一輯	貳料拾四錢
農村計畫叢書第二輯	貳料拾四錢
農村計畫叢書第三輯	貳料拾四錢
農村計畫叢書第四輯	貳料拾四錢
農村更生計畫の樹て方	参料拾四錢
農村計畫叢書第四輯	参料拾四錢
實地調査の結果	参料拾四錢
果から觀た農村生活	参料拾四錢

農村問題解説叢書第一輯	貳料拾五錢
我國に於ける農業委員會制度の話	貳料拾五錢
農村問題解説叢書第二輯	四料拾二錢
農業保險の話	四料拾二錢
農村社会運動の動向	五料拾六錢
吾過小農問題と共同經營	四料拾四錢
東北農業の研究	参料拾四錢
おいしくて農村料理	四料拾四錢
井泉村基本調査	五料拾四錢
農家労働調査報告	貳料拾四錢
退職手当制度の現状	四料拾四錢
我國共済組合の現状	壹料拾四錢
昭和七年版 全國工場鑛山名簿	壹圓五拾錢

631
499

協 調 會 刊 行 書 目

<p>おいしく 農村料理</p>	<p>東北農業の研究</p>	<p>農家労働調査報告 井泉村農家經濟調査 前篇</p>	<p>井泉村基本調査</p>
<p>本書の特色は料理の材料が農村内に於て求めらるゝもの調理の簡易にして實行の容易なるものと榮養に富み且つ味覺を満足せしむるに足るもの二百餘種を満すのみならず行文平易何人にも了解し得る即時試み得る點である。</p>	<p>本書は、主として東北地方の農業、東北六縣の農業事情を詳述したものである。</p>	<p>本書は井泉村に於て十三戸の農家を選抜して一箇年間銘々の記帳を煩はし其結果を集計したものである。内容目次調査の目的と方法、集計方法、農家經營の基礎、農家労働分配状況、労働利用分配状況、反當所要労働別分配状況(十四表)、附録農家労働別分配状況圖表(二十六圖表)</p>	<p>本書は埼玉縣井泉村に於て詳細調査した實地調査の結果を纏めたるもの。内容、沿革・地勢・戸口・土地・勞力・生産・販賣・購買・租收入・金融・負債・負擔・團體・教育・社會事情・小作事情・其他</p>
<p>四〇 四</p>	<p>三〇 四</p>	<p>二〇〇 二一</p>	<p>五〇 六</p>

農 村 問 題 關 係 書 目

<p>農村計畫叢書第一輯 農村指導調査に際して</p>	<p>農村計畫叢書第二輯 農村實地調査の仕方</p>	<p>農村計畫叢書第三輯 農村更生計畫の樹て方</p>	<p>農村計畫叢書第四輯 實地調査の結果 農村生活</p>
<p>本會は昭和七年度の新事業として特定農村の實地調査並に指導の計畫を開始した。埼玉縣井泉村の實地指導調査開始記念講演を輯録したものである。附録として井泉村指導基本調査項目を添ふ。</p>	<p>本書は右井泉村の實地調査を中心として農村實地調査の仕方に就て述べたもの、附録として農家戸別調査票十七葉を添ふ。</p>	<p>本書は右井泉村の實地調査を中心として、農村更生計畫の樹て方に就て述べたもの。</p>	<p>本書は右井泉村の實地調査の集計結果を記したものの、農村生活の實相を簡明明確に表現する數字的集計の結果は一般の農村研究者にとつても亦興味ある素材たるを失はぬ。</p>
<p>一五 二</p>	<p>二〇 四</p>	<p>三〇 四</p>	<p>三〇 四</p>

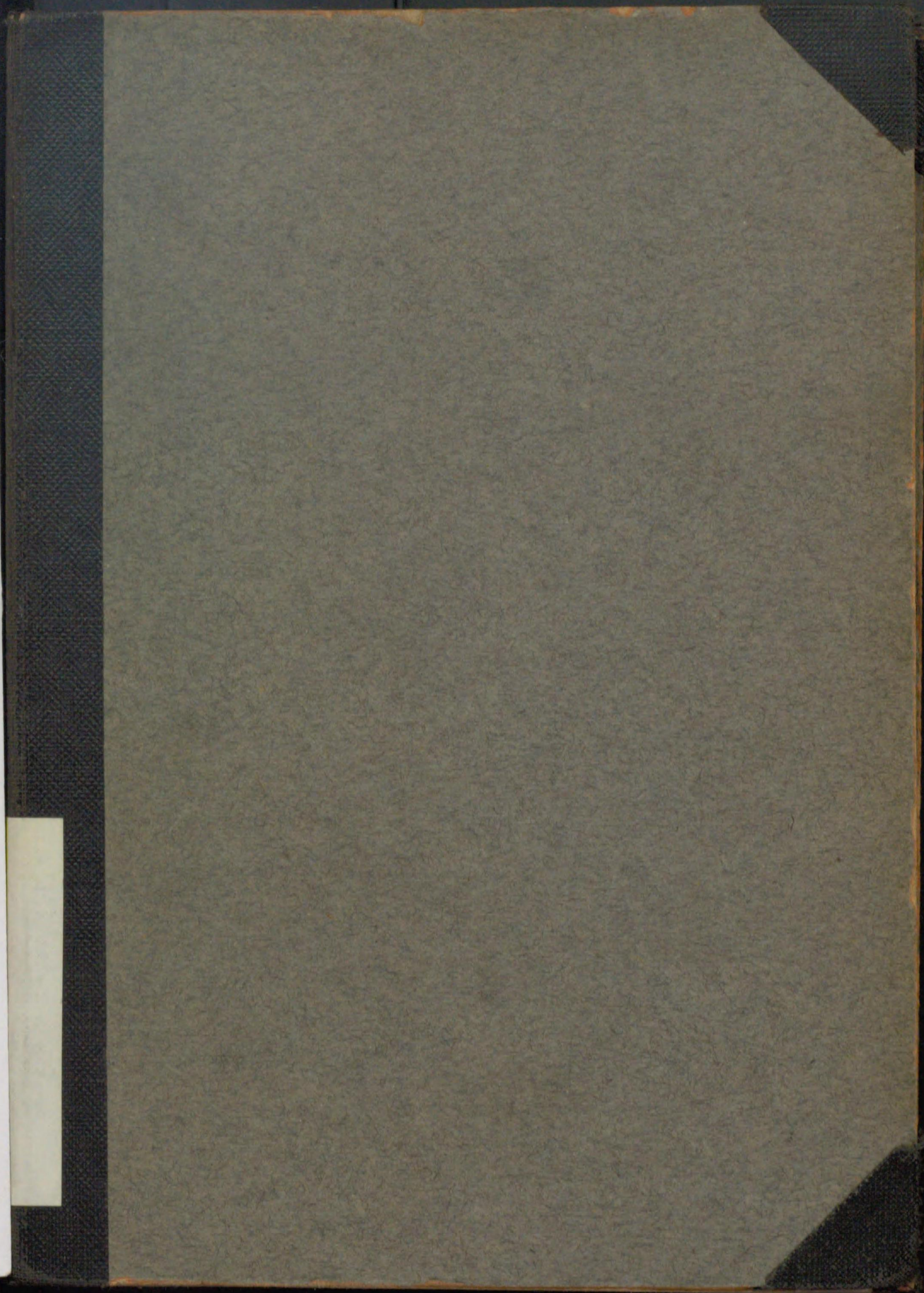
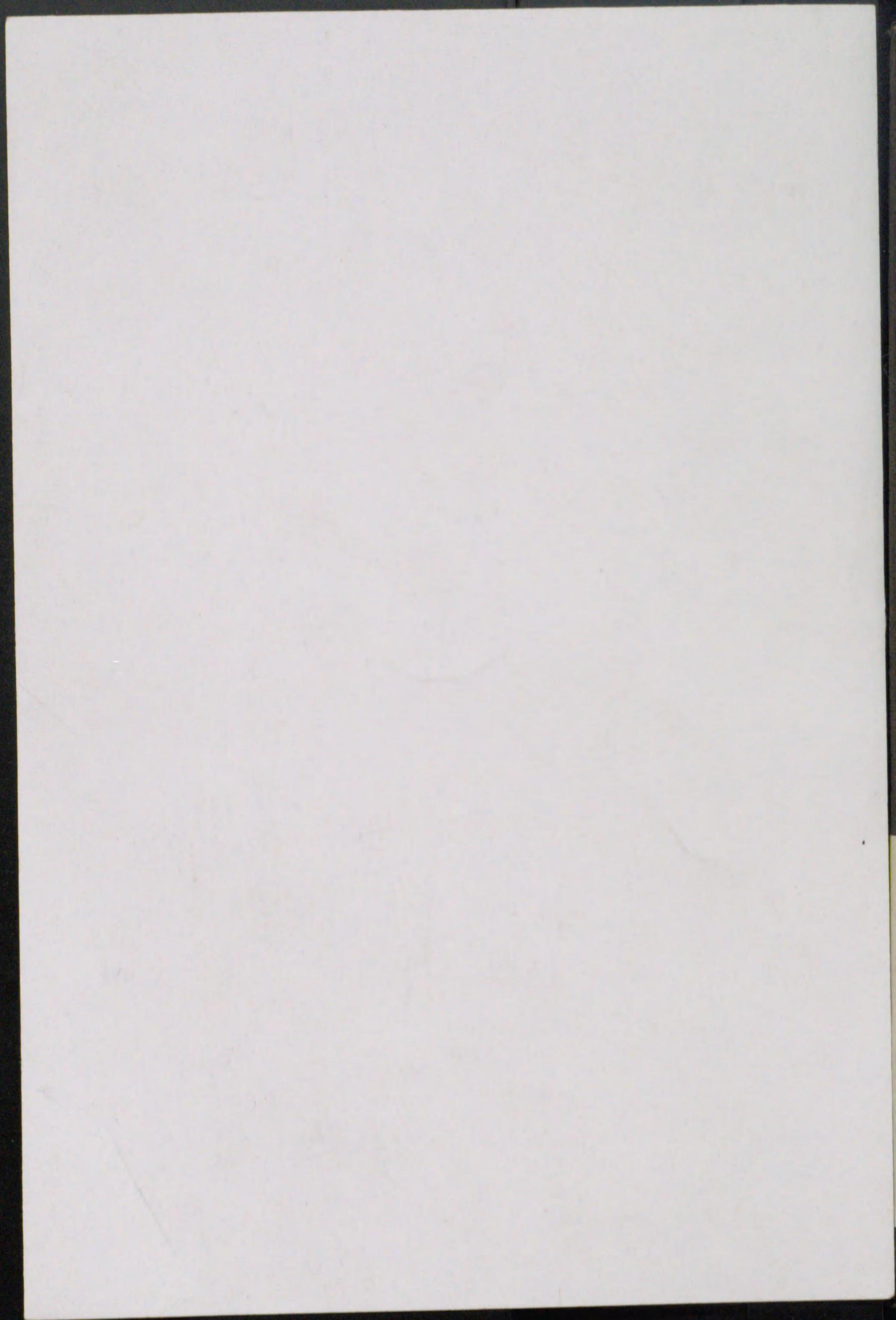
631
499

農 村 問 題 關 係 書 目

<p>農村問題解説叢書第一輯 我國農業委員會制度の話</p>	<p>農村問題解説叢書第二輯 農業保險の話</p>	<p>農村社會運動の動向</p>	<p>吾國 過小農と共同經營</p>
<p>本叢書の企圖は正確なる専門書の内容を平明なる通俗書の器に盛りんとするものである。その第一輯なる本書は農業委員會制度の意義、沿革、組織會議職能等に就き詳述したものである。</p>	<p>我國農業事情の見地より農業保險の概要と農林省の立案した農業保險法要綱に就て出来るだけ平易に解説を加へたるもの。</p>	<p>本書は昭和六年七月より七年六月に至る一箇年間の我農民組合運動と小作爭議に就て論述したもので、最近我農村社會運動を知悉するには必讀の参考書である。</p>	<p>本書は、過小農救済策としての共同經營問題、共同經營の内部的組織、共同經營に關する諸問題に對し詳細に論究せるもの、現下の農村研究者にとり最も貴重の文獻。</p>
<p>二五</p>	<p>四五</p>	<p>五〇 六</p>	<p>四〇 四</p>

631
499

631
499

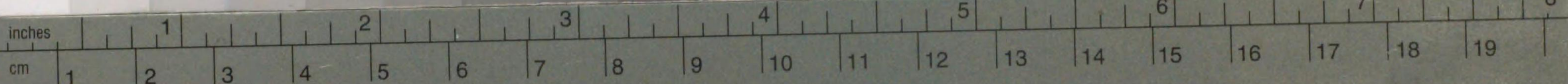


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black